様式1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関	する事項	
法人名	独立行政法人環境再生保全機	後構
評価対象	年度評価	平成29年度(第3期)
事業年度	中期目標期間	平成26~30年度

2. 評価の実施者に関する			
主務大臣	環境大臣		
	I-3については、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同	して担当	
法人所管部局	大臣官房(法人全般)(II~IVに関する業務)	担当課、責任者	総合政策課長 角倉 一郎
	大臣官房(I-1, 2に関する業務)		環境保健部環境保健企画管理課長 小森 繁
	大臣官房(I-1に関する業務)		環境保健部環境保健企画管理課保健業務室長 野村 由美子
	大臣官房 (I-3に関する業務)		環境経済課環境教育推進室長 河野 通治
	環境再生・資源循環局 (I-4,5に関する業務)		廃棄物規制課長 成田 浩司
	大臣官房 (I-6に関する業務)		環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室長 岩﨑 容子
	大臣官房 (I-7に関する業務)		総合政策課環境研究技術室長 上田 健二
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	総合政策課政策評価室長 内藤 冬美
主務大臣	農林水産大臣(I-3について、環境大臣、経済産業大臣、国土交通大	臣と共同して担当)	
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課環境政策室長 中川 一郎
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 前田 剛志
主務大臣	経済産業大臣(I-3について、環境大臣、農林水産大臣、国土交通大	臣と共同して担当)	
法人所管部局	産業技術環境局	担当課、責任者	環境政策課長 飯田 健太
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策評価広報課長 三浦 聡
主務大臣	国土交通大臣(I-3について、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大	臣と共同して担当)	
法人所管部局	総合政策局	担当課、責任者	環境政策課長 川埜 亮
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 日向 弘基

3. 評価の実施に関する事項

ヒアリングを実施し、機構から提出された業務実績等報告書等に沿って、理事長及び理事等から業務実績及び自己評価等を聴取した。また、監事から意見を聴取した。 また、下記の外部有識者から意見等を聴取した。

(外部有識者) ※_{敬称略}

- · 有田 芳子(主婦連合会会長)
- •泉 淳一(太陽有限責任監査法人)
- 大久保規子 (大阪大学大学院法学研究科教授)
- · 島 正之(兵庫医科大学公衆衛生学主任教授)
- ・萩原なつ子(立教大学社会学部教授)
- 花木 啓祐 (東洋大学情報連携学部教授)

4. その他評価に関する重要事項

平成28年に法人設置法等を改正し、環境研究総合推進業務を法人の業務として追加。(※平成28年度は一部の業務を環境省から移管。平成29年度から移管業務の全てを法人が実施。) 業務実施体制の見直しについては、債権管理業務を所掌する事業管理部を経理部に統合した。

様式1-1-2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定						
評定	B:全体としておおむね中期目標における初期の目標を達成していると認められる	(参え	考) 本中期目標類	期間における過 ^年	F度の総合評定の	火 次
(S, A, B, C, D)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
		В	В	В	В	
評定に至った理由	項目別評定は全て「A」又は「B」評定であり、全体としては「B」評定が大部分を占める。また、全よって、全体としておおむね中期目標における初期の目標を達成していると認められるため。	:体の評定を引き下	がげる事象もなか	った。		

2. 法人全体に対する言	平価
法人全体の評価	・業務は適正かつ着実に実施されている。
	・内部統制の推進については、「内部統制システム整備計画」を策定するとともに、理事長や役員と現場職員との意見交換等を積極的に進めているほか、全役職員を対象とした研
	修、外部有識者による検証等を実施している。
	・コンプライアンスの推進については、全役職員を対象とした自己検証を実施している他、外部有識者委員を含む監視委員会の指摘等に対応し、内部規程の改善を図っている。
	・研修については、「階層別研修」と「業務専門性研修」により構成される多角的な研修計画に沿って研修を実施し、100講座に対し受講者数延べ1619人が受講している。等
全体の評定を行う上で	特になし
特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における	る主要な課題、改善事項など
項目別評定で指摘した	
課題、改善事項	能な限り事前に資料を収集し判定申出を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らすなど、引き続き処理期間の短縮に努める必要がある。 等
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命	特になし。
令を検討すべき事項	

4. その他事項	
	機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第3期中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認められる。 当該事業年度は第3期中期目標期間の4年目として、同目標の着実な達成を意識して業務に取り組んでいると評価できる。等
その他特記事項	特になし。

様式1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

1来	九十一十一3 中别日信官理法人 年及許	一	日別計				福日即	/ 世 ·孝
	中期計画(中期目標)	0.0		F度評(1	0.0	項目別	備考(蒸焦素)
		2 6	27	28	29	3 0	調書No.	(評価比率)
		年度	年度	年度	年度	年度		
Ι.		1	1		, , - ,	·垻		100/
	<公害健康被害補償業務>	В	В	A	В			12%
	汚染負荷量賦課金の徴収	В	<u>B</u>	<u>A</u> O	<u>B</u> O		1 - 1	(8%)
	都道府県等に対する納付金の納付	В	В	В	В		1 - 2	(4%)
	<公害健康被害予防事業>	В	A	В	В			10%
·	事業の重点化・効率化及び収入の安定的な確保	В	<u>B</u>	<u>B</u>	ВО		2 - 1	(1%)
	ぜん息患者等のニーズの把握と事業内容の改善	В	В	В	В		2 - 2	(1%)
	調査研究	В	В	В	В		2 - 3	(1%)
	ぜん息予防等の知識の普及及び情報提供の実施	В	В	В	В		2 - 4	(2%)
ı	公害健康被害予防事業を担う人材の育成	В	<u>A</u> O	<u>B</u>	ВО		2 - 5	(2%)
	関係地方公共団体の事業に対する助成	A	<u>A</u> O	<u>B</u>	$B\bigcirc$		2 - 6	(3%)
	<地球環境基金業務>	В	В	В	В			13%
	助成事業に係る事項	A	В	В	В		3 - 1	(7%)
	振興事業に係る事項	В	A	В	В		3 - 2	(4%)
	地球環境基金の運用等について	В	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>		3 – 3	(2%)
	<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金 による助成業務>	ВО	В	ВО	В		4	1%
	<維持管理積立金の管理業務>	В	В	В	В		5	1%
	<石綿健康被害救済業務>	В	A	A	A			20%
	認定・支給等の迅速かつ適正な実施	<u>A</u> O	<u>A</u> O	<u>A</u> O	<u>A</u> O		6 - 1	(9%)
	救済給付の支給に係る費用の徴収	В	В	В	В		6 - 2	(1%)
	制度運営の円滑化等	В	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>		6 – 3	(3%)
	救済制度の広報・相談の実施	В	<u>A</u> O	<u>A</u> O	<u>A</u> O		6 - 4	(5%)
	安全かつ効率的な業務の実施	В	В	В	В		6 – 5	(1%)
	救済制度の見直しへの対応	В	В	В	В		6 – 6	(1%)
	<環境研究総合推進業務>		_	В	В			13%
	環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施	_		В	<u>B</u>		7 – 1	(7%)
	効率的、効果的な研究及び技術開発の推進	_	_	В	ВО		7 - 2	(6%)
		В	В	В	В			70%
※ Ē	重要度を「高」と設定している項目については、	各評語	の構に	101を	付す			

	中期計画(中期目標)		左	F度評	Б		項目別	備考
		2 6	2 7	2 8	2 9	3 0	調書No.	(H28 評
		年度	年度	年度	年度	年度		価比率)
Ⅱ.	業務運営の効率化に関する事項							
	組織運営	В	В	В	В		1	4%
	業務運営の効率化	В	В	В	В		2	9%
	業務における環境配慮	В	В	В	В		3	1%
		В	В	В	В			14%
Ш.	財務内容の改善に関する事項							
	予算、収支計画及び資金計画の作成等	В	В	В	В		1	6%
	承継業務に係る債権・債務の適切な処理	A	A	A	A		2	4%
	短期借入金の限度額	В	В	В	В		3	1%
			 					
		В	В	В	В			11%
IV.	その他の事項				ı	ı		
	職員の人事に関する計画	A	В	В	В		1	3%
	積立金の処分に関する事項	В	В	В	В		2	1%
	その他当該中期目標を達成するために必要 な事項	В	В	В	В		3	1%
		В	В	В	В			5%

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

注)「備考」欄には、平成 29 年度における法人内での業務量等を目安に算出した評価比率を記載している。「A」: 4 ポイント、「B」: 3 ポイントとして試算した場合、全体のポイントは「3.18≒ B」となる。

1. 当事務及び事業に関す	する基本情報		
I - 1 - 1	汚染負荷量賦課金の徴収		
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和 48 年法律第 111 号)第 52 条~
策		別法条文など)	第 57 条及び第 62 条
			独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易	重要度:「高」 汚染負荷量賦課金は当該年度の補償給付支給費用	関連する政策評価・行政事業	7. 環境保健対策の推進
度	等の財源として賦課徴収されるものであり、公害健	レビュー	7-1. 公害健康被害対策 (補償・予防)
	康被害補償制度の根幹を担うものである。		
	難易度:「高」 汚染負荷量賦課金の徴収は、当該年度の補償給付		
	支給費用等に必要な額の 8 割を充足する必要がある		
	ことから、現状の極めて高い申告率・収納率を維持		
	することが必要不可欠である。同賦課金は申告・納		
	付制度となっており、制度への理解の下に企業の自		
	主的な協力を前提としているが、「公害」を知る現役		
	世代が減り、制度への理解が薄れつつあること、経		
	営不振の企業からも徴収しなくてはならないこと等		
	からその維持には相当な努力が必要となっている。		

. 主要な経年テ	データ												
①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報						②主要なインプット	情報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
		(前中期目標期間最											
		終年度値等)											
汚染負荷量	申告額に係	99%以上	99.981%	99.997%	99.986%	99.988%		予算額(千円)	45,536,393	44,049,195	42,947,758	41,934,215	
賦課金の適	る収納率												
正・公平な徴	99%以上												
収	を維持												
	実地調査の	平成 24 年度実	58%増	65%増	70%増	70%增		決算額 (千円)	42,580,375	41,261,041	40,092,468	39,233,948	
	確実な実施	績に比し 50%	(100 事業所)	(104 事業所)	(107 事業所)	(107事業所)							
		増(95 事業所)											
汚染負荷量	徴収業務に	平成 24 年度実	8.61%	8.69%	8.33%	8.71%		経常費用(千円)	42,557,539	41,259,873	40,090,817	39,193,524	
賦課金徴収	係る委託費	績に比し平成											
業務の効率	の縮減	30 年度末まで											
的実施		に5%以上の縮											
		減											
	電子申告の	電子申告の比	68.2%	69.8%	71.0%	71.8%		経常利益 (千円)	261,479	171,590	Δ815,963	Δ373,800	

促進	率を平成 30 年 度 末 ま で に									
	70%以上									
					行政サービス実	8,243,891	8,079,294	8,891,740	7,962,670	
					施コスト (千円)					
					従事人員数	20	20	20	20	

注1)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣	による評価
		(平成 29 年度)		業務実績	自己評価		
				<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В
(1) 汚染負荷	(1)汚染負荷	(1)汚染負荷量			自己評定: B	<評定に至った理由	>
量賦課金の適	量賦課金の適	賦課金の適正・公				申告督励、実地調	査、委託事業者へ
E・公平な徴収	正・公平な徴収	平な徴収			評定理由:	導等により的確な徴	収業務が実施され
5染負荷量賦課	① 補償給付等	① 補償給付等の				告額に係る収納率に	ついては、ほぼ 1
金の適正・公正	の支給に必要な	支給に必要な費				の水準が維持された	。本制度が、汚染
な徴収を図り、	費用を確保する	用を確保するた				量賦課金の徴収に関	し、企業の自主的
又納率を平成	ため、委託事業	め、委託事業者へ				力を前提とする申告	F納付制度が導入
24 年度実績の	者への効果的指	の効果的指導及				ていること、及び赤雪	字法人にも申告糾
水準を維持する	導及び納付義務	び納付義務者か				務を課していること	を踏まえると、極
ことにより、補	者からの相談、	らの相談、質問事				高い水準で収納が行	 うわれているもの
賞給付等の支給	質問事項等に的	項等に的確に対				価する。	
こ必要な費用を	確に対応するこ	応するとともに、					
潅保すること。	とにより、汚染	特に、引き続き多				この高い収納率を	:確保するために
また、汚染負荷	負荷量賦課金の	くの企業が厳し				では下記のような取	なり組みにより目
量賦課金の徴収	申告額に係る収	い経営環境にあ				上回る成果をあげて	いる。
こついては、納	納率 99%以上を	る中で、高い申告				・事業所等に対する	実地調査では、
寸義務者からの	維持する。	率・収納率確保の				29 年度は、適正性	・公平性を高めて
申告額の修正の		ために、以下の対				の質の向上を図り、	実地調査を中期計
原因等について		応を				定める 95 事業所を	上回る 107 事業
分析を行うなど		行う。				対して実施した。	
適切な対策を講				1		・徴収業務に係る委	託費については、
じること。		ア. 納付義務者に		ア. 未申告納付義務者に対する申告督励の実	法に基づく重要な制度で	競争入札の活用等に	より中期計画に
		対しては、申告及		施	あること、厳しい経済状況	る 5%を上回る平成	24 年度比 8.71%
		び納付期限の遵			ではあるが申告・納付の必	減を実現している。	
		守について指導		汚染負荷量賦課金の未申告納付義務者(以	要なことなどを粘り強く丁	・オンライン申告等の	の電子申告及び電
		を行うとともに、		下「未申告者」という。) に対し、委託商工	寧に説明した結果、清算結	付については、賦課	金説明会での説明

未申告納付義務 者に対し委託商 工会議所及び機 構において、電 話、文書及び現地 訪問等による申 告・納付督励をさ らに強化する。

イ. 未納の納付義 | <主な定量的指標> 務者に対しては、| 申告額に係る収納率 | 施 「汚染負荷量賦 (99%以上) 課金の徴収・納付 | <その他の指標> 手引」により、 個々の事案に応 じ機構が法令に 基づき取り得る 措置を講じる。 これらの取組に より、廃業や破産 等の手続中のも のを除き、100% 収納を確保する。

② 納付義務者 2 納付義務者か 実地調査の計画的な 2 からの適正・公 | らの適正・公平な | 実施 正な賦課金申告 | 賦課金申告に資 に資するため、 するため、申告額 <主な定量的指標> 申告額の修正が一の修正が発生す 発生する原因等 る原因等につい (H24 年度比 50% について分析 | て分析し、適切な | 増) し、適切な対策 対策を講じると を講じるととも ともに、平成 24 <その他の指標> に、平成24年度 | 年度実績(63件) | 汚染負荷量賦課金の

適正・公平な徴収

実地調査の件数

実績に比し50% に比し中期計画 | 適正・公平な徴収

会議所及び機構において、電話、文書及び現一了等で納付義務の消滅した一話や文書による慫慂、事業所等への訪問に 地訪問等による申告督励を行った。

結果、納付義務者数 8,223 事業所のうち、未 31 事業所 (0.4%) まで縮 申告セミナー を開催したこと等の効果も 申告者は 391 事業所であったが、355 事業所 | 小させ、99.6%と高い申告 | あり、71.8%の事業所から行われ、中期計 が申告に応じた。

また、未申告者の様態に応じた督励手法を | た。 行う「汚染負荷量賦課金未申告事業者に関す る事務処理マニュアル」に基づき、個々の未 申告者の実情に応じた対策を行っているとこ ろである。

法律・内部規程及び「汚染負荷量賦課金の | 産等の特別な要因を除くと | アンケート調査を実施し、納付義務者から 徴収・納付に係る督励事務手引」に基づき、 100%確保していることは、 0質疑・照会等を申告・納付に関する各種 に係る督励事務 | 汚染負荷量賦課金の | 賦課金を納付しない納付義務者に対する納付 | 顕著な成果である。 督励を行った。

○現事業年度分

- ・電話による督励:135件
- ・現地訪問による督励: 3件

破産手続中等の3件を除き収納を完了し

○過年度分

期首8件の滞納事業者については、納付督 励により1件、納付計画に基づき1件の滞納 が解消し、1件は分割により支払中で、残り 5件のうち4件は破産手続中である。

区分

ア. 申告書審査による修正及び更正の状況

机上

審査

実地 計 調査 6 35 42

(単位:件)

29 当年度修正 当年度更正 39 3 22 23 過年度修正 1 19 20 渦年度更正 計 70 50 120

件) に比し 50%増(95件) に対応した。 件)の調査を実施した。

5 非該当事業所を除いた ↓ よるオンライン申告の説明、「オンライン 率を確保することができ 画に定める目標を3年前倒しで達成した。 また、平成27年度から準備を進めてきた 電子納付について、対応を開始した。

・毎年3月末の賦課料率改訂から5月15 日の申告納付期限までの短い期間内の約 3週間、具体的には4月上旬から下旬にか けて全国 103 会場(平成 29 年度実績)に おいて申告納付説明会を開催するととも イ. 未納の納付義務者に対する納付督励の実 │ 収納率については、目標 │ に、より効果的な説明会に改善していくた 値である99%を上回り、破しめに参加者及び委託先を含む関係者への マニュアル等に反映する改訂を行い、納付 義務者の負担軽減に寄与する改善を行っ た。

> こうした業務の質的改善への努力によ り極めて高い収納率を維持しているが、こ れに加えて特に平成29年度は、納付義務 者の負担軽減のための取り組みとして、

- ・申告納付手続に関し、前年度に考え方を 整理した納付義務の承継や問い合わせが 多い事項について、説明内容や資料の追加 により申告納付説明・相談会の内容を充実 させた。
- Pav-easy (ペイジー) 収納サービスに 実地調査件数について よる電子納付を平成30年1月から開始 は、平成24年度実績(63 し、インターネットバンキングによる納付
- とする目標に対し、平成29 ・未申告・未納事業者への督励等の対応を 年度においては目標を大一引き続き強化し、未納案件を、実質的に経 幅に上回る 70%増(107)営破たんしているものを除いて解消する とともに未申告案件も着実に減少させた。 等の成果をあげた。

機構では、本事業に求められる成果につ いては、目標以上の成果を上げている。こ

	増の実地調査等を計画的に実施する。		<評価の視点> 汚染負荷量賦課金を 確実かつ適正・公平 に徴収を行えたか	イ. 実地調査の状況 実地調査について、中期計画に定める平成 24年度比50%増(95件)を大きく上回る107 事業所(5年間分=535件)の申告内容を詳細 に調査した。 その結果、50件の修正及び更正処理を行う とともに、適正な申告となるよう指導を行っ た。		れに加えて今中期目標期間では、本事業の質的改善に取り組んで来ており、これまでにも多くの成果をあげている。以上を踏まえ、中期目標における初期の目標を十分に達成していると認められるためB評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。
徴収関連業務に ついては、前中 期目標期間に引 き続き、競争の 導入による改革 サービスの改革 に関すると 平成 18 年法 律第 51 号) 基づく民間競争	量賦課金徴収業 務の効率的実施 ① 徴収関連業 務についてよる 争の導入による 公共サービスの 改革に関する (平成 18 年法 律(平成 18 年法	賦課金徴収業務の効率的実施 ①収業務契に係るの要務契に係のの要務を関係では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	費の縮減 <主な定量的指標> 委託費を H24 年度	については、以下のとおりであり、平成24年 度比8.71%の縮減を図った。	徴収業務に係る委託費に ついては、平成 24 年度比	< その他事項 > 特になし。
量賦課金の申告 については、オ ンライン申告等 の電子申告の比 率を本中期目標 期間中に 70%	賦課金の申告に ついては、オン ライン申告等の 電子申告の比率 を平成 30 年度 末までに 70%以 上とし、業務の	「オンライン申	<主な定量的指標> 電子申請の比率を平 成 30 年度末までに	② オンライン申告の促進 平成29年度の電子申告率は71.8%で中期計 画で定める目標を達成した。「平成29年度オン ライン申告促進計画(9月5日)」を策定し、 次の各種取組を実施した。 ア. オンライン申告セミナーの開催 平成28年度に参加の多かった7地域と、ア ンケートで参加希望の多かった8地域の15箇		

目標としてオン	便性、情報セキュ		所で開催した(193名参加)。	め、「オンライン申告セミ	
ライン化を推進	リティの信頼性			ナー」の開催、個別事業所	
することによ	等について説明		イ. 徴収・審査システムの改修の検討	へのオンライン申告の推	
り、委託費の縮	する。また、業界		今後利用の増加の可能性がある現在推奨以	奨などの取組を行った。	
減等、業務の効	団体等に対し、傘		外のウェブブラウザ(GoogleChrome)への対応	また、オンライン申告から	
率化を図るこ	下事業主等への		を検討するとともに、平成30年度の実施に向	用紙又はFD・CD申告に、	
と。	利用促進のため		け、改修規模、費用対効果などを含めた調査	FD・CD申告から用紙申	
	の周知・広報につ		を行った。	告に移行した事業所へのア	
	いて協力要請を			ンケート結果をもとに、オ	
	行うほか、用紙申		ウ. オンライン申告から用紙又はFD・CD	ンライン申告への再移行の	
	告及びFD・CD		申告に、FD・CD申告から用紙申告に移行	方策とその対応可能性を検	
	申告の納付義務		した事業所への対応	証の上、オンライン申告へ	
	者への直接訪問		オンライン申告から用紙申告又はFD・C	の実施に向け取り組んでい	
	等により利用の		D申告に移行した事業所(69件)及びFD・C	<.	
	促進を図る。		D申告から用紙申告に移行した事業所(9件)		
	中期計画に掲げ		に対し、アンケート調査を実施した。		
	た電子申告率				
	70%以上の目標		エ. 個別事業所へのオンライン申告の推奨		
	は、平成 28 年度		対象工場が30以上ある事業者において、5		
	に申告件数・申告		事業所以上オンラインで申告している事業者		
	金		を選定し、用紙申告またはFD・CD申告の		
	額ともに2年前		事業所80件に対し、オンライン申告を推奨し		
	倒しで達成して		た。		
	おり、引き続き、				
	オンライン申告		オ. 実地調査におけるオンライン申告の推奨		
	等の一層の普及		用紙又はFD・CDで申告している事業所		
	及び定着に向け		(31件)に対し、オンライン申告を推奨した。		
	た取組を行う。				
(3)納付義務 (3)納付	養務 (3)納付義務者 <	くその他の指標>	(3)納付義務者等に対する効果的な指導及		
者等に対する効 者等に対す	効 等に対する効果 納	納付義務者等に対し	び提供するサービスの向上		
果的な指導及び果的な指導	な┃的な指導及び提┃で	て提供するサービス			
提供するサービ 提供するサ	-ビ 供するサービス 🛭 🔈	の向上			
スの向上スの向上	の向上		①納付義務者に対するサービスの向上	納付義務者の電子納付	
納付義務者に対 ① 納付義	「者 ① 納付義務者に <	<評価の視点>	納付義務者に対し、申告事務の効率化、手	に係る要望を踏まえ、イン	
して申告・納付からの相談	び 対するサービス 事	事務処理の効率化等	続の簡素化など質の高いサービスを提供する	ターネットを利用したペ	
に係る効果的な 質問等に的	€に の向上を図るた を	をは図るため質の高	ため、納付義務者のニーズに基づき次の取組	イジー(電子納付)収納サ	
指導を図るとと 対応すると	:も めに、以下の取組 V	ハサービスを提供し	を行った。	ービスを30年1月から開	
もに、汚染負荷 に、納付義	5者 を行う。 た	きか		始した。	
量の利便性の	1上		ア. 汚染負荷量賦課金の納付手続きの効率化		

賦課金徴収関連	を図るため、汚	ア. 納付義務者の	汚染負荷量賦課金について、納付義務者か	
		ニーズを踏まえ、	らインターネット等を利用した納付について	
		 汚染負荷量賦課	の要望を踏まえ、インターネットを利用した	
		金の納付につい	ペイジー (電子納付)収納サービスの実施に向	
こと。	う。	て徴収・審査シス	け、次の対応を行った。	
		テムとマルチペ		
		イメントネット	(ペイジー収納サービスの実装)	
		ワークを接続す	・幹事金融機関の選定、収納金融機関へ契約	
		ることにより、イ	依頼 (平成 29 年 3 月)	
		ンターネットを	・共同利用センターの利用開始(9月)	
		利用した電子納	・徴収・審査システムの改修を行い、実装を	
		付 (Pay-easy (ペ	完了 (9月)	
		イジー)収納サー	・共同利用センターとマルチペイメントネッ	
		ビス) を平成 30	トワークの接続試験(10、11月)	
		年 1 月から導入	・マルチペイメントネットワーク接続の登録	
		し、平成 30 年 2	通知書を受領(12月)	
		月の第 4 期分の	・ペイジーによる電子納付を開始(平成30年	
		納付に適用でき	1月)	
		るようにする。	なお、第4期の納付にペイジーを利用した	
			件数は62件であり、一層の周知強化に取り組	
			んで行く。	
			(ペイジー手続の周知)	インターネットを利用し
				たペイジー収納サービスに
			・ペイジーの利用開始のお知らせ文書及び説	
			明用チラシの発送 (12月)	な機会をとらえて周知し
			・機構ホームページにお知らせをアップ (12・	
			1 · 3月)	
			・「申告納付の手引き」にペイジー操作方法や	
			注意事項を追記	
			・申告納付説明・相談会説明用資料に操作方	
			法や注意事項を追記	
			・汚染負荷量賦課金の延納分納付書発送用封	
			筒にペイジー利用開始の案内を表記	
		 イ.「申告・納付	イ.「申告・納付の手続き」及び「申告書類作	納付義務者からの質疑・昭
		の手続き」及び	成マニュアル」の改訂	会を反映したマニュアルの
		「申告書類作成」	平成30年度への年度更新及びシステム改修	
		マニュアル」につ	に伴う修正事項に加えて、ペイジーによる納	
		いて、納付義務者	付方法及び問い合わせや誤りの多い事項を反	
	l	· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	I I W I W I W I W I W I W I W I W I W I	

意修 中説 イ明 じに	ウ. 汚染負荷量賦課金動画サイトの周知 公害健康被害補償制度や申告書類の作成方法・手続等を解説した動画サイトについて、申告納付説明・相談会で一部動画を利用するなどにより周知した。 エ. 徴収・審査システムの改修 徴収・審査システムのペイジー利用に係る改修及び最新のサーバへの更新に伴うセキュリティ対策の強化を行った。 (ア)汚染負荷量賦課金のペイジー収納サービスの利用に係るシステム改修、実装(イ)徴収・審査システム改修、実装(イ)徴収・審査システムサーバ群を更改し、最新のOSや機器に置き換え、機器構成部品の二重化、ファイアウォールの設定見直し等による機器の耐障害性の向上及び最新のネットワークに更新し、セキュリティ機能を強化(ウ)セキュリティ専門業者による脆弱性、セキュリティの診断及び情報システムのセグメ	うとともに、最新のサーバ への更新に伴うセキュリティ対策の強化と今後のセキ ュリティ対策計画を策定し	
情報の踏まといる。 ないいないないない。 ないいないないないでは、 ないのでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	ント管理など情報保全策調査結果に基づく セキュリティ対策計画の策定 (エ)機構が実施する情報セキュリティ研修の 受講、新任職員に対するシステム研修の実施 オ. 納付義務者からの問い合わせへの対応 納付義務者からの問い合わせに適切に対応	納付義務者からの問い合わせに対し、適切に対応し	

	付義務者からの	した。なお、誤りや照会が多かった事項は、	た。	
	問合せに適切に	商工会議所担当者研修会や次年度の申告納付		
	対応し、公害健康	説明・相談会を通して説明及び注意喚起して		
	被害補償制度に	いく。		
	ついての共通の	○問い合わせ件数		
	理解と認識を深	フリーダイヤル : 756 件		
	める。また、前年	(H29. 4. $3 \sim 5.31$)		
	度までの申告に	メールによる問合せ:113 件		
	おいて誤りの多	(H29. 4. $3 \sim 5.15$)		
	かった事項につ			
	いての対応策を			
	講じるとともに、			
	説明・相談会など			
	を通じて徹底を			
	図る。			
② 汚染負荷量	② 汚染負荷量賦	②染負荷量賦課金の徴収業務の円滑な推進	 委託商工会議所担当者に	
	課金の徴収関係	汚染負荷量賦課印の徴収業務を円滑に推進	対し、本業務の実施に係る	
	業務を円滑に推	するため、次の取組を行った。	研修会を実施した。	
進むように、委	進するため、以下			
託事業者に対し	の取組を行う。	ア. 委託商工会議所担当者に対する研修会の		
委託業務の点	ア. 納付義務者が	実施		
検・指導、担当	制度や申告の手	納付義務者が制度や申告の手続について、		
者研修会を行う	続について、正し	正しい理解が得られるよう委託商工会議所担		
など、的確に業	く理解してもら	当者を対象に研修会を平成30年3月2日に開		
務指導を実施す	えるよう委託商	催した (参加者数:128名)。		
る。	工会議所担当者			
	を対象に、徴収業			
	務の点検・指導方			
	法を習得するた			
	めの担当者研修			
	会を開催する。			
	イ. 委託商工会議	 イ. 申告納付説明・相談会の実施	より効果的な説明・相談	
	所との連携を図	申告・納付が的確に行われるよう全国 151	会の実施に向け、アンケー	
	りつつ、申告・納	商工会議所 103 会場(出席納付義務者数:	ト結果をもとに事後検討会	
	付が的確に行わ	2,651 事業所) で4月に申告納付説明・相談会	で検討し、手続き等の改定	
	れるよう全国各	を開催した。	を行うとともに、平成 30	
	地で申告納付説	なお、説明・相談会参加者に対し、アンケ	年度の説明・相談会等に反	
	明・相談会を開催	ート調査を行い意見・要望を把握し、これら	映させた。	
	する。また、同説	を基に既述の取組を行ったほか、より効果的		

明・相談会参加者	な説明・相談会の実施に向け、事後検討会で		
にアンケート調	意見を集約し、平成30年度の説明・相談会等		
査を実施し、意	に反映している。		
見・要望を把握す			
る。			
		以上のとおり、汚染負荷	
		量賦課金の適正・公平な徴	
		収を現す申告率・収納率は、	
		数値目標を上回る水準を達	
		成しており、制度への理解	
		を得ることが困難となって	
		きた状況において機構の不	
		断の取組を反映したもので	
		あること、実地調査件数及	
		び委託費縮減は数値目標を	
		大幅に上回る水準であるこ	
		と、電子申告率も中期計画	
		に定める目標を前倒しで達	
		成したこと及び納付義務者	
		の意見・要望に基づき、質	
		の高いサービスを提供する	
		ための様々な取組を行った	
		ことから、自己評定を「B」	
		とした。	
		<課題と対応>	
		・厳しい経済状況の中で、	
		汚染負荷量賦課金の申告・	
		納付について、納付義務者	
		の理解と協力を得て高い申	
		告率・収納率を確保してい	
		< ∘	
		・納付義務者からの要望が	
		高かったインターネットを	
		利用した電子納付の利用を	
		開始し、今後は、周知に力	
		を入れていく。	
		・申告・納付を行う納付義	
1	1	1	

務者の担当者が適正に申告 が行えるように、引き続き 分かりやすい資料等が提供 できるよう見直しを行うな ど、質の高いサービスを提 供するため、今後も納付義 務者のニーズを的確に把握 し、各種の取組を行ってい
分かりやすい資料等が提供できるよう見直しを行うなど、質の高いサービスを提供するため、今後も納付義務者のニーズを的確に把握
できるよう見直しを行うな ど、質の高いサービスを提 供するため、今後も納付義 務者のニーズを的確に把握
ど、質の高いサービスを提供するため、今後も納付義 機才のニーズを的確に把握
供するため、今後も納付義 務者のニーズを的確に把握
務者のニーズを的確に把握
1 久種の取組を行ってい
「

4.	その他参考情報	
.		

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I - 1 - 2	都道府県等に対する納付金の納付		
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和 48 年法律第 111 号)第 19 条、
策		別法条文など)	第 46 条、第 48 条及び第 49 条
			独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	7. 環境保健対策の推進
度		レビュー	7-1. 公害健康被害対策 (補償・予防)
			平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0264

	達成目標	基準値						②主要なインプット	月 和 (別 7分 1月 节	収及い八貝に	対9 3 目報/		
		(前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
の実施都 道府県等 数	で全ての都 道府県等に	第一種地域 13 都道府県等 第二種地域 2 都道府県等		域10都道 府県等 第二種地	第一種地域15都道府県等第二種地域2都道府県等	域14都道 府県等 第二種地		予算額(千円)	45,536,393	44,049,195	42,947,758	41,934,215	
ン申請を	全ての納付 金納付対象 都道府県等	100%	100%	100%	100%	97.8%		決算額(千円) 経常費用(千円) 経常利益(千円) 行政サービス実 施コスト(千円)	261,479		40,092,468 40,090,817 Δ815,963 8,891,740		

注1)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価
		(平成 29 年度)		業務実績	自己評価	
				<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
(1)納付申請	(1)納付申請	(1)納付申請等	<主な定量的指標>	(1)納付申請等に係る事務処理の適正化	自己評定:B	<評定に至った理由>
等に係る事務	等に係る事務処	に係る事務処理	納付事務処理の現地			納付申請等に係る事務処理について
処理の適正化	理の適正化	の適正化	指導都道府県数	①納付業務の適正性を確保するため、3年に	評定理由:	は、適正かつ正確に実施する必要があ
都道府県等が	補償給付及び公	補償給付及び公		1回のサイクルで全 45 都道府県等のうち旧	納付業務に係る現地指導	り、原則3 年に1 回のサイクルで関係
行う補償給付	害保健福祉事業	害保健福祉事業	<その他の指標>	第一種地域 14 都道府県等、第二種地域 1 都道	調査については、適正な事	道府県等への現地指導を行うことは不
の支給及び公	に関する納付申	に関する納付申	なし	府県等に対して現地指導調査を実施し、必要	務処理がなされるよう指	欠である。あらかじめ現地指導実施都
害保健福祉事	請、納付請求、変	請、納付請求、変		に応じ適正な事務処理がなされるよう指導を	導、処理を行った。	府県等数の目標を設定し、確実に実施
業の適正な執	更納付申請及び	更納付申請及び	<評価の視点>	行った。		ることが必要であるが、平成29年度に
行等を図るた	事業実績報告書	実績報告書に係	現地指導の実施によ			第一種地域については14都道府県等に
め、都道府県等	に係る手続の適	る手続の適正化	り、適正な納付業務の	②公害保健福祉事業については、6都道府県		して、第二種地域は1都道府県等に対
との一層の連	正化を図るた	を図るため、45	事務処理を確保した	等(平成 28 年度:6 都道府県等)の実態調査		現地指導を実施した。
携・強化に努め	め、現地指導を	都道府県等に対	カゝ。	を行い、事業計画の参考となるよう環境省及		また、公害保健福祉事業については
ること。	実施する。現地	する現地指導を		び都道府県等に情報提供を行った。	また、公害保健福祉事業	 都道府県等の実態を調査し、創意工規
	指導では都道府	原則として3年			については、6 都道府県等	 ある事例等について、他の都道府県等
	県等の要望及び	に1回のサイク		現地指導調査の結果及び公害保健福祉事業	の実態調査を行い、有用な	 の情報提供を行った。
	課題等を把握す	ルで実施する。		で創意工夫のある事例等について、事業計画		 納付業務システム担当者研修会につ
	るとともに国及	また、公害保健福		の参考となるよう環境省に報告するととも		 ては、昨年度の有識者の意見を踏まえ
	び都道府県等に	祉事業について、		 に、都道府県等に情報提供を行った。		 研修ニーズを把握し、半数近い都道所
	提供する。	実態調査を行い				 等から37名の参加を得て、参加者の8
		創意工夫が見ら				 から「本研修が有意義・やや有意義~
		れた事例を収集				 った」との結果を得た。
		する。				 以上を踏まえ、中期計画における所
		さらに、現地指導				 の目標を達成していると認められる1
		調査の結果や創				Bとする。
		意工夫が見られ				
		た公害保健福祉				 <指摘事項、業務運営上の課題及び3
		事業の事例につ				方策>
		いて、環境省に報				- 適正な申告納付を維持するため、5
		告するとともに、				 調査、研修をはじめとする機会を設り
		都道府県等に対				 自治体担当者の事務の理解を確実に側
		して事業計画の				されたい。
		参考となるよう				
		情報提供を行う。				<その他事項>
						特になし。

	1		T			
(2)納付申請	(2)納付申請	(2)納付申請等	·	(2)納付申請等に係る事務処理の効率化		
等に係る事務	等に係る事務処	に係る事務処理	納付業務システム研			
処理の効率化	理の効率化	の効率化	修の実施	①都道府県の担当者からのアンケート調査を	都道府県等の担当者の意	
全都道府県等	都道府県等のニ	納付業務システ		踏まえて納付業務システムの改修を行った。	見・要望を踏まえ、作業の	
が採用してい	ーズ等に対応し	ムについて、都道			効率化に対応するようシス	
			<その他の指標>		テム改修を行った。	
			なし			
	直しを行うとと			②納付業務システムに係る研修要望等のアン		
				ケート調査を実施し、都道府県等全ての要望	研修会については、対象と	
	対し研修を実施		納付業務システムの		なる 45 都道府県等の研修	
るため、事務処	する。		円滑な利用を確保す		ニーズを聴取し、研修要望	
理手続等の効					があった 22 都道府県等の	
率化を図るこ			把握し、効果的な研修		全ての者を対象に全国3か	
と。		ムを円滑に利用	を実施したか。	修を実施した。	所(東京・名古屋・大阪)で	
		できるよう、要望		また、研修終了後のアンケートでは、参加	研修を行った。	
		がある担当者全		者の86%から「有意義・やや有意義であっ	なお、前年度の要望を受し	
		員を対象に研修		た」との結果を得た。	け、開催場所、開催時期間	
		を実施する。			を見直し実施した。	
					以上を踏まえ、納付業務	
					に係る事務処理の適正化・	
					効率化を図るための対応を	
					適切に行っていることか	
					ら、自己評定を「B」とし	
					た。	
					/ 細胞 1. 払けへ	
					<課題と対応>	
					・納付業務については、毎	
					年度指導が必要な都道府県	
					等があることから、適正性	
					を確保するため、今後も指	
					導調査を実施していく。	
					また、被認定者の高齢化	
					に伴い、公害保健福祉事業	
					の参加者の確保が難しくな	
					っている状況の中、公害保健原業について、創金	
					健福祉事業について、創意	
					工夫のある事例等を収集し	
					事業計画の参考となるよう	

び研修内容	所、実施時期及 等、研修ニーズ め細かな対応を 。
4. その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関	する基本情報							
I - 2 - 1	事業の重点化・効率化及び収入の安定的な確保							
業務に関連する政策・施		当該事業実施に係る根拠(個	公害健康被害の予防等に関する法律(昭和 48 年法律第 111 号)第 68 条の					
策		別法条文など)	規定に基づく公害健康被害予防事業					
			独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号					
当該項目の重要度、難易	重要度:「高」 市中金利の低下により基金の運用益が減少する状	関連する政策評価・行政事業	7. 環境保健対策の推進					
度	況下において、事業予算を確保し、事業の重点化・	レビュー	7-1. 公害健康被害対策(補償・予防)					
	効率化を進め、予防事業全体の方向を決定する必要							
	がある。							

2. 主要な経年データ ② 主要なアウトプット (アウトカム) 情報 ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) 指標等 達成目標 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 基準値 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 (前中期目標期間 最終年度値等) 予算額(千円) 950,667 | 867,370 1,084,950 989,182 決算額 (千円) 933,450 911,223 864,405 | 812,544 経常費用(千円) 921,362 918,911 876,296 | 827,189 経常利益(千円) 25,032 $\Delta 58,467$ $\triangle 26,423 \mid \triangle 30,625$ 行政サービス実 122,251 183,721 182,219 | 192,264 施コスト (千円) 従事人員数 16 16 16 16

注1)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3.	各事業年度の業務	答に係る目標、計画	i、業務実績、年度	評価に係る自己評価及び	ド主務大臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	.評価	主務大臣による評価
			(平成 29 年度)		業務実績	自己評価	
	公害健康被害	公害健康被害	(1)事業の重	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
	予防基金(以下	予防基金の運用	点化・効率化	_	(1) 事業の重点化・効率化		<評定に至った理由>
	「予防基金」と	について、運用方	公害健康被害予	<その他の指標>	① 機構が自ら行う予防事業については、ぜ	自己評定:B	公害健康被害予防基金の運用等につい
	いう。) の運用に	針に基づき安全	防事業の実施内	_	ん息患者等のニーズを的確に把握し、事業内		ては、近年の低金利状況が長期化する中
	ついて、景気局	で有利な運用に	容を、地域住民	<評価の視点>	容に反映させる取り組みを引き続き行うとと	評定理由:	で、市場動向等に応じた安全かつ有利な
	面に対応して安	努めるとともに、	のぜん息等の発	事業の抜本的な重	もに、各事業について次の重点化・効率化を	以下のとおり、ぜん息患者等	運用等により、収入の安定的な確保が図
	全で有利な運用	自立支援型公害	症予防及び健康	点化・効率化として取	図った。	のニーズを的確に把握し、事	られた。
	を図るととも	健康被害予防事	回復に直接つな	り組んだ公害健康被	・知識の普及では、ぜん息・COPDの発症	業内容に反映させるととも	事業の重点化・効率化については、平
	に、予防基金の	業補助金の活用	がる事業、局地	害予防事業の見直し	予防、健康回復に直接つながる事業に重点化	に、地域住民のぜん息等の発	成 26 年度から開始した当中期目標期間
	運用収入の減少	により、収入の安	的な大気汚染が	の具現化の重要さ・困	し実施した。	症予防・健康回復に直接つな	における事業の見直しの継続実施と新た
	見込みに対応し	定的な確保を図	発生している地	難さ。	・調査研究では、予防事業の重点施策に沿っ	がる事業に重点化を図った。	な事業の本格実施が確実に行われた。
	て、事業の重点	る。	域の大気汚染の		た新たな研究課題を設定し公募を行い、評価	また、事業費については、低	以上を踏まえ、中期目標における所期
	化・効率化を図	また、事業の実施	改善を通じ地域		委員の評価を経て採択し実施した。	金利の状況が続く中、基金の	の目標を達成していると認められるため
	ること。 « 中期目	に当たっては、地	住民の健康確保		・研修は平成27年度に策定した予防事業研修	安全で有利な運用に努め事	Bとする。
	標 »	域住民のぜん息	につながる高い		の体系に基づき、継続して将来の予防事業の	業費の安定的な確保に努め	
		等の発症予防及	効果が見込める		担い手となる人材の育成強化に取り組んだ。	た。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善
		び健康回復に直	事業等に重点化			さらに、これまで検討を行	方策>
		接つながる事業、	し、効率化を図		② 地方公共団体が行う事業への助成につい	ってきた予防事業の見直し	運用収入については、市中金利の上昇
		局地的な大気汚	る。		ては、特に地域住民のぜん息等の発症予防・		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		染が発生してい			健康回復に直接つながるソフト3事業を重点	期間における予防事業の方	後さらに減少していくおそれがあること
		る地域の大気汚			事業とし、本年度も地方公共団体から交付申	向性を取りまとめたことか	から、より一層の事業の重点化、効率化
		染の改善を通じ			請のあった同事業の全てに対し交付決定を行	ら、自己評定をBとした。	及び他団体との連携等により、必要とさ
		地域住民の健康			った。		れる事業の実施を確保していくこと。
		確保につながる				・ぜん息患者等のニーズを的	
		高い効果が見込				確に把握し、ソフト3事業・	<その他事項>
		める事業等に重			·	知識の普及・研修に重点化を	特になし。
		点化するなど、効			・環境大臣の指定する有価証券の改正(一般		
		率化を図る。	公害健康被害予		担保付等の条件を緩和)が行われ、購入でき	組んだ。	
			防基金につい		る債券の選択肢の広がる中、機構の運用方針		
			て、低金利トレ		に基づき、市場の状況や金利の優位性を勘案		
			ンドの固定化が		して債券を購入するなど、基金の安全で有利		
			予想される状況		な運用に努めるとともに、自立支援型公害健		
			を踏まえ、市場		康被害予防事業補助金の活用及び前中期目標		
			等の動向に適		期間から繰り越された目的積立金の取崩しに		
			時・的確に対応		より、事業に必要な費用を確保した。	勘案して債券を購入するな	
			して、運用方針			と、基金の安全で有利な運用	
			に基づく安全で			に努めた。また、自立支援型	
			有利な運用を行			公害健康被害予防事業補助	

う。 金の活用及び前中期目標期 また、自立支援 間から繰り越された目的積 型公害健康被害 立金の取崩しにより、事業に 予防事業補助金 必要な費用を確保した。 の活用及び前中 期目標期間から ・低金利の状況により基金の 繰り越された目 運用益が減少傾向にあるこ 的積立金の取崩 とから、事業規模や事業内容 しにより、収入 の点検による予防事業メニ の安定的な確保 ューの見直し、事務費の縮 を図る。 減、事業実施体制の検討等、 予防事業の見直しを着実に (3) 公害健康 (3)予防事業の基本方針の検討 進め、次期中期目標期間にお 被害予防事業の ・今日の低金利の状況により、基金の運用益 ける予防事業の方向性を取 基本方針の検討 が減少傾向にあるため、限られた事業財源をりまとめた。 予防事業におけ 有効かつ効果的に活用するため、事業規模や る限られた財源 事業内容の点検による予防事業メニューの見 を有効かつ効率 直し、事務費の縮減、事業実施体制の検討を | <課題と対応> 的に活用してい 行い、次期中期目標期間における予防事業の ↓・低金利の状況が継続してい くため、予防事 基本方針を取りまとめ、環境省に報告した。 ることから引き続き市場の 業の包括的な点 動向を注視し、安全で有利な 検・評価と次期 運用による運用益の確保、自 中期目標期間の 立支援型公害健康被害予防 事業実施の基本 事業補助金の活用及び目的 方針について検 積立金の取崩により安定し 討を開始する。 た財源を確保する必要があ この検討におい て予防事業の見 ・また、事業の重点化・効率 直しが必要な場 化について不断の検討を行 合には、次期中 っていくとともに、事業見直 期目標期間への しにより中止・廃止となる事 業については、今後、関係団 円滑な事業移行

4. その他参考情報

のために関係団

体等との調整に

着手することと

する。

体とも調整を図る必要があ

る。

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I - 2 - 2	ぜん息患者等のニーズの把握と事業内容の改善		
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和 48 年法律第 111 号)第 68 条の
策		別法条文など)	規定に基づく公害健康被害予防事業
			独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	7. 環境保健対策の推進
度		レビュー	7-1. 公害健康被害対策 (補償・予防)

2. 主要な経年	データ												
① 主要なア	ウトプット(アウトカム)情報						②主要なインプット	青報(財務情報	報及び人員に関	する情報)		
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
		(前中期目標期間											
		最終年度値等)											
								予算額 (千円)	1,084,950	989,182	950,667	867,370	
								決算額 (千円)	933,450	911,223	864,405	812,544	
								経常費用 (千円)	921,362	918,911	876,296	827,189	
								経常利益 (千円)	25,032	Δ58,467	Δ26,423	△30,625	
								行政サービス実	122,251	183,721	182,219	192,264	
								施コスト (千円)					
								従事人員数	16	16	16	16	

注1)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3	. 各事業年度の業務	烙に係る目標、計画	可、業務実績、年度	評価に係る自己評価及び	が主務大臣による評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣	による評価
			(平成 29 年度)		業務実績	自己評価		
	効果的かつ効	効果的かつ効	公害健康被害	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В
	率的な業務を行	率的に業務を行	予防事業の各種	_	・患者団体及びぜん息等の発症予防や健康回		<評定に至った理由	>
	うため、ぜん息	うため、ぜん息	事業を効果的か	<その他の指標>	復の活動に取り組んでいる NPO 法人等から	自己評定: B	患者団体やNPO	法人等、事業参加者か
	等の患者、地域	等の患者、地域	つ効率的に実施	_	把握したニーズについて、実施可能なものか		ら把握したニーズの	うち実施可能なもの
	住民のニーズを	住民の満足度や	するため、ぜん息	<評価の視点>	ら事業内容に反映した。(継続)	評定理由:	を事業内容に取り入	れている。
	的確に把握し、	ニーズを把握	等の患者、地域住	本事項「ニーズの把握	・知識普及事業及び研修の事業参加者の意見		また、ぜん息患者等	等や地域住民のニーズ
	事業の改善を図	し、その結果を	民の満足度やニ	と事業への反映」は、	等について、実施可能なものは事業内容に反	者、地域住民及び関係機	を的確に把握し、事業	業内容の改善に活用す
	ること。	事業内容に的確	ーズを把握し、そ	公害健康被害予防事	映した。(例、研修カリキュラムの見直し)	関・団体など事業参加者の	るためソフト3事業	の実施効果の測定・把
	また、事業の	に反映させるこ	の結果を的確に	業(以下、右欄を含め		ニーズを把握し、実施可能	握のための調査を継	続している。
	実効性を確保す	とにより事業の	反映させること	「予防事業」という。)	(1) ニーズの把握と事業への反映	なものから、事業内容に反	平成 26 年度から	運用を開始している
	る観点から、前	改善を図る。	により事業内容	の役割からして、本来	① 患者等のニーズに基づき実施した事業	映するとともに、知識の普	「集計・分析システ	ム」について、継続的
	中期目標期間に		の改善を図る。	的に基本とすべき重	・これまで患者団体及びぜん息等の発症予防	及では事業内容の整理・統	に測定し効果的・効率	率的な事業内容の改善

引き続き、事業 的な指標による に、客観的デー | 健康相談事業、 タに基づいた事 | 健康診査事業及 | 行について、平成 業の評価・分析 を行い、その結 果を踏まえた事 業内容を検討 う。) について、 格的実施や助成 し、より効果の 事業実施効果の 事業の見直し後 ある事業に重点 | 測定及び把握に | のメニューを関 化を図ること。

また、ぜん息 び機能訓練事業 29 年度におい (以下「ソフト」 ては、引き続き各 3事業」とい 種新規事業の本 努め、事業の評 | 係地方公共団体 価、分析を継続しがより効果的に して行い、その|実施できるよう 結果を踏まえた にするための支 事業内容を検討 | 援に取り組む。 し、効果のあるしまた、ぜん息等の 事業内容に重点 発症予防及び健 化を図る。

康回復に直接つ

ながる地方公共

団体が行う健康

相談事業、健康診

査事業及び機能

訓練事業(以下

「ソフト3事業」

という。) につい

て、事業実施効果

の測定及び把握 に努め、事業の評

価・分析を継続し

て行い、その結果 を踏まえた事業

内容を検討し、効

果のある事業内

容に重点化を図

る。

び健康回復に直 | 害健康被害予防 | な重点化・効率化とし 測定及び把握に | 接つながる地方 | 事業の第三期中 | て取り組んだ予防事 | した。 努めるととも | 公共団体が行う | 期目標期間にお | 業の見直しの具現化 ける見直しの実の重要さ・困難さ。

平成 26 年度 | 要な取組であるとい | や健康回復に資する活動に取り組んでいるN | 合を進め、最新の科学的根 | への取組がされていることを踏まえ、中期 実施効果の定量┃等の発症予防及┃から開始した公┃うこと。事業の抜本的┃PO法人等から把握したニーズについて、次┃拠に基づく確かな情報を反┃目標における所期の目標を達成している | のとおり実施可能なものから事業内容に反映 | 映させるなど、事業内容の | と認められるためBとする。

② 事業参加者へのアンケート

- ・知識普及事業の参加者及び研修参加者に対 | 容の改善に向けた取組を継 するアンケート調査(対象者:計 2.569 名、 回収率:84.9%)を実施し意見等を収集した。| 自己評定をBとした。 また、平成28年度の意見等について実施可能 なものは、本年度の事業内容に反映させた。
- (2)予防事業の第三期中期目標期間(平成 | 及、及び研修の事業内容に 26~30年度) における見直し
- ・地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復|研修受講者のアンケートを に直接つながるソフト3事業は優先的に実施 整理・分析し、カリキュラ し、調査研究や知識の普及及び研修は縮減又してに反映した。 は統廃合により合理化を進め、他の主体とも 連携を図りながら、次のとおり事業の重点化し・パンフレット等の啓発冊 及び効率化を図った。

① 調査研究

・本年度は、課題数の見直しを行うなど限らしの向上を図るとともに、最 れた予算の中で、ソフト3事業の効果的な実 | 新の科学的知見に基づく確 施に向けた研究課題を設定するなど、予防事」かな情報を提供した。 業の目的に合致した調査研究を2か年計画で 公募により実施した。

② 知識の普及

- ・成人ぜん息向けの啓発冊子の再編・統合に を用いて継続的に把握する より合理化を進め、利用者の利便性の向上をしとともに、前年度の実施効 図るとともに、最新の科学的知見に基づく確し果の調査結果とあわせ地方 かな情報を提供した。
- また、機構ホームページの「ぜん息などの」子に取りまとめ、地方公共 情報館」に加え、ぜん息情報のポータルサイ 団体に配布し情報の共有を トとして「ぜん息・COPDプラットフォー | 図った。 ム」の本格運用を開始し、SNS(ツイッタ 一)の利用により、学術研究団体等が発信す るぜん息・COPDの予防等に関する最新の│<課題と対応> 科学的根拠に基づく確かな情報を提供した。
- ③ 予防事業を担う人材の育成

改善を図った。

業実施効果の測定と事業内 | 策> 続して実施したことから、

- 引き続き、これまでに把 握したニーズを知識の普 反映した。また、前年度の
- 子の再編・統合により合理 化を進め、利用者の利便性
- ・地方公共団体が行うソフ ト3事業の実施効果につい て、「集計・分析システム」 公共団体での取組事例を冊

予防基金の運用収入が減 少するなか、予防事業を効 果的・効率的に行っていく

また、ソフト3事業の事 | <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方

特になし。

<その他事項> 特になし。

- 22 -

方公共団体職員を対象とした研修の充実や好事例の紹介など情報提供等に取り組んだ。 (3) ソフト3事業の効果測定等 ・「集計・分析システム」を活用し、ソフト3事業の実施効果の測定を行い、調査結果をフィードバックした。また、「ソフト3事業事例集」を作成し、各地方公共団体に配布した。
--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I - 2 - 3	調査研究		
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和 48 年法律第 111 号)
策		別法条文など)	第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業
			独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	7. 環境保健対策の推進
度		レビュー	7-1. 公害健康被害対策 (補償・予防)

2. 主要な経年データ ① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報 ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) 指標等 基準値 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 26年度 達成目標 27年度 28年度 29年度 30年度 (前中期目標期間最 終年度値等) 調査研究費 平成 24 年 予算額(千円) 1,084,950 989,182 950,667 867,370 の総額の削度比で 同左 39%削減 37%削減 50%削減 61%削減 10%以上 減 削減する 課題の採択|外部有識者 決算額(千円) 933,450 911,223 864,405 812,544 までの事務 による評価 処理期間 を行い、公 募締切日か 同左 59 日 55 日 ら 60 目以 内に決定す る 経常費用 (千円) 921,362 918,911 876,296 | 827,189 経常利益(千円) 25,032 Δ58,467 $\triangle 26,423 \ \triangle 30,625$ 行政サービス実 122,251 183,721 182,219 | 192,264 施コスト (千円) 従事人員数 16 16 16 16

注1) 議題の採択までの事務処理期間が「一」となっているのは、平成27年度は採択年でないため。

注1)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

. 各事業年度の業務	客に係る目標、計画	1	評価に係る自己評価及び			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価
		(平成 29 年度)		業務実績	自己評価	
(1) ぜん息等	(1)環境保健	(1)調査研究の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
の発症予防、健	分野に係る調査	重点的な実施	・調査研究費の総	(1)調査研究の公募・実施		<評定に至った理由>
康回復に関する	研究について	中期計画に基づ	額を平成24年度比で	① 環境保健分野に係る調査研究	自己評定: B	平成 29 年度は、平成 29~30 年度の記
環境保健分野及	は、地域住民の	き重点化を行っ	10%以上削減する。	・平成 29 年度から開始する第 11 期調査研究		査研究の初年度であり、課題の公募と年月
び大気環境の改	ぜん息等の発症	た調査研究を、着	・課題の採択まで	(2年計画) について、環境保健調査研究評	評定理由:	末に中間的な成果の把握が行われた。
善分野における	予防・健康回復	実に実施する。環	の事務処理期間につ	価委員会の意見を踏まえ、予防事業に資する	以下のとおり、予防基金の	環境保健分野については、関連学会の
調査研究の実施	に直接つながる	境保健分野及び	いて、外部有識者に	次の3課題の調査研究について公募を行っ	運用収入が減少するなか、	力が得られたことで数多くの応募があり
に当たっては、	ソフト3事業の	大気環境の改善	よる評価を行い、公	た。	年度計画に定めた「調査研	提案内容も研究として優れたものが多
大気の汚染の影	効果的な実施に	分野に係る調査	募締切日から60日以	・公募に当たっては、機構や関連学会のホー	究費総額を平成 24 年度比	ったことから、できるだけ多くの事業を
響による健康被	向けた課題や患	研究は、平成 29	内に決定する。	ムページに加え、日本アレルギー学会の協力	で 10%以上削減する。」と	択できるよう調整が行われた上で採択
害を予防する上	者の日常生活の	年度から開始す		を得て、学会員へ個別通知を行うなど幅広く	の目標を上回る達成(61%	れた。
で、より効果の	管理・指導等に	る調査研究課題	<その他の指標>	公募を行ったところ38件の応募があり、評価	削減)をしており、新たに	環境改善分野については、募集2分野
高い事業に引き	関する課題に重	について、公募に	_	委員による事前評価を経て9件を採択し実施	2か年計画の調査研究課題	対してそれぞれ1課題ずつの応募があり
続き重点化する	点化を図り、ま	より実施する。		した。	を採択するなど予定通り事	いずれも研究としての熟度に難がある
とともに、テー	た、大気環境の	公募の実施に当	<評価の視点>		業を進め、研究成果を予防	案であったが1課題が採択された。
マに応じて、研	改善分野に係る	たっては、ホーム	今後の公害健康被害	② 大気環境の改善分野に係る調査研究	事業に活用していることか	中間的な成果については、環境保健分
究費の配分を検	調査研究につい	ページの活用や	予防事業の重点施策	・平成29年度から2か年計画の調査研究では、	ら、自己評定をBとした。	では、事業予算の都合で1課題あたりの
討し、研究費を	ては、局地的な	関連学会等との	に則した調査研究課	現在でも環境基準を達成しない局地的な大気		究費が少ない割には総じて良い成果が
平成 24 年度実	大気汚染地域の	連携により広範	題への選択と集中が	汚染地域があるなど今日的な課題について、	・調査研究費総額は、平成	込まれるものとなった。環境改善分野
績に比し、10%	大気汚染の改善	な周知を図る。	図られているか。調	環境改善調査研究評価委員会の意見を踏ま	24 年度比 10%以上削減す	は、研究計画に沿って進捗しているが、
削減すること。	に係る課題や今	また、課題の採択	査研究の成果が公害	え、地域の環境改善施策の実証に資する研究	るという目標に対し 61%	価委員から多くの注文がつくものとな
また、調査研究	日的な大気汚染	については、外部	健康被害予防事業の	課題を2課題設定し公募を行った。	を削減した。	ている。
課題について	の知見の蓄積に	の有識者による	他の事業に活かされ	・機構、関連学会のホームページ等を通じた		なお、環境保健分野の研究については
は、重点分野等	向けた課題に重	評価を行い、公募	ているか。	公募では2件の応募があったが、評価委員の	・調査研究について、新た	国内外での学会や論文発表、国、地方公
を中期計画で定	点化を図る。	の締切日から 60		事前評価において、研究成果の設定、内容の	に2か年計画で公募を行	団体への情報提供など成果の活用も積
め、公募制を継	なお、研究課題	日以内に決定す		独自性等、評価基準で評価が低かったア)の	い、環境保健分野 9 課題、	的に行われており、この点からも研究の
続し、透明性の	の重点化を行う	る。併せて、契約		『局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善』	環境改善分野1課題を採択	がある程度確保されているといえる。
確保を図るこ	ことにより、調	締結までの期間		については、採択を行わず、イ)の『今日的	した。	また、委託先に対する事務説明会や現
と。	査研究費総額を	について、平成		な大気汚染の知見の蓄積に向けた課題』の応		指導調査などが適切に行われ、研究費の
	平成 24 年度比	26 年度に契約締		募案件1件のみを採択し実施した。	<課題と対応>	正な執行に努めている。
	で 10%以上削減	結までに要した			・次年度は2か年計画で実	以上を踏まえ、環境改善分野について
	する。	期間よりも短縮		③ 調査研究の採択にかかる事務等	施する調査研究の最終年に	改善すべき点があるものの調査研究全
	新規に採択する	をする。		・環境保健分野及び環境改善分野とも、公募	なるため、研究評価委員の	としては中期目標における目標は達成
	調査研究課題に	なお、調査研究課		の締切日から採択日までに要した日数は55日	意見を踏まえ取りまとめを	ていると認められる。
	ついては、公募	題の重点化や実		であった。また、調査研究費総額は平成24年	行う。	
	制を継続し透明	施計画等の合理		度比で 61%の削減を図った。		<指摘事項、業務運営上の課題及び改善
	性の確保を図	化を行うことに		・調査研究に係る会計処理を適正性に行うた		策>

よる評価を行 い、公募の締切 日から 60 日以 内に決定する。 (2)調査研究 | (2)各調査研 | 事業の達成度に「究課題の外部有」による評価 ついては、外部 | 識者による評価 | 各調査研究課題 有識者による年 として、各年度 の外部有識者に 度評価及び事後 | に年度評価を行 | よる評価として、 評価を行い、そ うとともに、課 各年度に年度評 の結果を調査研 | 題の終了後には | 価を行うととも 究活動や各分野 | 事後評価を実施 | に、課題の終了後 における事業の | する。また、そ | には事後評価を 展開等にフィー | の評価結果につ | 実施する。これら ドバックさせる いては研究者へ の評価結果につ こと。

に当たっては、 競争性を高める 観点からホーム 上削減する。 ページの活用や 関連学会等と の連携により広 節な周知を図 また、課題の採 択については、 外部の有識者に

る。公募の実施しより、調査研究費 の総額を平成 24 年度比で 10%以

した会計説明会を実施し、契約事務取扱及び 会計手続について説明するとともに、委託費 の適切な執行について周知徹底を図った。

め、全ての委託機関の会計担当者等を対象と

・また、委託機関4箇所に対して現地指導調 査を実施し、購入物品の検収方法、支出証拠 書類、帳簿及び納入物品の確認等を行った。

(2)外部有識者による評価

- ・環境保健分野、環境改善分野とも事前評価 のほか、1年目の調査研究成果について、調 査研究発表会又は調査研究結果ヒアリング等 を通じて評価委員による年度評価を行った。
- ・なお、評価結果は、翌年度の調査研究の実 施に反映させるため研究者にフィードバック した。

昨年の指摘を踏まえて調査研究の評価 指標の見直しが検討され、次期中期目標及 び中期計画では調査研究の内容を評価す る方向となっている。

しかしながら環境改善事業に目を向け ると、調査研究事業の運営事務局として不 適切と思われる運営がなされている。公募 型の研究課題の採択は、外部専門家による 専門的見地からの意見を参考としつつ、募 集テーマ及び予防事業の事業方針との整 合、研究成果の事業への活用等を総合的に 判断して機構が決定するものであるが、運 営事務局が実施すべき検討又は内容の調 整が年度末の評価も含めて行われている と評価できない。具体的に第11期応募課 題の評価過程で見ると、

- ・採択する意義について、募集テーマとの 整合性、予防事業として実施する意義、 特に調査研究としての成果は何か、その 成果がどう事業に活用できるのか等、運 営事務局として行うべきスクリーニン グを実施又は検討したと評価できない こと、
- ・調査研究評価委員会について、事業採択 における専門家の評価の位置づけは実 施要領上確認できないが、評価委員によ って採点にバラツキが見られるにも関 わらず、評価委員の専門分野や採点に係 る個性を考慮せず、委員のつけた評価点 数をもって採択の可否が決定されてい ると思われること、
- ・採択事業について、事業予算が縮減する 中で、需要も少なく、事業としての優先 順位を低くすべき植樹事業の需要喚起 及び取組の促進が研究計画に掲げられ ている。そのことは評価委員からも指摘 されているにも関わらず、予防事業の全 体方針との整合性の検討又は調査研究 内容の調整等が何ら行われることが無 いまま採択されており、このままでは予 防事業全体の運営方針に影響を与えか

(2)外部有識者 フィードバックしいては、各調査研 し、次年度の研一究の実施者にフ 究内容 (研究資 | ィードバックし 源の配分、研究 て次年度の調査 計画) に反映さ 研究の内容(研究 せるほか、各分 資源の配分、研究 野における事業 計画) に反 の展開にフィー一映させる。なお、 ドバックさせ 評価結果が一定 る。なお、評価 レベルに達しな 結果が一定レベ いものについて ルに達しないもしは、計画の変更又

のについては、は中止を行う。

計画の変更又は 中止を行う。 さらに、研究成 果については、 研究発表会やホ ームページで公 表するととも に、ぜん息患者 等の日常生活の 向上や大気環境 の改善に直接役 立つ情報につい ては、より分か りやすい資料を 作成するなどし てホームページ やパンフレット などにより、広 く情報提供を行 う。

(3)調査研究成 果の公害健康被 害予防事業への 反映

調査研究の成果は、ホームページや研究発表するほか、とファースを表するほか、との作成により、皆報提供を行う。

また、その結果に 応じて、研修事業 や助成事業の向 上、知識の普及等 事業で行う取組 の内容に的確に 反映させる。

- (3)調査研究成果の公害健康被害予防事業 への反映
- ① 環境保健分野、環境改善分野とも、調査研究により得られた知見等は、パンフレット等の啓発資料や講演会・講習会など知識普及事業に反映するとともに、調査研究成果は成果集に取りまとめ、関係地方公共団体及び関係学会等に配布し、また、機構ホームページにも掲載した。
- ② 調査研究の成果は、学会発表や論文発表 に引用されており、学問の発展や社会貢献に 寄与している。

区分	研究	学会	論文
四月	件数	発表	発表
保健分	9 件	63 件	102 件
野	9 17	03 1+	102 11
改善分	1 件	2 件	0 件
野	1 17	2 1 11	0 17

ねないこと、

上記のように公募型の調査研究事業の 運営事務局として本来行うべきことの実 施が確認できず、採択に係る透明性や公平 性の観点にも疑問があること、及び調査研 究として期待できる成果が乏しいこと等 から、昨年も本評価を通じて緊急に改善を 促したところであるが、次期中期計画期間 で対応する一部を除いて改善が見られな い。

次期中期計画期間では、調査研究が内容・質で客観的に評価され、公募型の調査研究を行う事務局として、同様の業務を行う環境研究推進業務の事務局運営を参考とした業務改善が行われ、適切な事務局運営がなされることを期待する。

また、予防事業における調査研究事業の 課題として、予算総額が縮減する現状を踏 まえ、1課題あたりの研究費の確保、適切 な課題数の設定、採択事業数の調整、研究 内容による配分金額の調整等を通じて調 査研究の質を確保し、予防事業に資する研 究成果が得られるよう適切に運営してい くことが重要であり、そのために状況に応 じて柔軟に対応することが求められる。

なお、環境改善分野は、様々な要因により事業の需要も低迷しており、調査研究も公募テーマの設定や実際の研究需要等が厳しい状況にあるため調査研究の公募を一時的に停止することも含めて検討すべきである。その上で調査研究を公募するのであれば、調査研究としての質を確保することを優先し、①募集テーマとの整合性、②研究としての水準、③予防事業全体の事業方針との整合、等を検討し、調整しても②や③に難がある応募しかない場合には採択を見送るなど、適正な調査研究事業の運営となるよう改善策の検討が必要である。

		<その他事項> 特になし。

4. その他参考情報			

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I - 2 - 4	ぜん息予防等の知識の普及及び情報提供の実施		
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和 48 年法律第 111 号)
策		別法条文など)	第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業
			独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	7. 環境保健対策の推進
度		レビュー	7-1. 公害健康被害対策 (補償・予防)

2. 主要な経年データ ① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報 ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) 指標等 基準値 27年度 | 28年度 | 29年度 30年度 26年度 27年度 28年度 達成目標 26年度 29年度 30年度 (前中期目標期間最 終年度値等) 講演会の参講演会の参 予算額(千円) 1,084,950 989,182 950,667 | 867,370 加者等によ 加者等に対 る評価 してアンケ ート調査を 行い、有効 回答者の 80 パーセ 97%同左 94%95%98%ント以上か ら5段階評 価で上位 2 段階までの 評価を得 る。 決算額 (千円) 864,405 | 812,544 933,450 911,223 経常費用 (千円) 876,296 | 827,189 921,362 918,911 経常利益(千円) 25,032 $\Delta 58,467$ $\Delta 26,423 \mid \Delta 30,625$ 行政サービス実 122,251 182,219 | 192,264 183,721 施コスト(千円) 従事人員数 16 16 16 16

注1)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務	タに係る目標、計画	1、業務実績、年度	評価に係る自己評価及び	ド主務大臣による評価		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価
		(平成 29 年度)		業務実績	自己評価	
環境保健及び大	(1)地域住民	(1)知識の普及	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
気環境の改善に	のぜん息等の発	等事業の重点的	講演会の参加者等に	(1) 患者教育を含む確かな医療情報等の提		<評定に至った理由>
関する最新の情	症予防及び健康	な実施	よる評価	供	自己評定: A	小児ぜん息に係る複数の啓発冊子を再
報や知見につい	回復並びに地域	地域住民等に対		① パンフレット類の作成		編・統合したパンフレットを発行し、成人
て、知識の普及、	の大気環境の改	して機構が直接、	<その他の指標>	ア.「パンフレット合理化の基本方針」により	評定理由:	向けパンフレット類の統合についても検
情報の提供事業	善に係る知識の	ぜん息等の発症	_	小児ぜん息向けの啓発冊子の再編・統合に当	以下のとおり、ぜん息患者	討を開始しており、パンフレット類の合理
を積極的に行う	普及を行うた	予防及び健康回		たり、最新の医療情報を加え、科学的知見に	やその家族が必要とする医	化に向け適切かつ積極的に取り組んでい
こと。	め、パンフレッ	復並びに地域の	<評価の視点>	基づく確かな情報を提供したことに引き続	療情報等の提供について、	る。
また、事業参加	トの作成やぜん	大気環境の改善	ぜん息及びCOPD	き、成人ぜん息向けの啓発冊子4種の再編・	機構自らが従来から行って	ホームページでは、各関連団体等が発信
者等へのアンケ	息等講演会の開	に係る知識の普	の予防、大気環境の	統合に着手し、紙媒体のほかウェブコンテン	いる知識普及事業では、事	するぜん息等に関する情報を一元的に発
ート調査の回答	催などの事業を	及、情報提供を行	改善に関する正確な	ツも作成した。	業参加者から高い評価(満	信することができる「ぜん息・COPD プ
者のうち 80%	積極的に実施す	う本事業は、公害	知識をわかりやすく		足度 98%) を維持しなが	ラットフォーム」を運用し積極的な連携に
以上の者から満	る。	健康被害予防事	提供する取組が効果	イ. ぜん息及びCOPDの最新情報の発信媒	ら、加えて学術研究団体、	取り組んだ。
足が得られるよ	また、事業内容	業の中で特に重	的・効率的に行われ	体として生活情報誌「すこやかライフ」を発	NPO法人等、他の主体と	また、地域に根差した活動を行うNPO
うにすること。	についての評価	要な事業である。	ているか。事業の抜	行(/年2回)し、ウェブコンテンツも制作し	の連携による新たな知識普	法人等との協働事業や、水泳記録会、セミ
	を把握するた	平成 26 年度か	本的な重点化・効率	公開した。	及事業を実施するなどして	ナーや講習会等の開催等を引き続き着実
	め、当該事業が	らの第三期中期	化として取り組んだ	また、第50号の記念特集ではオリンピックメ	いることから、自己評価を	に実施した。
	実施された年度	目標期間で具現	予防事業の見直しの	ダリストによる座談会を企画し、その内容を	「A」とした。	以上のように、中期目標における所期の
	の参加者、利用	化を進めている	具現化の重要さ・困	掲載した。		目標を達成し、また効率的・重点的な情報
	者に対するアン	公害健康被害予	難さ。		・ぜん息患者の自己管理を	提供を行うための取組を実施しているも
	ケート調査を実	防事業の見直し		② パンフレット類の提供先	支援するため、ぜん息の治	のの、これらの取組が知識の普及に具体的
	施する。アンケ	の背景は「ぜん息		・作成したパンフレット類は、医療機関にお	療等法の変化にあわせて、	にどのように結びついたのかが必ずしも
	ートの調査結果	等の患者の自己		いてぜん息患者への患者教育・指導等に使用	ぜん息患者やその家族に科	明らかにされていない。アンケートにおい
	を事業に反映	管理の支援 (患者		されているほか、ソフト3事業の事業参加者	学的根拠に基づく確かな医	て、目標を上回る成果が得られているもの
	させることによ	教育) の重要性の		に対する教育ツールとして利用されており、	療情報等を提供するため、	の、それが知識の普及につき目標を上回る
	り、有効回答者	増大」であり、こ		平成 29 年度は約 49 万部を提供した。	小児ぜん息向けの普及啓発	上位評価とする合理的な根拠が薄いこと
	のうち 80%以上	れへの具体的な			冊子の再編・統合とあわせ	から、「B」評価とする。
	の者から5段階	対応を、この知識		提供先部数	最新の情報を加えるなど、	
	評価で上から2	の普及等事業と		地方公共団体 121,652 部	その他機構自らが行う知識	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方
	段階までの評価	環境保健分野の		医療機関 234,625 部	普及事業を通じて、患者教	策>
	を得る。なお、	助成事業を中心		個人等 130,006 部	育を含む確かな医療情報等	特になし。
		に行っていくこ		計 486,283 部	を提供した。	
	や大気環境の改	とになる。				<その他事項>
	善に向けた取組			③ ぜん息専門医等による講演会・講習会の		特になし。
	等を促す事業に			開催	て、ぜん息患者やその家族	
	ついては、事業			ア. アレルギーの啓発に関する講演会	が正しい情報に容易にたど	
	効果の継続的な			・2月20日の「アレルギーの日」に合わせ、	りつくために、学術研究団	
		•				

把握に努め、結 果を事業に反映 させるなど質の 向上を図る。

公益財団法人日本アレルギー協会と連携し、 ぜん息などアレルギーの啓発に関する講演会 | 益な情報を一堂にまとめ発 を東京で開催した。

- イ、保育所等におけるアレルギー疾患に対す」による「ぜん息・COPD る普及啓発講習会
- ・厚生労働省と連携し、保育所等における正 運用を開始し、SNS(ツ しい知識の普及を図り、アレルギー児への対「イッター」により積極的に 応の充実を図ることを目的に講習会を3箇所 │情報発信を行い、本年度は (三重、静岡、千葉)で開催した。

ウ. ぜん息児水泳記録会

- ・ぜん息の児童や中学生を対象に、健康回復 のための自己管理の啓発・継続を図ることを「・潜在患者が多くいるとい 目的に、水泳記録会を開催し、273 名の参加 われているCOPDについ を得た。
- ・記録会当日はぜん息児及び保護者への保健 ノウハウを活用して、患者 指導・患者教育の機会として、吸入手技指導 | の早期発見や呼吸リハビリ を交えた体験教室及びピークフローメータの「テーションを普及するため」 使用方法等の実技指導を併せて実施した。

エ. 教育セミナーの開催

・ぜん息等のアレルギー疾患や患者の自己管 | 奨をした者からCOPDの 理支援について正しい知識を提供するため、 | 発見につなげることができ 第34回日本小児難治喘息・アレルギー疾患学 た。 会と共催で、医師や看護師等を対象とした教 育セミナーを実施した。

④ ぜん息・COPD電話相談室

- ・ぜん息・COPD患者等からの相談に応えしめ、事業の重点化、事業内 るため、看護師及び医師によるぜん息・CO 容の改善に引き続き取り組 P D 電話相談室を通年で開設し、計 1,218 件 | む。また、「ぜん息・C O P の相談に対応した。
- ・本相談室の周知を図るため、新聞(スポニ)いて、情報の収集・更新を チ)や生活情報誌(「ぱど」)等を活用した広 図るなどコンテンツの一層 報を行った。
- ⑤ エコドライブ普及ツールの貸出し
- ・地方公共団体が地域の事業者や住民を対象しに行っていく。 として実施する各種環境イベントにおいてエ コドライブの啓発事業の支援を行うため、機

| 体、NPO法人等がもつ有 信する場として、国、地方、 民間企業等 16 団体の協力 プラットフォーム」の本格 新たに食品メーカー1団体 の協力を得ることができ

て、NPO法人等の知見・ の事業を協働で実施した。 COPDの早期発見事業 では、事業参加者で受診勧

<課題と対応>

地域住民や医療従事者等 の様々なニーズに応えるた Dプラットフォーム」につ の充実に努めるとともに、 SNS(ツイッター)など も活用し情報発信を積極的

		構が所有するエコドライブシミョ	レーターを
		地方公共団体等に 28 件貸出しを	うった。
		⑥ 事業参加者の評価	
		・環境保健分野における各種事業	•
		事業参加者によるアンケート調査	
		有効回答者の98%の者から5月	階評価で上
		位2段階までの評価を得た。	
		上位 2	JI. KIŁ
		事業名の評価の評価	
		アレルギーの日関連講	144
		演会 90.1	%
		保健所等における普及	
			%
		ぜん息児水泳記録会 97.6	<u>//o</u>
		学会教育セミナー 89.1	
		ぜん息・COPD電話	
		98.2	%
		合計 (平均) 97.5	/ 0
(2) +- 1 0	(2)各種普及啓		
	発事業の効果的	(2)他の主体との連携による新	たな普及啓
し、各事業の実	·	発事業の展開	
	地域住民等のぜ	① 「ぜん息・COPDプラット	フォーム」
	ん息等の発症予	の本格運用	· • # + 🗆 #
	防及び健康回復	・国、地方公共団体、民間企業等	
	並びに地域の大	が発信するぜん息等に関する最新なのは	
	気環境の改善に	や地方公共団体が行う講演会の情報を集終し、種類的に提供し	
	係る知識の普及	な情報を集約し、積極的に提供し 数 149 回)	/こ。(1定医凹
	を図るため、パン	数 149 回)	
	フレット類の作	・同サイトの利用促進を図るため	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	成やぜん息専門	NS(ツイッター)を開設し、利	
	医等による講演	発信を行った。(発信件数 150 回、	
ーズの把握を行	会・講習会の	190人)	/ A L /
	開催、ぜん息・C	100 /()	

果的な提供力	法 OPD電話相談	L ● Tell PD 2F L PV VI AD A DAMI // DTIAN L TELAY BE TIAN #H I	
4.1.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4		・同じ問題に取り組む他の団体にも協力依頼	
や内容の充実		を行った結果、本年度は新たに食品メーカー	
図る。	積極的に実施す	1団体(公益財団法人ニッポンハム食の未来	
	3.	財団)の協力を得ることができた。	
	これらの普及啓		
	発事業を改善し、	② NPO法人等との協働事業の実施	
	より効果的に実	・NPO法人の知見等を活用し、地域の行政・	
	施していくため	医療機関・住民と連携し、COPD患者や医	
	に、参加者や利用	療従事者等に呼吸リハビリテーションを普及	
	者に対するアン	させ、自己管理能力とQOLの向上を図るた	
	ケート調査で要	めの「地域におけるCOPD対策推進事業」	
	改善点、理解度等	を大阪と岡山の2地域で実施した。	
	を把握して、次の		
	事業等に反映さ	・同事業で行ったCOPD患者の早期発見の	
	せるなど、常に質	取組では、肺年齢測定の結果から医療機関へ	
	の向上を図る。な	の受診勧奨をした結果、参加者からCOPD	
	お、アンケート調	の早期発見につながった。	
	査では、有効回答		
	者のうち 80%以	③ e-ラーニング学習システム	
	上の方	・ぜん息等の知識が習得できるよう、調査研	
	から5段階評価	究で開発した e -ラーニング学習システムを機	
	で上から2段階	構ホームページに公開した。	
	までの評価を得		
	ることを目標と		
	する。		
	(3)普及啓発事		
	業の展開		
	公害健康被害予		
	防事業の見直し		
	により平成 26		
	年度から取り組		
	んでいるNPO		
	法人等と連携し		
	た知識普及事業、		
	メディアミック		
	スも踏まえた抜		
	本的なパンフレ		
	ット類との統		
	合・再整備、「e		
	-ラーニング学		

習支援システム」
の運用及び大気
環境対策セミナ
ーなどの事業を
着実に推進する。
(4) ホームペー
ジを活用する情
報提供
ホームページの
利点を活かして、
機構ホームペー
ジ内の「大気環
境・ぜん息などの
情報館」で、パン
フレット類の内
容プラスアルフ
アの情報、機構が
開催する講演会
等の紹介情報、調
査研究等の他の
公害健康被害予
防事業を通じて
得られた最新の
知見や情報をわ
かりやすく、タイ
ムリーに提供す
る。
また、上記(3)
と同様に公害健
康被害予防事業
の見直しによる
新たな普及啓発
事業の取組とし
て、ホームページ
を改修して構築
した関連団体等
が発信するぜん
息・COPDの予
防等の情報を掲
載するプラット

フォームの利活 用や、ユーザビリ ティの向上を着 実に推進する。		
用や、ユーザビリ		
ティの向上を着		
実に推進する。		

4. その他参考情報			

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報										
I - 2 - 5	公害健康被害予防事業を担う人材の育成										
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和 48 年法律第 111 号)第 68 条の								
策		別法条文など)	規定に基づく公害健康被害予防事業								
			独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号								
当該項目の重要度、難易	重要度:「高」 ぜん息患者のアドヒアランスの向上させるために	関連する政策評価・行政事業	7. 環境保健対策の推進								
度	患者教育ができるコメディカルスタッフを養成する	レビュー	7-1. 公害健康被害対策(補償・予防)								
	こと及び予防事業の担い手となる地方公共団体職員										
	の育成は今後の予防事業の実施に不可欠である。										

2. 主要な経年を	データ												
① 主要なア	D 主要なアウトプット (アウトカム) 情報						②主要なインプット	情報(財務情	報及び人員に	関する情報)			
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
		(前中期目標期間最											
		終年度値等)											
研修受講者	研修の受講							予算額(千円)	1,084,950	989,182	950,667	867,370	
による評価	者に対して												
	アンケート												
	調査を行												
	い、有効回												
	答者の 80	同左	96%	98%	98%	99%							
	パーセント	1.4/	0070	0070	0070	0070							
	以上から 5												
	段階評価で												
	上位2段階												
	までの評価												
	を得る。												
研修受講者								決算額 (千円)	933,450	911,223	864,405	812,544	
の所属上長													
による評価	に対して追												
	跡調査を行												
	い、有効回	同左	95%	96%	100%	99%							
	答者の 80	0											
	パーセント												
	以上から												
	「研修成果												
	を効果的に												

活用できて									
いる。」など									
のプラス評									
価を得る。									
				経常費用 (千円)	921,362	918,911	876,296	827,189	
				経常利益 (千円)	25,032	Δ58,467	$\Delta26,423$	Δ30,625	
				行政サービス実	122,251	183,721	182,219	192,264	
				施コスト(千円)					
				従事人員数	16	16	16	16	

注1)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業績		可、業務実績、年度認	評価に係る自己評価及び	が主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価	
		(平成 29 年度)		業務実績	自己評価		
地方公共団体が	地方公共団体が	(1)効果的な研	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B	
実施する健康被	実施するソフト	修の実施	研修受講者及び研修	(1)効果的な研修の実施		<評定に至った理由>	
害予防事業の従	3事業及び大気	公害健康被害予	受講者の所属上長に	研修については、従来の事業に必要な知識や	自己評定: B	予防事業の担い手となる人材の育成を	
事者が事業への	環境の改善事業	防事業が置かれ	よる評価	技術を習得する「事業研修」(基礎)と、患者		より効果的に行う取組として、研修体系の	
理解を深め、事	の従事者を対象	ている重要な状		教育を行う指導者を育成する「人材育成研修」	評定理由:	大幅な統合・再編を実施した。その結果、	
業実施に必要な	に、各事業への	況として、地方公	<その他の指標>	(専門)に再編・統合するとともに、患者教	以下のとおり、地方公共団	平成 29 年度の研修効果は、受講者の評価	
知識を習得する	理解を深めると	共団体の実施体	_	育を指導する専門家を育成する通年型の専門	体の予防事業担当者及び地	で 5 段階評価の上位 2 段階までの評価が	
ための研修を実	ともに事業実施	制が縮小化して		研修(エキスパートコース)を実施した。	域の医療機関に所属する看	平均 98.4%、受講者が職場に戻ってから	
施すること。	に必要な知識及	きているという	<評価の視点>	① 地方公共団体(助成対象地方公共団体	護師等を対象に研修を行い	の所属上長に対する追跡調査(「研修の成	
また、受講者へ	び技術を理論	ことがある。一	予防事業の事業環境	数:46団体)が実施するソフト3事業及び大	受講者から高い評価を得る	果が発揮されているか」) で 5 段階評価の	
のアンケート調	的・実践的に習	方、平成 26 年度	の変化を踏まえた研	気環境の改善事業の従事者を対象とする研修	とともに、受講者に「予防	上位 2 段階までの評価が 98.6%と高い評	
査の回答者のう	得することを目	からの第三期中	修事業となっている	ア. 環境保健分野	事業人材バンク」への登録	価を継続している。	
ち 80%以上の	的とした効果的	期目標期間で	か。また、実際に効	(ア) 地方公共団体のソフト3事業の従事者	を積極的に勧奨したことに	また、患者教育及びコメディカル等の専	
者から満足が得	な研修を実施す	具現化を進めて	果的な研修となって	等を対象に、各事業実施に必要な知識及び技	より登録者数の増加を図れ	門家を育成する専門研修の効果は、受講者	
られるようにす	る。	いる公害健康被	いるか。	術等を理論的・実践的に習得してもらうこと	たことから、自己評定をB	の評価で 5 段階評価の上位 2 段階までの	
ること。	また、地域にお	害予防事業の見		を目的として、ソフト3事業研修、保健指導	とした。	評価が平均 100%と高い評価を継続して	
	いて、ぜん息患	直しの背景は「ぜ		研修及び環境改善研修を実施した。		いる。	
	者等に対して指	ん息等の患者の		なお、前年度の受講者アンケートにおいて他	・地方公共団体のソフト3	以上を踏まえ、中期目標における所期の	
	導を行う看護師	自己管理の支援		の地方公共団体との意見交換の場を設けても	事業及び大気環境改善事業	目標を達成していると評価してBとする。	
	等の患者教育ス	(患者教育) の重		らいたいとの要望を受けて、グループワーク	の担当者を対象とした研修		
	タッフを養成す	要性の増大」であ		を行うなどカリキュラムを見直した。	と看護師等を対象とした研	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方	
	るための研修を	り、これへの具体		(イ) 予防事業担当者の研修の受講機会を確		策>	
	実施する。	的な対応を知識		保するため、年度当初に研修計画や研修内容	については中期計画及び年	特になし。	
	実施に当たって	の普及等事業と		を地方公共団体に周知し、計画的に受講がで	度計画に掲げた目標を達成		
	は、研修ニーズ	環境保健分野の		きるよう配慮するとともに、各研修開催前に	した。	<その他事項>	

を把握し、その一助成事業を中心 内容を研修のカーに行っていくこ リキュラム作成しとになる。これら (講座内容、講 を着実に実施し 師) 等に反映さしていくためには、 せることによしぜん息等の患者 り、有効回答者 の身近で自己管 のうち80%以上 理の支援ができ の者から5段階 るような人材を 評価で上から2 的確に育成する 段階までの評価 ことが必要不可 を得ることを達 | 欠であり、以下に 成するなど、質 掲げる研修等を の向上を図る。 なお、当該年度 る。地方公共団体 の研修に参加しが実施するソフ たソフト3事業 ト3事業及び大 従事者を対象に | 気環境の改善事 追跡調査を実施|業の従事者に対 し、平均80%以して、各事業への 上から「研修成│理解を深めると 果を効果的に活したもに事業実施 用できている」 などのプラス評しび技術を理論 価を得る。

効果的に実施す に必要な知識及 的・実践的に習得 することを目的 とした研修を実

施する。

また、地域におい て、ぜん息患者等

に対して指導を 行う看護師等(コ メディカルスタ ッフ) の患者教育 スタッフを養成 するための研修

を実施する。

これらの研修の

内容等を改善し、 より効果的に実 施していくため 再度案内を行った。

(ウ)研修に参加できない予防事業担当者に 対し、ぜん息等の知識が習得できるよう、調 | への登録者数については、 査研究で開発した e - ラーニング学習システム | 年度計画での目標数を大幅 を機構ホームページに公開し、地方公共団体 に上回る 133 名の登録を獲 に周知した。

イ. 環境改善分野

環境改善事業に従事する者を対象に、前年度 ・「予防事業人材バンク」に の受講者アンケート結果及び大気環境改善分しついては多数の登録者を獲 野に関する最新の国等の動向等を踏まえ、P|得できているが、今後は登 M2.5 に関する最新の知見、地域における環境 | 録者の活躍の場をどのよう 改善の取組事例として大気浄化植樹の効果的 | に展開していくかを検討す な実施方法などをカリキュラムに反映して実しる。 施した。

ウ. 研修受講者による評価

受講者に対してアンケート調査を実施し、有 効回答者のうち平均98.4パーセント以上の方 から5段階評価で上位2段階までの高評価を 得た。

また、ソフト3事業の従事者を主な対象とし た研修受講者については、研修受講者の所属 上長に対して研修成果の活用に関する調査を 実施し、「研修成果を効果的に活用できてい る」ことについて有効回答者のうち平均98.6 パーセント以上の方から5段階評価で上位2 段階までの高評価を得た。

研修受講者の評価

研修名	上位2段階 の評価率
ソフト3事業研修	100.0%
保健指導研修	100.0%
環境改善研修	96.5%
合計 (平均)	98.4%

所属上長の追跡評価

	上位2段階
研修名	の評価率

特になし。

• 「予防事業人材バンク」 得することができた。

<課題と対応>

に、研修生に対す	ソフト3事業研修	100.0%
るアンケート調	保健指導研修	97.7%
査で理解度、研修	合計 (平均)	98.6%
ニーズ等を把握		
して、その後のカ	② 看護師・理学療法士	:等を対象とする研修
リキュラム作成	ア. 呼吸ケア・リハビリ	リテーションスタッフ
(講座内容、講	養成研修	
師) 等に反映させ	・ぜん息・COPD患者	者の療養指導に必要な
るなど、常に質の	知識、技術を習得しても	もらうことを目的に、
向上を図る。な	11月に福岡で実施。	
お、アンケート調	イ. ぜん息患者教育スタ	マッフ養成研修
査では、有効回答	・ぜん息患者の療養指導	算に必要な知識、技術
者のうち 80%以	を習得してもらうことを	と目的に、11 月に大阪
上の研修生から	で実施。	
5 段階評価で上	ウ. 呼吸ケア・リハビリ	リテーション指導者養
から2段階まで	成研修	
の評価を得るこ	呼吸リハビリテーショ	ョンを指導できる専門
とを目標とする。	性の高い指導者を養成す	するための通年型の指
さらに、ソフト3	導者養成研修を7月から	ら翌年1月まで東京で
事業の従事者を	実施。	
対象とした研修	エ. ぜん息患者教育指導	拿者養成研修
については、研修	・地域で患者教育を指導	算できる専門性の高い
を修了し業務に	指導者を養成するための	の通年型の指導者養成
復帰してから一	研修を、8月から翌年2	月まで東京他で実施。
定期間経過後に	オ. 研修受講者による評	P価
追跡調査も実施	・受講者に対してアンケ	ケート調査を実施し、
し、平均 80%以	有効回答者の 100 パーセ	セントの方から5段階
上の研修生の上	評価で上位2段階までの	つ高い評価を得た。
長から「研修成果		
を効果的に活用	研修受講者の評価	
できている」など	 研修名	上位2段階
のプラス評価を	柳彦石	の評価率
得ることを目標	呼吸ケアスタッフ養成	100.0%
とする。	患者教育スタッフ養成	100.0%
	呼吸ケア指導者養成	100.0%
	患者教育指導者養成	100.0%
	合計 (平均)	100.0%

 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
(2)ネットワー	(2) ネットワークを活用した人材支援の強	
クを活用した人	化	
的支援の強化	・地方公共団体のソフト3事業等に従事する	
ソフト3事業を	講師や指導スタッフに係る「予防事業人材バ	
実施する地方公	ンク」について、本年度も新たな登録者の募	
共団体の実施体	集を行い、133名の登録者を獲得した。また、	
制の変化及びぜ	地方公共団体に対して、実務者連絡会議等の	
ん息やCOPD	場を通じ同バンクの紹介を行った。	
の治療の進歩に		
よる自己管理支		
援の重要性の増		
大に対応するた		
めに、平成 26 年		
度に取りまとめ		
た「患者教育の充		
実に向けた予防		
事業における人		
材育成、支援に関		
する総合的な取		
組」に基づく新た		
な事業として、平		
成 27 年度から		
「予防事業人材		
バンク」等を開始		
している。		
「予防事業人材		
バンク」は、ぜん		
息やCOPDに		
ついて高度かつ		
専門性の高いス		
キルを持つコメ		
ディカルスタッ		
フに登録してい		
ただき、その情報		
を地方公共団体		
が活用して		
ソフト3事業等		
の講師や指導ス		
タッフの委嘱等		
を行うことを支		
援する仕組みで		

ある。			
「予防事業人材			
バンク」への登録			
等の推進を積極			
的に図り、平成			
29 年度における			
登録者数を 100			
人とすることを			
目標とする。			

4. その他参考情報	<u></u>		

1. 当事	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
I - 2 -	- 6	関係地方公共団体の事業に対する助成								
業務に関	連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和 48 年法律第 111 号)						
策			別法条文など)	第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業						
				独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号						
当該項目	の重要度、難易	重要度:「高」 地方公共団体が行う健康診査、健康相談、機能訓	関連する政策評価・行政事業	7. 環境保健対策の推進						
度		練は予防事業の中核をなす事業である。	レビュー	7-1. 公害健康被害対策 (補償・予防)						
				平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0263						

2.	2. 主要な経年データ															
	② 主要なアウトプット (アウトカム) 情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)								
	指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度				26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
			(前中期目標期間最 終年度値等)													
	ソフト3事 業が助成事 業費全体に 占める割合	80%以上	同左	92.8%	95.4%	96.3%	95.1%				予算額(千円)	1,084,950	989,182	950,667	867,370	
											決算額 (千円)	933,450	911,223	864,405	812,544	
											経常費用 (千円)	921,362	918,911	876,296	827,189	
											経常利益 (千円)	25,032	$\Delta 58,467$	$\Delta 26,423$	$\Delta 30,625$	
											行政サービス実	122,251	183,721	182,219	192,264	
											施コスト(千円)					
											従事人員数	16	16	16	16	

各事業年度の業績 中期目標	自己評価	主務大臣による評価				
下朔口惊	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・ 業務実績	自己評価	土物八臣による計画
中央事業はつ	一点 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		/ シャウリのお押へ	*******		₩ P
助成事業につ	環境保健分野に	(1)公害健康被 害予防事業を実	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
いては、対象と	係る助成事業に	施する地方公共	ソフト3事業が助成			<評定に至った理由>
なる地方公共団	ついては、第二	団体に対する着	事業費全体に占める	(1)予防事業を実施する地方公共団体	に対 目己評定: B	助成事業は、公害健康被害予防事業の
体及び地域住民	期中期目標期間	実な助成	割合	する着実な助成		きな柱であるが、制度発足から時間が約
のニーズを継続	中における事業	地域住民のぜ		① 環境保健分野の助成	評定理由:	する中で生じた様々な変化に対応する
して把握すると	効果等を踏ま	ん息等の発症予	<その他の指標>	・平成 29 年度も予防事業を実施する地方	公共 以下のとおり、ぜん息患者	めに平成 26 年度に「公害健康被害予
ともに、効果の	え、重点的推進	防及び健康回復	_	団体の助成要望について、地域住民のぜ	ん息 等を対象とした環境保健分	業助成金交付要綱」の抜本的改正を行
ある事業に重点	事項を定め、地	に直接つながる		等の発症予防及び健康回復に直接つなが	るソ 野では、ぜん息の発症予防、	平成27年度から新要綱による新たな
化を図ること。	域住民のぜん息	事業等を行う関係は古い世界は	<評価の視点>	フト3事業を優先的に採択し、健康相談	事業 健康回復に直接つながるソ	事業メニューを実施している。
	等の発症予防及	係地方公共団体に助成金を交付	関係地方公共団体や	106(105)百万円、健康診査事業 110(109) フト3事業に重点をおいた	新メニューへの円滑な移行に向けて
	び健康回復に直	する本事業は、公	地域住民のニーズ等	百万円及び機能訓練事業 143(147)百万	円の 助成を行うとともに、環境	方公共団体との意見交換を重ねて進
	接つながる事業	害健康被害予防	を踏まえた、より効	ソフト3事業に計360(361)百万円の助	成を 改善分野では、交付要綱の	きたこと、地方公共団体の体制整備に
	を優先的に採択	事業の中で特に	果的・効率的実施に	行った。	一部改正を踏まえ、地方公	るために研修事業を通じて人材育成
	するなど重点化	重要な事業であ	向けた取組がされて		共団体と積極的に意見交換	
	を図るととも	る。各地域におけ	いるか。事業の抜本	 ・その結果、ソフト3事業が助成事業費		
	に、関係地方公	る公害健康被害	的な重点化・効率化	_ ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		加者も着実に増加している等、継続し
	共団体や地域住	予防事業の着実	として取り組んだ公	95.1%を達成した。	実施に繋げたことから、自	果を上げている。
	民のニーズ等を	な実施を支える	害健康被害予防事業	50.1 /0 と足)及した。	己評価をBとした。	以上を踏まえ、中期目標における所
	踏まえたより効	とともに、より効果的、効率的な実	の見直しの具現化の	事業名事業参加者数		目標を達成していると認められるたる
	異的・効率的実	施に向けた取組	重要さ・困難さ。		・ソフトの東米の字抜効用	
		を推進する。	里安さ・四無さ。	健康相談事業 32,146 人	・ソフト3事業の実施効果	とする。
	施に向けた取組	2,422,00		健康診査事業 83,279 人	の調査結果とあわせて地方	✓ N· N· + + + T → W· 27/ T → 1 → 211 HZ T ✓ N· 21/ .
	を推進する。			機能訓練事業 22,588 人		<指摘事項、業務運営上の課題及び改
	なお、ソフト3			合 計 138,013 人	として取りまとめ、地方公	
	事業について				共団体に配布するととも	特になし。
	は、事業実施効			② 環境改善分野の助成	に、実務者連絡会議におい	
	果の測定及び把			平成 29 年度は、計画作成事業 10 百万円	(10 て、事例集の活用を勧め、	<その他事項>
	握に努め、事業			百万円)、大気浄化植樹事業2百万円(1	百万 さらに地方公共団体の事業	特になし。
	の評価、分析を			円)の助成を行った。	の参考になるよう地方公共	
	継続して行い、				団体(2団体)から好事例	
	その結果を踏ま	(2)見直し後の		(2) 見直し後の環境保健分野の助成事	業のの紹介を行い、次年度の事	
	えた事業内容を	環境保健分野の		定着及びレベルアップを図るための積極	Wal - Wal - A - A - A - A - A - A - A - A - A - 	
	検討し、効果の	助成事業の定着		支援	う情報提供を行った。	
	ある事業内容に	及びレベルアッ				
	重点化を図るも	プの好循環を図		 ・新たな助成事業メニューの定着やレベ	ルア ・ソフト3事業が助成事業	
	のとする。	るための積極的		ップを図るため、地方公共団体との実務	/• /	
	環境改善分野に	な支援		ツノを図るため、地方公共団体との美術 絡会議(12 月開催)、指導調査(9~12	日宝 80%以上との目標に対し	
	係る助成事業に	平成26 年度か			7 7 2 1 1 7 0 7 4 0 7 3 7 1	
		らの第三期中期 目標期間で具現		施)、助成要望のヒアリング(1~2月実 │	.AE)	
	ついては、真に	口际別則し長児			した。	

必要な事業に限	化を進めている	及び研修の機会などを通じて、見直し後の助		
定して実施す	公害健康被害予	成事業メニューの各地方公共団体における取	<課題と対応>	
る。 る。	防事業の見直し	組状況を共有し、好事例の紹介などを積極的	・実務者連絡会議の開催や	
, o	の背景は「ぜん息			
	等の患者の自己	に行うなど、次年度の助成事業の効果的・効	事例集の活用を通じて、見	
	管理の支援 (患者	率的な実施に向けて積極的に取り組んだ。	直し後の助成事業メニュー	
	教育) の重要性の		の定着化を図るとともに、	
	増大」であり、こ	・ソフト3事業の評価・分析のための「集計・	引き続き様々な機会を通じ	
	れへの具体的な	分析システム」を活用し、地方公共団体の協	て地方公共団体へのソフト	
	対応を、この環境	力を得てソフト3事業の実施効果の測定を行	面での支援を積極的に行う	
	保健分野の助成	い、測定結果については、今後の事業内容に	必要がある。	
	事業と直轄事業	反映できるよう地方公共団体にフィードバッ		
	の知識の普及等			
	事業を中心に行	クした。		
	っていくことに			
	なる。			
	環境保健分野			
	の助成事業の見			
	直しについては、			
	関係地方公共団			
	体等との調整・検			
	討に基づく新た			
	な助成メニュー			
	に対応する助成			
	金交付要綱等の改正を行い、平成			
	27 年度の助成事			
	業から適用して			
	米がら週分して			
	るが、定着やレベ			
	ルアップの好循			
	環を図るために、			
	切れ間のないソ			
	フト面の支援を			
	積極的に行う必			
	要がある。このた			
	め、「グッド・プ			
	ラクティス」等の			
	積極的な情報提			
	供、地方公共団体			
	が自らが実施す			
	るソフト3事業			
	の実施効果を測し			
	定・把握するシス			
	テムの運用支援、			
	地方公共団体間			
	での情報交換を			

推進する取組等		
を行う。 これらのことにより、関係地方 公共団体よる ソフト3事業の 効果的なこととし、ソフト3事業 が助成事業費全 体に占める、平成 29 年度において は80%以上を目 標とする。		
(3)見直し後の 環境事業の 地進 平適より 一下の 一下の 一下の 一下の 一下の 一下の 一下の 一下の 一下の 一下の	(3)見直し後の環境改善分野の助成事業の活用の推進本年度は地方公共団体(2団体)において計画作成事業を実施した。大気汚染の発生源対策などに関して地方公共団体との意見交換を積極的に行った結果、新たに次年度の計画作成事業の実施(1団体)に繋げることができた。	

1. 当事	1. 当事務及び事業に関する基本情報										
I —	3 – 1	助成事業に係る事項									
業務に関	 	_	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第3号							
策			別法条文など)								
当該項目	の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	8. 環境・経済・社会の統合的向上							
度			レビュー	8-3. 環境パートナーシップの形成							
				平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314							

①主要なアウ	トプット(アウトオ	7ム)情報						②主要なインプット	情報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
指標等	達成目標	基準値 (前中期目 標期間最終 年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
企業協働プ ロジェクト	_	_	_	900 万円	900 万円	900 万円		予算額(千円)	981,864	978,521	1,122,404		
の実施による助成増加額								決算額(千円)	867,208	916,344	919,493	942,374	
若手プロジ ェクトリー	毎年度 10 人程度	_	16 人	24 人 (うち、新	33人 (うち、新	40 人 (うち、新		経常費用(千円)	867,426	916,006	917,973	947,738	
ダー育成人数				規採択者 10人)				経常利益 (千円)	_	_	_	1	
評価対象団	_	8団体	84 団体	140 団体	182 団体	209 団体							
体数								行政サービス実 施コスト (千円)	696,304	694,207	745,557	780,675	
In the transfer								従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	
概算払い団 体数	_	_	_	18 団体	33 団体	31 団体							
他の主体と の連携会議 実施回数	_	_	3 回	5 回	13 回	13 回							
Excel マク ロファイル 利用率	_	82.8%	93.9%	77.0%	84.1%	93.2%							

助成対象分	_	83.2%	79.6%	80.2%	95.9%	98.1%	
野への重点							
化							
海外助成 <u>ア</u>	_	90.5%	92.7%	86.5%	74.4%	72.3%	
ジア太平洋							
<u>地域</u> への重 点化							
	全助成件数の2割	20%	26.4%	23.7%	26.8%	20.3%	
成を受けた	以上						
ことのない							
団体への助成件数							
	平均処理期間 30	30 日	28 日	27 日	26 日	26 目	
理期間	日間以内						
	平均処理期間4週	28 日	27.7 目	25.4 日	23.7 日	24.4 日	
理期間	間以内						

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3.	各事業年度の業	務に係る目標、計	画、業務実績、年度評	平価に係る自己評価及び	ド主務大臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価
			(平成 29 年度)		業務実績	自己評価	
	(1)助成の重	(1) 助成の重	(1)助成の重点化	<評価の視点>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
	点化等	点化	等による効果的な	・年度計画に定めら	(1) 助成の重点化等による効果的な実施	自己評定: B	<評定に至った理由>
	助成対象に	助成対象につ	実施	れた項目に加え、今	① 助成対象	評定理由:次のとおり、年	29 年度計画に沿って適正に事業が実施さ
	ついて、国内助	いては、国内助	① 助成対象につい	日の民間環境保全活	ア.国の政策目標等を勘案して作成された重点	度計画に基づく取組を着実	れている。
	成については、	成では地球温暖	ては、引き続き国の	動を取り巻く状況に	配慮事項に基づき助成対象活動の採択を行	かつ適正に実施したため、	
	地球温暖化防	化防止、3 R (リ	政策目標や社会情	対応し、これを支援	い、交付決定 221 件(国内案件:174件、海外	自己評定をBとした。	・海外の助成活動 47 件に対して、アジア太
	止、3 R (リデ	デュース、リユ	勢等を勘案するほ	するため、適切な助	案件:47件)のうち、重点配慮事項の対象活		平洋地域における助成活動が 34 件
	ュース、リユー	ース、リサイク	か、海外助成ではア	成その他の活動を行	動は、217件(98.1%)となった。	(1)	(72.3%) を占めており、地域による重点
	ス、リサイク	ル)、生物多様性	ジア太平洋地域を	っているか。		①国際的展開の支援	化が図られた。
	ル)、生物多様	の保全及び東日	中心とするなどの		イ.海外の助成活動 47 件については、アジア	・海外における活動への助	
	性の保全及び	本大震災復興等	重点化を図る。	<実績に対応する主	太平洋地域での活動に重点化し、この地域に	成は47件実施しており、そ	・26 年度に創設した「企業協働プロジェク
	東日本大震災	環境基本計画の	また、企業等からの	な定量的指標>	おける助成活動は34件(72.3%)となった。	のうち重点地域であるアジ	ト」を活用し、(一社)日本釣用品工業会
	復興等、環境基	重点分野等の国	寄付金を直接助成	・企業協働プロジェ		ア太平地域における助成活	からの寄付の一部 (900 万円) を財源とし
	本計画の重点	の政策目標や社	事業に充てる企業	クト実施による助成	ウ. 平成26年度から発足した「企業協働プロ	動は34件(72.3%)となっ	て8件の助成を実施するなど、運用益に
	分野等の国の	会情勢等を勘案	協働プロジェクト	総額の増加額	ジェクト」の活用により寄付金のうち 900 万	た。	よることなく助成規模の拡大が図られ

政策目標や社	するほか、海外	を引き続き推進す		円を助成費に充てることにより8件助成を行		た。
会情勢等を勘	助成では開発途	る。	・若手プロジェクト	 い、助成規模の拡大を図った。	・企業協働プロジェクトに	
案するととも	上地域のうちア		リーダー育成人数		よる助成	
に、海外助成に	セアン地域など				環境NGO・NPO活動	
ついては、開発	のアジア太平洋		· 評価対象団体数		の量的な充実を図るため、	
途上地域のう	地域を中心とす				平成 26 年度から発足した、	
ちアジア太平	るなどの重点化		・概算払い団体数		地球環境基金企業協働プロ	
洋地域を中心	を図る。				ジェクトを活用し、平成 29	
とするなどの	その上で、民		・他の主体との連携		年度も引き続き(一社)日	
重点化を図る	間団体による環		会議実施回数		本釣用品工業会の寄付によ	
こととする。	境保全活動の持				る「LOVE BLUE助	
その上で、民	続的な発展に資		<その他の指標>		成」を実施した。寄付金の	
間団体による	する視点から、		・これまで助成を受		うち、900 万円を助成費に	
環境保全活動	成果・効果の向		けたことのない団体		充て、助成総額の拡大を図	
の持続的な発	上に着目した取		への助成件数		った。	
展に資する視	組や、主体間の					
点から、成果・	連携による活		• 支払申請処理期間			
効果の向上に	動、活動展開に	② 将来の環境保全		②若手プロジェクトリーダー育成支援プログ	②若手プロジェクトリーダ	・若手プロジェクトリーダー育成支援プロ
着目した取組	役立つ人材育成	活動を担う若手人	• 交付決定処理期間	ラム	一育成人数	グラムにおいては、新たに 10 名の育成式
や、主体間の連	も視野に入れた	材を育成するため、		今後の環境環境保全活動を担う人材の雇用	環境NGO・NPOの組	援対象者を採択し、助成事業から賃金を
携による活動、	活動への重点化	振興事業と連携し		の確保と能力向上を支援するため、若手プロ	織機能の強化を図るため、	支給し活動に専念させるとともに、振興
活動展開に役	を図るなどし	た「若手プロジェク		ジェクトリーダー育成支援対象者を応募21名	今後の環境保全活動を担う	事業として研修を受講させる等の支援が
立つ人材育成	て、より効果的	トリーダー育成支		の中から10名を採択した。これにより、平成	人材の雇用の確保と能力向	継続して実施されており、修了者が研修
も視野に入れ	に事業を実施す	援プログラム」(年		29 年度までに育成又は育成対象とした人数は	上を支援する若手プロジェ	で学んだ知識を活用して自ら作成したこ
た活動への重	る。	10 件程度の採択		40名(1期生12名、、2期生8名、3期生10	クトリーダー育成支援プロ	アンドレイジング計画により新たな寄作
点化を図るな		を目指す。)を実施		名、4期生10名)となった。	グラムを実施している。平	を獲得して新規事業を開始するなど、家
どして、より効		する。			成 29 年度は、応募 21 名の	果の高い事業が実施された。
果的に事業を					中から 10 名の対象者を新	
実施すること。		③ 平成 27、28 年		③新たな助成メニューの導入	たに採択した。これにより	・外部有識者を含む検討会における助成制
		度に実施した助成		地域に根ざすことなどを目指して始めた活動	今年度対象の2期生から4	度の見直しに向けた検討の結果を踏まえ
		方針検討委員会の		が、継続し、持続的な活動への定着すること	期生を合わせて28名(既に	て、地域の活動を軌道に乗せ定着させる
		検討結果を踏まえ、		を支援する制度として、平成29年度より新た	支援を終了した第1期生を	ための新たな助成メニュー(つづける即
		新たな助成メニュ		な助成メニュー(つづける助成)を開始し、	合わせて 40名) を支援する	成) を平成 29 年度より開始し、25 件総額
		ーを導入し、実施す		25 件総額 41 百万円の交付決定を行った。	ことができた。	41 百万円の交付決定を行うなど、助成事
		る。				業の効果的な実施を図るための環境整備
						が実施された。
(2)助成先の	(2) 助成先固	(2)助成先固定化		(2) 助成先固定化の回避	(2) これまで助成を受け	・これまでに地球環境基金から助成を受け
固定化の回避	定化回避	の回避		・平成 29 年度の助成金採択に当たり、地球環	たことのない団体への助成	たことのない団体に対する助成に努め、
助成金が特	一つの事業に	環境保全活動に取		境基金運営委員会の審議を経て、221 件の助成	件数	その結果として全助成件数の 20.3%に木
定の団体への	対する助成継続	り組む団体の裾野		を行い、機構ホームページに公表した。上記	環境NGO・NPOの量	当する 45 件を採択するなど、助成先の固

恒常的資金と 年数は、3年間 を広げるため、新た ③のとおり、新たに「つづける助成」を助成し的な充実を図り、助成対象 定化の回避に向けた取組が実施された。 して固定しな を限度とし、特 に「つづける助成」 メニューとして追加し、これまで地球環境基しの裾野の拡大を図るため、 いよう、一つの | 段の事情がある | を助成メニューと 金の助成を受けたことのない団体を対象に 45 これまで地球環境基金の助 事業に対する 場合でも5年をして追加し、これま 件の助成(全助成件数の20.3%)を行った。 成を受けたことのない 45 助成継続年数 超えないことと で地球環境基金か 件(全助成件数の20.3%) は原則として することを募集 ら助成を受けたこ の採択を行い、助成全体の 2割以上の目標を達成し 3年間、特段の | 要領に明記し厳 | とのない団体への ・.助成団体合同説明会の開催 事情がある場し正に履行する。 助成(全体の 20% 地球環境基金主催の説明会を9箇所、セブント。 合でも5年間 また、助成事業 を目指す。) に努め ーイレブン記念財団等の NGO・NPO 支援団 を限度とする。 のより効果的な るとともに、引き続 体との合同説明会を4箇所で実施した。 また、これま | 周知広報の実 | き、助成事業に係る でに基金の助 | 施、助成実績の | 周知広報を図る。ま 各種媒体による周知広報 成金を受けた | 少ない地域での | た、助成継続年数の 平成30年度地球環境基金助成金募集の周知を ことのない団 | 重点的な助成金 | 上限について募集 図るため、全国の環境 NGO・NPO にメール案内 体への助成に一説明会の開催、 要領に明記し厳正 を送信した(約2,000件)。また、11月に募集 ついては、基本 これまで地球環 に履行する。 案内を約2,000 箇所へ送付するほか、機構ホ 的に助成全体 境基金の助成金 ームページでの案内や、リスティング広告を の2割以上と を受けたことの 実施した。 また、Twitterや機構ホームページを なるよう配慮 ない団体に助成 活用し助成活動について掲載した。 するなどして、(基本的に助成 民間団体によ 全体の2割以 る環境保全活 上)を行うこと 動の裾野の拡 などにより、助 大に努めるこ 成対象の裾野の کی ۔ 拡大に引き続き 努める。 (3)処理期間の短 (3)処理期間 (3) 処理期間 (3) 処理期間の短縮 (3) 支払申請処理期間 ・助成金の支払申請の平均処理期間を4週 の短縮 の短縮 助成金の支払申請の平均処理期間を迅速な処 助成金交付団体の利便性 間以内の24.4日とするなど、迅速な処理 助成金の支 助成金の支給|助成金の支払に当 理に勤めた結果、4週間以内の24.4日で処理 | 向上を図るため、助成金の が図られた。 給に当たって に当たり、厳正 たり、厳正な審査を することができた。 支払申請の迅速な処理に努 は、厳正な審査 な審査を引き続 引き続き実施しつ めた結果、支払申請書受付 を引き続き実 き実施しつつ、 つ、事務手続の効率 から支払までの平均処理期 施しつつ、事務 事務手続の効率 化を図り、支払申請 間24.4日で処理し、平均処 手続の効率化 化を図ること、 書受付から支払ま 理期間の目標(4週間以内) での1件当たりの を達成した。 を図り、1件当 審査マニュアル たりの平均処 等の随時見直し 平均処理期間を4 理期間につい による担当者の 週間以内とする。 ては、4週間以一審査能力向上を

		<u> </u>			
内とすること。	図ることなどに				
	より、事務処理				
	の1件当たりの				
	平均処理期間を				
	4週間以内とす				
	る。				
(4)第三者機	(4) 第三者機	(4)第三者機関に	(4)第三者機関による評価を踏まえた対応	(4) 評価対象団体数	
関による評価	関による評価を	よる評価を踏まえ	助成活動の成果を向上させるため、平成 26 年	環境NGO・NPO活動	・助成活動の成果の向上を目的として 26 年
を踏まえた対	踏まえた対応	た対応	度から再編した新たな評価要領に基づき、事	の質的な充実を図り、助成	度に導入した新評価制度に基づき、評価
応	民間団体の代	助成した事業の成	前、中間、事後(書面、実地)と一連の評価	活動の成果を向上させるた	対象となる 209 団体全ての評価が実施さ
民間団体の	表者等の参加を	果の向上を促進す	を行う新たな評価制度に移行し、平成28年度	め、平成26年度に評価要領	れており、評価専門委員によるアドバイ
代表者等の参	得た第三者によ	るため、有識者等に	から新たに継続評価を実施した。平成29年度	を改正し、新たな評価制度	ス等による活動内容の改善が図られた。
加を得た評価	る委員会等によ	より構成する第三	は評価対象(複数年プロジェクト)となるす	を順次導入した。平成 29	また、助成専門委員会による助成要望の
委員会等の第	り、毎年具体的	者委員会と連携し、	べての 209 助成団体に対して評価を行った。	年度は、対象となる全ての	採択がより効率的に行われるように実地
三者による事	な助成金交付に	事業実施期間に応	実地評価に関しては、結果の概要を機構ホー	団体(209団体)を評価し、	評価結果を踏まえた同委員会に対する提
業の成果の評	係る募集要領と	じて、事前目標共有	ムページで公表するほか、結果を踏まえ、助	評価結果のフィードバック	言が行われた。
価を踏まえ、助	審査方針を策定	(初年度)、中間コ	成専門委員会への提言を取りまとめた。	や評価専門委員によるアド	
成金交付の募	の上、審査を行	ンサルテーション	・1年目 事前目標共有 97 団体	バイスなどにより助成活動	
集要領•審査方	い、結果を公表	(2年度目)、書面	・2年目 中間コンサルテーション 59 団体	の質の向上、活動の改善を	
針の見直しを	する。	評価(3年度終了	・3年目 書面評価 46 団体	支援した。	
行うこと。	助成した事業	時)、実地評価(終	• 継続評価 1 団体		
	の成果について	了の翌年度) 等を実	·活動終了後 実地評価 6 団体		
	も評価を行い、	施し、評価結果を公			
	評価結果を公表	表する。また、評価			
	するとともに、	結果を毎年策定す			
	募集要領と審査	る募集要領及び審			
	方針に反映させ	査方針に反映させ			
	るほか、評価結	る。			
	果のより効果的				
	な活用方法につ				
	いて検討等を行				
	い事業の推進を				
	図る。				
(5)利用者の	(5) 利用者の	(5)利用者の利便	(5) 利用者の利便性向上を図る措置	(5) 利用者の利便性向上	・交付決定処理期間の短縮(29年度平均処
利便性向上を	利便向上を図る	向上を図る措置	①助成金交付申請の受理から交付決定までの	を図る措置	理期間 26 日)、機構ホームページへの申
図る措置	措置	① 募集時期の早期	処理を平均処理期間 26 日(平均処理期間 30	①交付決定処理期間	請書様式等の電子ファイルの掲載など、
募集時期の	① 募集時期の	化などにより、助成	日以内)で実施した。	助成金交付団体の利便性	利用者の利便向上のための措置が講じら
早期化を図り、	早期化を図り、	金交付申請の受理		向上を図るため、助成金交	れた。
年度の早い時	継続案件の事前	から交付決定まで		付申請の受理から交付決定	
期に助成金の	審査、内定団体	の平均処理期間を	②平成30年度の助成に関する募集案内、各種	までの処理を平均処理期間	
交付決定を行	説明会における	30 日以内とする。	様式、助成団体の活動状況、支払申請Exc	26日で実施し、平均処理期	

の電子化等に より利用者の	要望団体や助成 先団体への利便 性を図る。 ③ 助成先団体	請ン組助の成等 ③ やナスネ築る行金等一等金條交利 民ガシ関ト連、とう説等にと募等付便 の境プ団ー強報にと引いままに要を が、連集に要を が、連集に要を が、連集に要を が、対す体の化交にを が、対すないで、対対が、対域のが、対域のは、対域のが、対域のが、対域のが、対域のが、対域のが、対域のが、対域のが、対域のが	e 1 マクロファイルなどを機構ホームページに逐次掲載した。 E x c e 1 マクロファイルの使用率は 93.2%だった。地球環境基金以外の環境分野の助成金に関する情報を整理するとともに、NGO・NPO向けの融資情報を更新し、助成金説明会等において提供した。 3他の主体との連携・協働の促進ア.地方EPOと、地球環境基金が支援すべき各地域の二一ズの掘り起こし及び地域の環境施策の状況などについて意見交換を実施した。また、10 月から 11 月にかけ、地方EPOと協力し、助成金説明会を全国 9 か所で実施した。 イ環境NGO・NPO同士や企業等との連携を促進するため、活動報告会を 12 月 7 日から9 日に東京ビックサイトで開催されたエコプロ 2 0 1 7 に地球環境基金ブースを設置して実施した。 ウ.各主体との連携を重要課題として掲げ、企業CSR担当者などとの連携会議等により意見交換を行った。	成した。 ③他の主体との連携会議実 をの連携会議実 をの連携会議実 をの連携・協働を必要を がでのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	・環境NGO・NPOと企業との連携を促進するための連絡会議等が開催されるともに、環境保全活動の促進等を目的として環境省が環境教育促進法に基づき全国に設置する地方環境パートナーシップフィスと連携して全国で助成金説明会を開催するなど、関係団体とのネットワークの構築・連携強化及び広範な情報提供が実施された。
		④ 助成金の支払事務が適正に行われ、	④一部概算払いの実施 前年度も助成を受けていた団体のうち、「前年	④概算払い団体数 助成金交付団体の利便性	・所定の要件を満たす団体(31 団体)に対 して一部概算払いを実施するなど、利用

	T 18 18 18 19 19 +1 17			* ~ 11/2 - 1 ~ 1 ~ 11. m 13-4 11 11
	画どおりに執行	度の支払事務が適正に行われている」、「活動		者の利便向上のための措置が講じられ
	れている団体に	が概ね計画どおりに行われている」、「活動計		た。
つV	いては、団体の求	画が概算払いの必要性が高い」を総合的に勘	満たす 31 団体に対して実	
めし	に応じて概算払	案し、31 団体(4,292 万円)に対して、助成	施した。	
	実施する。	金50%を上限に概算払いを実施した。		
				以上のことから、効果の高い事業の実施
				を含め、助成事業を適正に実施していると
				判断して「B」評定とした。
				<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方
				策>
				助成事業の効率的な実施に向けて、評価
			<課題と対応>	制度の着実な実施及びこれにより得られる
				評価結果のより効率的な活用に努めるこ
			果的な実施の観点から、成	
			果や効果の向上に着目した	C 0
			取組や人材育成を視野に入	<その他事項>
			れた活動への支援を実施す	(外部有識者コメント)
			る。	平成26年度からの期間において、メニュー
				の増加や利便性の向上の取組、助成した団
				体の活動状況や社会的インパクトに関する
				調査など、実に幅広い側面から調査、助成
				事業両方で尽力されている。これらの取組
				は大変重要である。
				助成事業が、実際に助成を受けている団体
				のニーズを把握することが次の中期目標期
				間に向けて大変重要である。

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報										
I - 3 - 2	振興事業に係る事項										
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 4 号								
策		別法条文など)									
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	8. 環境・経済・社会の統合的向上								
度		レビュー	8-3. 環境パートナーシップの形成								
			平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314								

①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報						②主要なインプット	青報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
学生との交 流事業の実		_	_	1回	2 回	6回 (大会、		予算額(千円)	981,864	978,521	1,122,404	1,048,622	
施回数						ecocon 、 東北高校		決算額(千円)	867,208	916,344	919,493	942,374	
						生、近畿 高校生、		経常費用 (千円)	867,426	916,006	917,973	947,738	
						四国大学生、関東大学生)		経常利益(千円)		_	_	_	
若手プロジ	各コース年	_	1コース3	2コース6	3コース9	3コース9							
ェクトリー ダー研修実			回	回	回	回		行政サービス実 施コスト (千円)	696,304	694,207	745,557	780,675	
施回数 受講者アン	「有意義で	80%	89.0%	98.5%	97.7%	96.5%		従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	
ケート満足度	あった」と の評価を有 効回答者の うち 80% 以上から得 る												

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	2評価	主務大臣による評価
		(平成 29 年度)		業務実績	自己評価	
(1)調査事	(1)調査事業、	(1)調査事業、	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
業、研修事業	研修事業の重点	研修事業の重点	・学生との交流事業実	(1)調査事業、研修事業の重点化	自己評定: B	<評定に至った理由>
の重点化	化	化	施回数	①調査事業	評定理由:	29 年度計画に沿って適正に事業が実
調査事業に	調査事業につ	助成事業と連携	若手プロジェクトリ	ア 平成 29 年度地球環境基金助成金の要望	以下のとおり、年度計画に基	されている。
ついて、国の	いては、重点施策	した、若手プロ	ーダー研修実施回数	団体について、要望書の団体情報データを環	づく取組を着実かつ適正に	
政策目標等に	等国の政策目標	ジェクトリーダ	・受講者アンケート満	境NGO・NPO総覧オンラインデータベー	実施したため、自己評定を	
沿った課題に	への取組や民間	ー研修への重点	足度	スに登録し、情報を更新した。	「B」とした。	
重点化を図る	団体等のニーズ	化(年3コース、				
こと。	に沿った課題に	3回)を実施す		イ 海外先進国における環境NGO・NPO		
また、研修	重点化を図る。	る。	<その他の指標>	の現状と支援制度等についてヒアリング調		
事業について	研修事業につい	ユース世代のネ	特になし	査を行い、日本との違いやその他実態を把握		
も、環境保全	ては、民間団体を	ットワークの構		することで、今後の環境NGO・NPOのあ		
に取り組む民	支援している他	築に資するた		り方と支援方法の今後の検討に活かしてい		
間団体の人材	の助成団体など	め、学生との交	<評価の視点>	くこととした。		
育成という観	と有機的な連携	流事業を民間団	年度計画に定められ			
点から効果の	を図りつつ、環境	体、企業、自治	た項目に加え、今日の	②研修事業		
高い事業に重	問題に取り組む	体等と連携して	民間環境保全活動を	ア 第3回全国ユース環境活動発表大会を	・学生との交流事業実施回数	・持続可能な社会の担い手を育むことを
点化するこ	民間団体に対し、	年 2 回実施す	取り巻く状況に対応	平成30年2月に開催した。	平成 27 年度より広く国民	的として平成27年度に開始した「金
と。	人材育成の観点	る。	し、これを支援するた		の環境活動への積極的な参	ユース環境ネットワーク促進事業」
	を中心として、助	調査事業につい	め、適切な研修事業、	イ 第2回全国ユース環境活動発表大会	加を促す事業として、環境省	環として、「全国ユース環境活動発表
	成事業とも連携	ては、民間団体	調査事業その他の活	(H29.2) にて独立行政法人環境再生保全機	と協働で高校生を対象とし	会」(環境省・国連大学との共催)を
	した、より効果の	等のニーズに沿	動を行っているか。	構理事長賞を受賞した高校への副賞として 2	た「全国ユース環境ネットワ	催し、応募のあった全国 100 高校の
	高い研修事業に	った課題に重点		泊 3 日の国内環境体験プログラムを実施し	ーク促進事業」を実施してい	査を地方環境パートナーシップオフ
	重点化する。	化を図る。		た。	る。	スの協力のもと全国 8 か所で実施す
	また、これら事					するとともに、全国大学生環境活動に
	業の実施に当た			ウ 全国大学生環境活動コンテスト(e c o	・平成 28 年度より、全国大	テスト(ecocon 2017)に共催として参
	っては、民間団体			c o n 2017)に共催として参画し、大学生の	学生環境活動コンテスト(e	しこれを支援するなどユース世代に
	の発展に資する			環境活動の推進に貢献した。	cocon2017)への支援も	る環境保全活動に対する支援が実施
	ことを目的とし				行っている。	れた。
	て、企業や国民が					また、平成 29 年度からは新たな!
	協働・連携した取					として高校生及び大学生を対象と「
	組の促進やそれ			エ 地方別の高校生向け、大学生向けのSD	・平成 29 年度は、新しい試	地域別のSDGsセミナーを開催す
	への積極的な参			Gsセミナーを開催し、ネットワークのさら	みとして各地方での高校生	など、ユース環境ネットワークのさら
	加を促すための			なる拡大に努めた。	や大学生を対象としたSD	る拡大に向けた取り組みが実施され
	情報の提供に努				Gsをテーマとしたセミナ	
	める。				ーを開催した。(東北(高校	
1					生)、近畿(高校生)、関東(大	

			学生)、四国(大学生))(4回実施)。	
		オ 今後の環境保全活動を担う若手人材に対し、若手プロジェクトリーダー研修を7月、10月、1月に3コース計9回実施した(2期3期4期合計28名)。 平成27年度に採択された研修生は3年間のカリキュラムを修了し、その結果等を活動報告会(エコプロ2017のメインステージ)において発表した。 カ スタッフ向け環境NGO・NPO能力強化研修を5ブロック10会場にて実施した。 キ 9月下旬に、国際協力の振興と実践活動を担う人材を育成するため、タイにおいて、9日間の環境ユース海外派遣研修を実施した。	研修実施回数 今後の環境保全活動を担 う若手人材に対し、7月、10 月、1月にフィールド実習を 含む3コース計9回実施し た(2期・3期・4期合計28 名)。平成27年度に採択され た研修生は3年間のカリキ ュラムを修了し、その結果等 を活動報告会(エコプロ2017 のメインステージ)において 発表した。	期3期4期合計28名)に対して、フールド実習を含む3コース計9回の研修が実施されるなど、今後の環境保全活動
(2)研修事業の (2)研修事業の 対果的な実施 実施 受講者への調 でに対し、の事業があれる。 をでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、ののでは、の	の研等と講一評ア効業る修てっをうかの研等にし者ト価ッ果の。事「た有を回答と講一評をな施たに義の答とはなっていりまま、のでではないのでではないのでではないのでではないのでではないのでではないのでででである。 事の 80% はる	(2) 研修事業の効果的な実施 ア 研修の理解度や活用度などを把握する ため、開始時、終了時、終了3ヵ月後にアンケートを行うとともに、終了時アンケートに おいて研修に対する受講者の評価を調査し たところ、有効回答者のうち96.5%の者から 「有意義であった」との評価を得た。 イ 平成30年2月に研修受託団体担当者と 実務者ミーティングを実施し、振興事業アド バイザーから研修評価のフィードバックを 行うとともに、それらを次年度に実施する研修に反映した。	O・NPOのキャパシティビルディングを図るため、プロジェクトマネジメント、資金調達、広報戦略、ネットワーク構築等の研修を行い、受講者アンケートの有効回答者のうち96.5%の者から「有意義であった」の評価を得ることができた。	事前準備や受講者への対応状況等を含めた研修現場のチェックを通じた研修 運営団体への指導を実施するなど、研修 の効果的な実施に向けた取組が実施さ
	うに努める。		<課題と対応> 引き続き、若手プロジェク	

	トリーダー育成支援制度に	
	おける研修など効果の高い	
	事業の実施に努めつつ、学生	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方
	との交流事業については定	策>
	着を図るべく取組を強化す	若手プロジェクトリーダー育成支援制度
	る。	における研修など効果の高い事業につい
		て引き続きその効果的な実施を図るとと
		もに、ユース世代による環境保全活動に対
		する支援の充実・強化に努めること。
		<その他事項>
		(外部有識者コメント)
		環境活動を担う人材の高齢化は様々なN
		POでも抱える問題であり、若手の育成と
		いうことを積極的にされていることは非
		常に重要である。
		平成 26 年度からの期間において、メニュ
		ーの増加や利便性の向上の取組、助成した
		団体の活動状況や社会的インパクトに関
		する調査など、実に幅広い側面から調査、
		助成事業両方で尽力されている。これらの
		取組は大変重要である。
		NPOの経営が、助成金をもらい続けなけ
		ればいけないという考え方だと広がって
		いかないし継続しない。他のNPOに出か
		けて行ってそのNPOの経営にアドバイ
		スするような考え方ができないと内部だ
		けで研修してもなかなかうまくいかない
		のでは。若手を育てるという考え方は非常
		に重要である。

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I - 3 - 3	地球環境基金の運用等について		
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人環境再生保全機構法第 15 条
策		別法条文など)	
当該項目の重要度、難易	難易度:「高」厳しい経済状況の中、企業・団体等からの大口寄付	関連する政策評価・行政事業	8. 環境・経済・社会の統合的向上
度	を獲得すること (寄付の獲得に向けて様々な取組を実施)	レビュー	8-3. 環境パートナーシップの形成
			平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314

主要な経年デ ①主要なアウ		トカム)情報						②主要なインプット情報(原	ーー け務情報及び	 人員に関す	 る情報)		
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年月
企業協働プロ	_	新たな寄付の	1社	3社	6社	5 社		予算額(千円)	981,864	978,521	1,122,404	1,048,622	
ジェクトによ り直接事業に 充てるための		獲得	(10,000 千円)	(12,000 千円)	(14,500 千円)	(18,500 千円)		決算額(千円)	867,208	916,344	919,493	942,374	
市定寄付社数 及び寄付額								経常費用(千円)	867,426	916,006	917,973	947,738	
ポイント寄付 是携カード数	_	前中期計画最終 年度の実績数	7 カート゛	9 カート゛	10	10 カート゛		経常利益 (千円)	_		_	_	
<u></u> 募金システム		(7 カード) 前中期計画最終	3 システム	<u>3</u> システム	3 システム	3 システム		行政サービス実施コス ト (千円)	696,304	694,207	745,557	780,675	
数		年度の実績数 (1システム)	3 7 // 14	9 V// A	9 7/1/21	3 7// 4		従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	
広報・募金活 動分野数	_	前中期計画最終 年度の実績数 (5分野)	5 分野	5 分野	5分野	5 分野							
寄付件数 (計画値)	前中期計画 期間の実績 数の平均	755.2 件 (3,776 件÷5 年)	755.2 件	755.2 件	755.2 件	755.2 件	755.2 件						
寄付件数 (実績値)	_	-	874 件	899 件	821 件	789 件							
達成度	_	-	115.73%	119.04%	108.7%	104.5%							I

寄付額	前中期計画	47,524.2 千円	47,524.2	47,524.2	47,524.2	47,524.2	47,524.2				
(計画値)	期間の実績	(237,621 千円÷	千円	千円	千円	千円	千円				
	数の平均	5年)									
寄付額	_	_	18,170	18,712	21,036	23,359					
(実績値)			千円	千円	千円	千円					
達成度	_	_	38.23%	39.37%	44.26%	49.15%					
基金の運用額	_	年度計画予算	210	201	173	147					
(計画値)		における計画額	百万円	百万円	百万円	百万円					
基金の運用額	_	_	212	210	174	147					
(実績値)			百万円	百万円	百万円	百万円					
達成度	_	_	100.95%	104.48%	100.58%	100.00%					

注1)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3.	各事業年度の業務	烙に係る目標、計画	画、業務実績、年度評	平価に係る自己評価及び	が主務大臣による評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績	責・自己評価	主務大臣	による評価
			(平成 29 年度)		業務実績	自己評価		
	本来は、地球環	地球環境基金	地球環境基金事業	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В
	境基金の運用益	事業開始から	のこれまでの取組	・企業協働プロジェ		自己評定: B	<評定に至った理由)	>
	で実施すべき業	20 年を経過し	について、国民・	クトにより直接事業	【地球環境基金を取り巻く状況】	評定理由:	29 年度計画に沿っ	て適正に事業が実施さ
	務であることを	たことを踏ま	事業者等の理解を	に充てるための特定	企業協働プロジェクト等に係る寄	地球環境基金を取り巻く状況が	れている。	
	踏まえ、本中期	え、第三期中期	促進するため、	寄付社数及び寄付額	付受入を除き、地球環境基金への大口	厳しい中にあって、以下のとおり、		
	目標期間中にお	目標期間中の	様々な広報媒体や	・ポイント寄付提携	寄付(年間 100 万円以上)は、平成	企業協働プロジェクトによる寄付		
	いて、第2期中	募金等の総額	各種環境イベント	カード数	18 年度の8社をピークに減少、平成	獲得額が前年度を上回ったほか、寄		
	期計画の実績を	等が平成 25 年	等を通じた総合的	募金システム	28 年度以降は0社となった。また、	付件数も計画値を上回るなど、総体		
	上回る募金額及	度末までの5	かつ効果的な広報	数	東京 2020 に関連した市民参加による	的に前年度と同等程度の結果を得		
	び件数を獲得す	か年間の出え	活動に取り組むと	・広報・募金活	環境活動を支援する「特別助成」への	られたことから、自己評定をBとし		
	ることを目標と	ん金の総額及	ともに、地球環境	動分野数	寄付獲得も企業独自の展開とは別に	た。		
	して、これまで	び件数を上回	基金のより一層の	• 寄付件数	寄付を行うことに理解を得ることが			
	の取組を総合的	るよう、これま	造成のため新たな	• 寄付額	難しい状況にある。			
	にPRするな	での取組を国	寄付方策の導入に	・基金の運用額	大口寄付が減少している主な要因			
	ど、より積極的	民・事業者等の	向けた検討を行		として、			
	かつ効果的な募	理解を促進す	う。	<その他の指標>	・今日では単なる寄付ではなく、社員			
	金獲得活動に取	るため、総合的	具体的な広報活動	特になし	を参加させるなど企業自らが環境分			
	り組むこと。	かつ効果的な	として、国民に対		野を含む様々な分野で社会貢献活動			
	また、地球環境	広報活動に取	しては、「地球環境	<評価の視点>	に取り組んでいること			
	基金の運用につ	り組むととも	基金サポーター」	年度計画に定められ	・地球環境基金への寄付は、受けた寄			

に対応して安全 で有利な運用を 図ること。

金等の活動を一努める。 める。

運用に努める。

を行うなど募 | ポーターの増加に | ているか。

強化するなど一方、事業者等に して、地球環境|対しては、現在の 基金のより一 社会経済情勢を踏 層の造成に努しまえ、「地球環境基 金企業協働プロジ また、地球環境 エクト」による寄 基金の運用に「付獲得に重点を置 つき、資金の管しき、より多くの参 理及び運用に 加を得るよう企業 関する規程に CSR担当者等へ 基づく地球環一の直接の広報等に 境基金の運用 取り組むととも 方針に従って│に、当面は、東京 安全で有利な | 2020 に関連した 市民参加による環 境活動を支援する 「特別助成」への 寄付獲得に重点を 置く。

> 済情勢や前中期目 標期間以降の推移 を改めて分析した 上で、その増加に 努める。 また、地球環境基 金の運用について は、低金利が続い ている状況を踏ま え、市場等の動向 を一層注視して、 運用方針に基づく 安全で有利な運用

に努める。

なお、出えん金

の総額及び件数に

ついては、社会経

いて、景気局面 に、新たな募金 について更なる広 た各項目に対して、

| 付を一旦基金に組み入れて、その運用 方法等の検討 | 報に取り組み、サ | 適切な取組が行われ | 益により事業を行う仕組みであるこ とから、寄付を行った企業の貢献度が 見えにくいこと などの状況に変わりがないため。

(1)広報·募金活動等

地球環境基金事業の取り組みや意 義等、認知度向上に資する周知活動を | 少、東京 2020 に関連した特別助成 行うとともに、地球環境基金企業協働して対する寄付の同意も困難な状況 プロジェクト、継続的な寄付獲得に向してあるなど、地球環境基金を取り巻 けた地球環境基金サポーターのほか、 古本を活用した身近でリサイクル意|業の認知度向上に資する広報に努 識の啓発と環境保全活動の支援に参りめ、地球環境基金企業協働プロジェ 加できる寄付メニュー(本 de 寄付) などについて積極的な周知活動を行して対する評価を得て増額して寄付 った。また、昨年度に続き、他部門と「を受け入れることができた。 の連携を図った周知を行った。

環境イベント等でのブース出展を | ク促進事業 (振興事業) の実施に当 | 通じて助成活動を来場者に対して実 たっても、事業に対する理解を得 際に紹介することで事業への理解促して、地球環境基金企業協働プロジェ 進を図った。

トに参画している業界団体に対して「ことができた。 成果及び効果報告を行い、寄付の獲得一・結果、前年度を上回る寄付金額を に努めた結果、昨年度から増額して寄一受け入れることができた(23.359) 付を受け入れることができた。

(2)基金の運用

運用方針に従い、基金の安全な運用に 努めつつ、市場金利の著しい低下を考し資金の安全性を確保した上で、市場 慮した運用を図った。

(1)広報·募金活動等

- ・地球環境基金に対する寄付が減 く状況が厳しい中、地球環境基金事 クトに参画している団体より活動
- ・また、全国ユース環境ネットワー クトの枠組みを利用した寄付を前 地球環境基金企業協働プロジェク | 年度に続いて 4 社から受け入れる
 - 千円、対前年度比 111.0%)。 寄付 件数は前年度を下回ったものの、第 と同じ 789 件の寄付を受け入れる ことができ、同期間中の件数(3.776) 件 (年平均 755.2 件)) を上回るペ ースを維持している。

(2)基金の運用

・市場金利の著しい低下が続く中、 の状況も考慮した運用を行った。

環境ネットワーク促進事業」の実施に当た って前年度に引き続き企業4社から寄付を 受け入れるなど、企業等からの寄付獲得の ための取組が実施された。

・また、新聞等のメディア媒体を活用し、地 球環境基金事業の紹介や、「地球環境基金 企業協働プロジェクト」、「地球環境基金サ ポーター| に関する広報を実施するととも に、環境イベント等でのブース出展を通じ て助成活動を来場者に対して実際に紹介 することで事業への理解を図った。なお、 メディア活用で経費が発生するものにつ いては費用対効果を含めた効果検証が引 き続き必要である。

・「地球環境基金企業協働プロジェクト」制

度を活用した寄付先である(一社)日本釣

用品工業会から、金額を増額して引き続き

寄付を受け入れるとともに、「全国ユース

2期中期目標期間最終年度の件数 |・厳しい経済状況の中ではあるが、結果とし て、昨年度を上回る寄付金額を受け入れる ことができた(23.359 千円、対前年度比 111.0%)。また、寄付件数については、昨 年度を下回ったものの、第二期中期計画期 間最終年度の件数と同じ789件の寄付を受 け入れており、同期間中の件数(3,776件 (年平均 755.2 件)) を上回るペースを維 持している。

> 以上のことから、運用等に関する事業を適 正に実施していると判断して「B」評定とし

<課題と対応>

寄付者からの「寄付先のみえる	た。
化」等の要望に対応するため、地球	
環境基金の助成先の一つひとつの	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策
事業活動について効果的な広報に	>
努める。	企業等による寄付を得るために必要な環
また、地球環境基金への大口寄付	境を整備するため、引き続き企業等の事業に
が減少している中、地球環境基金企	対するニーズの把握及び周知に努め、機構の
業協働プロジェクトに対する企業	総力を結集して寄付の獲得に努めること。
の参画を得るため、企業が賛同でき	
る適切な助成分野(テーマ)の検討	<その他事項>
を行うなど、地球環境基金企業協働	(外部有識者コメント)
プロジェクトに参画を得るための	助成事業を続けていくためにはパイを確保
周知を継続する。	することが重要であるが、寄付金が莫大に増
	える見込みはないため、環境省においてどの
	ように公的な財源を確保するか考えていた
	だく必要がある。

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I — 4	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務		
業務に関連する政策・施	独立行政法人環境再生保全機構に設置したポリ塩化ビフェニル廃	当該事業実施に係る根拠(個	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第5条
策	棄物処理基金を都道府県と協調して造成し、費用負担が困難な中小	別法条文など)	第1項、第6条第1項
	企業者等の処理費用負担軽減のための助成を行うことなどにより、		環境再生保全機構法第10条第1項第5号
	PCB 廃棄物の円滑な処理を促進する。		
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進
度		レビュー	4-4. 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)
			平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 180
			平成30年度基金シート 基金シート番号30-004

①主要なアウ	トプット(アウ	トカム)情報						②主要なインプット情	青報(財務情	報及び人員に	.関する情報)		
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
		(前中期目標期間											
		最終年度値等)											
軽減事業に	100%	100%	100%	100%	100%	100%		予算額(千円)	3,092,992	3,134,794	3,051,672	3,042,118	
係る助成金			(3.993件)	(3,680 件)	(3,485件)	(3,840 件)							
支払申請件			3.993件	3,680 件	3,485件	3,840件							
数に対する													
処理件数													
助成対象事	年5回	5 回	5回	5回	5回	5回		決算額 (千円)	2,233,092	2,269,199	1,953,608	1,964,922	
業の実施状	(四半期+												
況等の公表	決算)												
回数													
		_						経常費用 (千円)	2,233,054	2,268,968	1,953,743	1,965,622	
		_						経常利益 (千円)	_	_	_	_	
	_	_						行政サービス実	2,173,590	2,168,696	1,944,671	1,953,254	
								施コスト (千円)					
		_						従事人員数	2.25	2.25	2.25	2.25	

注1)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3.	各事業年度の業	務に係る目標、計	画、業務実績、年度	評価に係る自己評価及び	ド主務大臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価
			(平成 29 年度)		業務実績	自己評価	
	助成業務の遂	ポリ塩化ビフェ	環境大臣が指定	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
	行に際しては、	ニル(以下「P	する者からの助	軽減事業に係る助成		自己評定: B	<評定に至った理由>
	審査基準及び	CB」という。)	成金の交付申請、	金支払申請件数に対		評定理由:	軽減事業について環境大臣の指定する
	これに基づく	廃棄物の処理の	支払申請(軽減事	する処理件数、助成対	軽減事業については、環境大臣が指定する	軽減事業については、環	者からの支払い申請(3,840件)に対して、
	審査結果や助	円滑な実施を支	業では四半期ご	象実施の実施状況等	者からの交付の申請を審査した上で平成29年	境大臣の指定する者からの	全件適正に処理し助成金を交付したこと
	成金の審査状	援するため、中	と及び振興事業	の公表回数	5月11日に交付決定し、四半期ごとの支払申	四半期ごとのの支払申請	や、本助成金の助成対象事業の実施状況、
	況など幅広い	小企業者等が保	では年1回)及び		請に対して助成金の交付を行った。	(3,840 件) に対し、全件	基金の管理状況等について年度計画通り
	情報提供に努	管するPCB廃	事業実績報告の	<その他の指標>	また、審査基準や助成対象事業の実施状況	を適正に処理して助成金を	ホームページで公表したことから、中小企
	め、透明性・公	棄物の処理に要	内容を適正に審	_	などについて、機構ホームページで公表した。	交付した。	業者等が保管する PCB 廃棄物の処理に係
	平性を確保す	する費用の軽減	査した上で交付		振興事業については、交付申請を審査の上	本助成金の助成対象事業	る助成業務が適正になされていることか
	ること。	(軽減事業)、P	する。	<評価の視点>	で交付決定を行い、事業実施後は実績報告書	の実施状況、基金の管理状	ら「B」と評価したもの。
	また、これら審	CB廃棄物の処	また、本助成金の	年度計画に定められ	を審査し、事業の採択状況を機構ホームペー	況等について、年5回機構	
	査基準とあわ	理に際しての環	交付の透明性・公	た各項目が適切に行	ジで公表した。	ホームページで公表した。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方
	せ、助成対象事	境状況の監視・	平性を確保する	われているか。			策>
	業の実施状況	測定又は安全性	ため、審査基準、				今後も、中小企業者等が保有する PCB
	や基金の管理	の確保に係る研	これに基づく助				廃棄物等の処理が促進されるよう着実な
	状況などの情	究・研修の促進	成金の審査状況、				執行に努めていただくとともに、引き続
	報を公表する	(振興事業) 及	事業の採択及び				き、基金の管理状況や助成金の審査基準、
	こと。	びポリ塩化ビフ	助成対象事業の				審査状況などを公表し、事業の透明性、公
		エニル廃棄物の	実施状況並びに				平性を確保していただきたい。また、代執
		適正な処理の推	基金の管理状況				行事業においては、都道府県等が実施する
		進に関する特別	などの情報をホ				PCB 廃棄物の処理に係る行政代執行に係
		措置法 (平成 13	ームページ等に				る業務の資金支援に関する申請に対する
		年法律第 65	おいて公表(年5				審査について、着実かつ適正に実施される
		号)第13条第1	回)する。			<課題と対応>	ようにしていただきたい。
		項に基づく処分				PCB 廃棄物処理基金の	
		等措置に要する				助成については、環境大臣	<その他事項>
		費用の軽減(代				が指定する者からの支払申	特になし。
		執行支援事業)				請を適正に審査して実施す	
		に要する費用に				る。	
		ついて、環境大				本助成金の助成対象事業	
		臣が指定する者				の実施状況、基金の管理状	
		に対し助成す				況等について機構ホームペ	
		る。				ージで公表する。	
		本助成金の交付				30 年度より、都道府県等	
		の透明性・公平				が実施するPCB廃棄物処	
		性を確保するた				理に係る代執行事業に係る	
		め、審査基準、				手続きを着実かつ適正に実	

これに基づく助	施する。	
成金の審査状		
況、事業の採択		
及び助成対象事		
業の実施状況、		
並びに基金の管		
理状況などの情		
報をホームペー		
ジ等において公		
表する。		

4.~~~四~~ 月 刊	4.	その他参考情報
--------------	----	---------

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I — 5	維持管理積立金の管理業務		
業務に関連する政策・施	特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の	当該事業実施に係る根拠(個	環境再生保全機構法第10条第1項第6号
策	終了後における適正な維持管理の推進	別法条文など)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進
度		レビュー	4-4. 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理)
			4-5. 廃棄物の不法投棄の防止等
			平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314

主要な経年テ		ウトカム)情報						②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)
	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	2 9 年度	3 0 年度	26年度 27年度 28年度 29年度 30年度
積立者に対 する運用状 況等の情報 提供率	100%	100%	100%	100% (1,212件 1,212件)	100% (1,196件) (1,196件)	100% (1,181件) (1,181件)		予算額(千円) 289,772 282,586 295,973 281,755
積立金の運 用額	年度計画予 算における 実績額 -	-	(計画額) 267 百万円 (実績額) 307 百万円	(計画額) 265 百万円 (実績額) 298 百万円	(計画額) 277 百万円 (実績額) 281 百万円	(計画額) 260 百万円 (実績額) 273 百万円		決算額(千円) 210,646 209,315 237,427 269,748
	-	-			-	-	-	経常費用 (千円) 325,171 313,140 301,607 299,533 経常利益 (千円)
								従事人員数 1.25 1.25 1.25

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価
		(平成 29 年度)		業務実績	自己評価	
最終処分場維持	廃棄物の処理及	本積立金につい	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
管理積立金につ	び清掃に関する	て、取戻し請求に	積立者に対する運用		自己評定: B	<評定に至った理由>
いては、資金の	法律(昭和 45 年	確実に対応する	状況等の情報提供	最終処分場設置者からの維持管理積立金の		積立金の運用については、安全かつ有
性質、積立及び	法律第 137 号)	とともに、積立額	率、積立金の運用額	積立及び取戻し、利息の払渡しについて適切	評定理由:	な運用により、計画額(260 百万円)を上回
取戻しの状況に	に基づき、廃棄	及び取戻額を想		に対応し、最終処分場設置者への預り証書の	本積立金の運用について	運用収入(273 百万円)を確保している。
応じた最善の運	物の最終処分場	定し資金の出入	<その他の指標>	発行・送付を遅滞なく行うとともに、最終処	は、安全性の確保を最優先	た、積立者に対する運用状況等の透明性
用方法により運	の設置者が埋立	を把握すること	_	分場設置者に対し維持管理積立金の利息額通	に、効率的な運用に努めた	保についても、運用利息額の通知を定期
用すること。	処分終了後に適	により、予定外の		知を平成30年3月末に送付した。	結果、273 百万円の利息を	に送付しており、確実に情報提供が行れ
また、廃棄物の	正な維持管理を	資金需要に対応	<評価の視点>	維持管理積立金の運用については、安全性	得た。	ている。
処理及び清掃に	行うため、必要	できる余裕を確	年度計画に定められ	を最優先に、最終処分場の埋立終了当に伴う	資金の透明性を確保する	以上の中期計画を着実に達成しているこ
関する法律(昭	な費用を機構に	保しつつ、より有	た各項目が適切に行	取戻しに対応するため、資金需要を考慮して	ため、本積立金の積立者に	から、「B」評価とした。
和 45 年法律第	積み立てる。	利な運用を行う。	われているか。	預金による短期運用と、債券による中・長期	平成 29 年度運用利息額の	
137 号)に基づ	本積立金につい	また、本積立金の		運用を組み合わせた効率的な運用に努めた。	通知を平成 30 年3月末に	<指摘事項、業務運営上の課題及び改
く維持管理積立	て、安全性の確	積立者に対し運			送付した。	策>
金の積立者に対	保を優先し確実	用状況等の情報				引き続き、特定一般廃棄物最終処分類
し運用状況等の	な取戻しを確保	提供を行う等、透				び特定産業廃棄物最終処分場の埋立処分
情報提供を行う	しつつ、積立て	明性を確保し、運				終了後における適正な維持管理を促進す
等、透明性の確	及び取戻しの状	用利息額を年1				ため、資金の性質、積立及び取戻しの料
保に努めるこ	況を考慮した適	回3月末に通知				に応じた最善の運用方法による運用や網
と。	切な運用を図	する。				管理積立金の積立者に対する運用状況等
	る。					情報提供等に努めていただきたい。
	また、本積立金					
	の積立者に対し					<その他事項>
	運用状況等の情					特になし。
	報提供を行う					
	等、透明性を確					
	保し、運用利息					
	額等を毎年度定				<課題と対応>	
	期的に通知す				維持管理積立金の積立て	
	る。				及び取戻し等について適切	
					に対応し、維持管理積立金	
					の管理を適切に行う。	
					維持管理積立金の運用に	
					ついては、資金の安全性確	
					保を最優先に、最終処分場	
					の維持管理に要する資金を	
					預かっているという資金の	

することを満まえ、河川可能な資金を担塞、起皮を控える資金企業を担塞を持たできるよう方側の上で、預金による定理を指して、可金による原産を加入合わせた効率 の債券を組入合わせた効率 的公理用を行う、 資金の環境を指する ため、木種立金の積金系に対し、運用引息額を定期的 に通知する。		tol refer to the man to to the total	
第56会会を開、規定を開 える資金哲楽でし、対金に よる促敗運用と、中へ長期 の代表を和を会われた効率 的な証用を行う。 我企の透明性を解保する ため、本種企企の積か者に 対し、延用利息額を求期的 に通知する。		性質から、取戻請求に対応	
える富金素変にも対示できるよう等機の上で、預金による原列連用と、中一級別の信券を紹か合わせた效率 的な運用を行う。 第金の通明性を確保する ため、本種を企材で寄に対し、無用利品額を定期的 に通知する。			
るより高速の上で、預金ど よる短期庫用と、中へ長期 の養寒を組み合と社を効率 的文字用を行う。 資金の透明性を確保する ため、本様主義の材置と開助 に通知する。		能な資金を把握、想定を超し	
よる知測連相と、中へ長期 の信券を組み合わせた効率 的な圧吐を確保する。 変合の透明性を確保する ため、本間立金の積立者に 対し、運用利息額を定期的 に通知する。		える資金需要にも対応でき	
よる知測連相と、中へ長期 の信券を組み合わせた効率 的な圧吐を確保する。 変合の透明性を確保する ため、本間立金の積立者に 対し、運用利息額を定期的 に通知する。		るよう考慮の上で、預金に	
の復奏を組み合わせた効率的な圧倒を不得するため、本権が全の権以者に対し、温用利思額を定係的に適如する。			
的な使用を行う。 資金の誘明性を確保する ため、本程立金の報点者に 対し、運用利息額を定期的 に通知する。			
資金の透明性を確保する			
ため、本植立金の種立者に対し、近用利息額を定期的に通知する。			
対し、運用利息額を定期的に通知する。			
に通知する。			
		に通知する。	
4. その他参考情報	4. その他参考情報		

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I - 6 - 1	認定・支給等の迅速かつ適正な実施		
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成 18 年法律第 4 号)第 4 条、
策		別法条文など)	第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20
			条、第 22 条、第 23 条及び第 24 条
			独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易	重要度:「高」石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿健康被	関連する政策評価・行政事業	7. 環境保健対策の推進
度	害者の迅速な救済が求められているため。	レビュー	7-3. 石綿健康被害救済対策
	難易度:「高」認定には環境省において高度な医学的判定を受ける必		
	要があり、迅速に認定等を行うためには、機構が個々の申請(症例)		平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0267
	に応じて適確な資料を収集する必要があるため。		平成 30 年度基金シート 基金シート番号 30-005

2. 主要な経年ラ	データ												
①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報						②主要なインプット情	青報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	(参考値)	(前中期目標期間最											
		終年度値等)											
療養中の申 請から認定 等決定まで の処理日数	前中期目標 期間中より 短縮	151 日 (前中期目標期間中 の処理日数)注1)	116 日 注 2)	106 日 注 2)	98 日 注 2)	96 日 注 2)		予算額(千円)	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919	
								決算額 (千円)	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793	
								経常費用(千円)	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899	
								経常利益 (千円)	_	_	_	_	
								行政サービス実	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107	
								施コスト (千円)					
								従事人員数	43	43	43	43	

注1)前中期目標期間中における平均値。

注2) 石綿繊維計測案件(特殊事例)を除いた日数。

注3)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3.	各事業年度の業	務に係る目標、計画	ī、業務実績、年度評	平価に係る自己評価及び	ド主務大臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価
			(平成 29 年度)		業務実績	自己評価	
	(のる求速処と(のる求速処と	頭に置きつつ、石 綿健康被害の迅 速な救済のため、 申請者等に対す	施申療連標判料1果うど方申殊る中に理目短に要繊い関を速にま度 請機絡本定の回がにで々請な案期お日標縮、し維て係図化実たの 段関をなに整の得す、かに事件目け数期す計てのは機りに施、対 階と行ど必備判らる療らい情を標るを間る測い計環関な努す労象 が緊、医要努定れこ養のでをき期平前中と時る測境とが、。保に ら密病学なめでると中認、有、間均中よと間石に省連ら着 険な 医に理的資、結よなの定特す本中処期りもを綿つ他携迅実	(か・申事目平期縮(・平・終間 く・に(の く(か・速て・他) 1つ療請例標均目 参前均前年11 そ療支初処 評1つ認かい労制窓正中つ除間理期)期理期の日 他中す)期 の認正等適か保と等実方て、に数中 標間標均 指被療支 点等実決に 制連の施の、本おをよ 期15間理 〉定手ま への施定行 度携の施の、本おをよ 期15間理 〉定手ま 迅 がわ 等を速 定殊期る中短 の日最期 者当で 速 迅れ の図	・療養中の方の申請受付から認定等決定までの平均処理日数は石綿繊維計測等の特殊事例を除き96日(前年度実績98日)であった。・申請受付件数が前年度比で10.0%増加(平成28年度1,081件→平成29年度18件(計算に困難とされる肉腫型中皮腫の症例においても、前年度を上回る件数について申出前から医療機関に病理標本等の提出を積極的に対めら医療機関に病理標本等の提出を積極的に対めら医療機関に病理標本等の提出を指したより、ほぼ前年度(63.0%)並みの実績を維持した。・労災保険制度の対象となる可能性が考えられる案件を精査し、厚生労働省に125件の情報提供を行った。	正・で10.0%増加出等のたらの、を持ちば、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに	るための構を書することである。特によるとを書するである。特になり、ることである。特になり、ることである。特になり、ることでである。特になり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、な
	(2)迅速かつ 適正な救済給 付の支給を行 うこと。	れ書のは、のめにかった。というでは、これをは、これをは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	正な支給 水済給付の請する 大変を 大変を 大変を 大変の 大変の 大変の 大変の 大変の 大変の 大変の 大変の	ための取組が進められ、支給に係る事務、 認定更新に係る事務 が適切に行われてい	・迅速かつ適正な支給に係る以下の取組を進め、適切な支給を行った。 i) 石綿肺及びびまん性胸膜肥厚の被認定者について、医療費請求等の業務が円滑に行われるよう、医療費請求に必要な書類について整理したチェックリストを作成して被認定者	肥厚の被認定者への医療費 請求の案内用チェックリストの作成や医療費の未請求 者への手続方法の再案内 等、被認定者からの円滑な 請求に資するきめ細かな取 組を行っている。	の取組を行っており、救済給付の支給に

る事務処理を迅 速かつ適正に行	れるための取組 を進め、支給に係	するため、遺族への手続の再案内に加え、療養 中の被認定者についても、認定後一定期間が	は、前中期目標期間の半均を押り下回る処理期間で適	処理期間:23 日→17 日:26.0%減)が図
う。 う。	る事務を適切に	経過しても医療費(償還)の請求を行っていな	正な支給を行うことができ	られている。
	行う。	い場合は再案内を継続実施。	ている。(療養手当(初回)	以上を踏まえ、中期計画の所期の目標
	また、認定の更新 を受けるべき被	iii)業務継続計画の非常時優先業務である療養手当(継続)の支給について、実施訓練の結	の支給までの処理期間:前 中期目標期間平均 23 日→	水準を大きく上回る成果が得られている
	認定者が申請漏	果を踏まえ、療養手当支払手順書(非常時用)	平成 29 年度 17 日(26.0%	と認められるため、A評定とする。
	れにより資格を			
	失うことのない よう事前に案内	り確実なものとした。 iv)・認定を更新した被認定者について、更新	・認定更新の申請漏れを防ぐため、未申請者への状況	
	するなど、認定更	時に提出された申請資料から経過観察のみの	確認・再案内を実施するな	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善
	新に係る事務を 適切に行う。	状況が相当期間にわたり続いていると認められる場合の状況を確認するため、対象者に対	どの取組を行い、認定更新に係る東路な適切に行って	方策>
	10 97(-11)。	して文書を発出した。	に依る事物を適切に行うている。	環境大臣から求められる追加資料のう
				ち病理標本の収集については、医療機関
				から当該染色標本に限らず可能な限り事
				前に資料を収集し判定申出を行うことに
				より、追加資料を求められる割合を減ら
				すなど、引き続き処理期間の短縮に努め
				る必要がある。
				<その他事項>
				特になし。
			<課題と対応>	
			(1) 認定等の迅速かつ適	
			正な実施 ・申請受付件数が増加傾向	
			にある中、全体としての平	
			均処理日数を維持していく	
			ため、医療機関から可能な 限り資料を事前に収集し判	
			定申出を行う、追加資料を	
			求められた案件について	
	1		も、少しでも早く資料が得	

	-
などの取組を継続的に実施 する。	
(2) 迅速かつ適正な支給 ・被認定者からの請求が円 滑に行われるためのきめ細 かな取組を進め、引き続き 教済給付の支給に係る事務 を適切に実施する。	
・認定更新の対象者が申請 漏れにより更新を受ける資格を失うことのないよう、 引き続き、手続方法の案内、 申請状況の確認等を適切に 実施する。	

4.	その他参考情	報
T .		十八

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I - 6 - 2	救済給付の支給に係る費用の徴収		
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成 18 年法律第 4 号)第 47 条
策		別法条文など)	独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第7号
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業	7. 環境保健対策の推進
度		レビュー	7-3. 石綿健康被害救済対策
			平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0267

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプッ	ット(アウトカム)情報						②主要なインプット情	青報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
指標等 (参 達成	注目標 基準値 (参考)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
考)	(前中期目標期間最											
	終年度値等)											
特別拠出金の徴	100%	100%	100%	100%	100%		予算額(千円)	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919	
収率												
							決算額 (千円)	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793	
							経常費用 (千円)	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899	
							経常利益 (千円)	_	_	_	_	
							行政サービス実	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107	
							施コスト (千円)					
							従事人員数	43	43	43	43	

注1)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
		(平成 29 年度)		業務実績	自己評価				
制付義務者に対し制度への理解	確保するため、納 付義務者に対し 制度への理解を	特別事業主からの特別拠出金の徴収業務を行う。	<主な定量的指標>特別拠出金の徴収率 <その他の指標> - 〈評価の視点> ・徴収すべき額を確実に徴収しているか。	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 自己評定:B 評定理由:徴収すべき特別	評定 B <評定に至った理由> 特別拠出金については、救済給付の支給に係る費用として、全ての特別事業主より確実に徴収を行うことができており、中期計画の所期の目標を達成していると認められるため、B評定とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、着実な徴収を行う必要がある。 <その他事項> 特になし。			

		<課題と対応> 特別拠出金の徴収は、引き 続き着実な徴収を行うこと とする。	

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I - 6 - 3	制度運営の円滑化等		
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成 18 年法律第 4 号)第 79 条
策		別法条文など)	\mathcal{O} 2
			独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易	難易度:「高」全国の医療機関に認定基準を理解し、適切な資料を	関連する政策評価・行政事業	7. 環境保健対策の推進
度	提出してもらうためには、それぞれの指定疾病に応じた知見を全国	レビュー	7-3. 石綿健康被害救済対策
	の診療現場の医師に理解してもらう必要があるため。		平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0267

2. 主要な経年データ ①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) 指標等(参|達成目標 基準値 (参考) 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 考) (前中期目標期間最 終年度値等) 申請等に係る医 予算額(千円) 4,865,773 4,993,158 4,960,848 4,487,919 学的資料等を作 1,539 病院 1,618 病院 1,680 病院 1,778 病院 1,452 病院 成した実績医療 機関 石綿関連疾患に 決算額(千円) 3,918,128 3,437,835 4,047,712 4,328,793 11 回 12 回 $12 \square$ 18 回 $15 \square$ 係る医師向けセ ミナー等開催数 経常費用 (千円) 3,459,627 3,921,107 4,048,762 4,338,899 経常利益 (千円) 行政サービス実 3,175,141 3,593,660 3,699,836 3,949,107 施コスト (千円) 従事人員数 43 43 43 43

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費を除き各業務に配賦した後の金額を記載

台事素年度の 耒務	らに係る目標、計画、 ・	、業務実績、年度評	F価に係る自己評価及び	『主務大臣による評価		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価
		(平成 29 年度)		業務実績	自己評価	
			<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
					自己評定: A	<評定に至った理由>
			<その他の指標>	その他の指標として掲げた申請等に係る医		
			・申請等に係る医学	学的資料等を作成した実績医療機関は着実に	評定理由:	申請の窓口となる保健所等の担当者
			的資料等を作成した	増加しており、基準値とした 1,452 病院に対	・申請 (請求) の受付や申	対して、石綿による健康被害に係る必要
			実績医療機関	し、平成 29 年度の実績は 1,778 病院(22.5%	請者等からの相談対応等に	知識等の向上を図るため、保健所説明会
			・石綿関連疾患に係	増)となった。	携わる保健所担当者等を対	実施するとともに、地方公共団体主催研
			る医師向けセミナー		象とする全国7ブロックに	会において、医療関係者や地方公共団体
(1)被認定者	(1)保健所等に	(1)保健所等へ	等開催数	(1)保健所等への情報提供	おける説明会の開催、地方	当者を対象に、石綿関連疾患や石綿救済
等のニーズの把	おける受付業務	の情報提供		・保健所等窓口担当者の救済制度に係る受付、	公共団体からの要望に応じ	度に係る講演を行うなど、積極的な情報
握に努め、制度	の円滑化のため、	各地域で保健所	<評価の視点>	相談及び医学的事項に関する知識の向上を図	た個別説明会の開催、地方	供を行った。また、医師・医療機関等に
運営等に反映さ	担当者への適切	等への説明会を	・医師・医療機関に	るため、北海道から九州までの全国7ブロッ	公共団体が主催する研修会	して、申請手続き等に係る手引きやパン
せること。	な情報提供等を	実施し、制度及び	対する制度周知が適	ク(参加数 250 名)で、また、県単独での開	における講演(制度・手続	レット等の提供のほか、医療専門誌やウ
	行う。	手続等に関する	切に行われている	催の要望があった4県(参加者 51 名)におい	等の説明)、指定疾病の診	ブサイト等により申請手続き等の周知
		知識を深め、申請	カ′。	て、説明会を開催した。	断・治療に携わり申請(請	実施するとともに、地域の開業医等へも
		手続の円滑化を		・地方公共団体が主催する石綿関連の研修会	求) に際して判定のための	度等の周知を図るため、地域の医師会と
		図る。		において、医師、保健師、看護師、地方公共	診断書の作成や診断の根拠	携し、医師向け研修会を実施した。
				団体担当者を対象として、専門医及び機構職	となる医学的資料の提供元	さらに、学会セミナー及び中皮腫細胞
				員より救済制度に関する説明を行い、石綿関	となる医師・医療機関等へ	断実習研修会の開催により、医師及び組
				連疾患、救済制度及び申請(請求)手続の周	のパンフレット及び手引き	検査技師等に対し石綿関連疾患に関す
				知を図った。(4県5研修会:参加者272名)	等の提供・配布、医師会主催	知識及び診断技術の向上を図るとともに
					研修会における講演(制	肺がんの医学的判定に係る石綿小体計
(2) 関係機関	(2)被認定者等	(2)アンケート		(2)アンケート調査	度・手続等の説明)及び講	について、検査技師等の計測精度の均て
と連携しつつ、	に対するアンケ	調査		・被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、	師(指定疾病等に関する解	化を図るための精度管理事業を実施す
調査・情報収集	ート調査を行い、	救済制度の適切		制度周知広報及び相談・受付業務の改善等に	説)の派遣等により、制度	など、医療従事者に対し医学的判定で得
等、申請手続の	被認定者等の状	な運営等の参考		反映するため、被認定者等に対するアンケー	や手続の周知に堅実に取り	れた知見の還元等を図ることができた。
周知等、業務実	況、ニーズを的確	とするため、被認		ト調査を行った。	組んだ。また、石綿健康被	中央環境審議会石綿健康被害救済小
施の円滑化に向	に把握し、救済制	定者等に対する		・アンケート調査の結果から、①被認定者の	害判定小委員会の委員の協	員会において取りまとめられた報告書
けた取組を行う	度の適切な運営	アンケート調査		受診や医療費請求手続の円滑化を進める観点	力を得、指定疾病に関連す	綿健康被害救済制度の施行状況及び今
こと。	等に反映させる。	を行い、被認定者		からも、医療機関への制度等の周知を継続す	る医学会において、制度、	の方向性について」を踏まえ、医療関連
		等の状況、ニーズ		る必要があること(制度利用アンケート)、②	石綿関連疾患及び医学的判	体等の協力を得ながら、「石綿による肌
		を的確に把握し、		指定疾病の診断・治療に関する知見の普及・	定の考え方等を周知するた	ん」について医療現場への重点周知を図
		制度周知広報及		向上を図ること、また、診断・治療に関する	めのセミナーを開催したほ	とともに、環境省・厚生労働省とも連携
		び相談・受付業務		知見や専門医・専門医療機関に関する情報の	か、中皮腫の診断方法の一	幅広い医療従事者等に対し石綿救済制
		の改善等の参考		提供を充実させることが求められていること	つである細胞診について、	及び労災保険制度に係る周知を行い、制
		にする。		(制度利用アンケート)、③被認定者等におけ		
		-		る制度の認知経路から、医療関係者への周知		以上により、制度運営の円滑化に向け
				と一般広報の両面から周知を進める必要が認		

(3)教済給付るの方法をおりるでは、 (3)教育には、 (3)教育には、 (3)教育には、 (3)教育には、 (4)教育には、 (5)教育には、 (5)教育には、 (6)教育には、 (6)教育には、 (6)教育には、 (6)教育には、 (6)教育には、 (6)教育をは、 ((3)認定等に係 る事務処理を円 滑に実施するた め、医療機関等に 対して、申請手続 等の周知を図る。	(3)医療機関等への申請手続等の周知申請等に係するををををををををでいる。 対して、中間をといる。 対して、中間をといる。 対して、中間ののののののでは、というののののでは、というのののでは、これでは、	
機関等へ積極的に還元すること。			

められること(被認定者(療養者)アンケー | 努めるとともに、石綿によ | 標を十分に達成しているものの、取組の成 ト、未申請死亡者遺族アンケート、施行前死 | る肺がんの医学的判定の基 | 果が目標を上回る制度運営の円滑化に寄 亡者遺族アンケート)、医療現場における申請 | 準の一つである石綿小体の | 与したものとは認められないため、B評定 の勧奨等に結びつける上で、看護師等への周 | 計測について、一定の計測 | とする。 知に更に取り組む余地があること(学会セミ 技能を有する機関の検査技 ナーアンケート)等が示唆された。周知広報 | 師等の協力を得て石綿小体 等に反映する。

- (3) 医療機関等への申請手続等の周知
- ①救済小委員会で取りまとめられた「石綿健 | 関わる検査、計測の標準化 | 一も含め医療従事者・医療機関等に対する 康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性 に注力した。 について」を踏まえた取組
- ・医療現場への制度周知に向けた医療関係団 | を継続したことに加え、平 | 対象団体や手段等を引き続き検討してい 体等との協力

医療機関等が加入する四病院団体協議会所 | 会で取りまとめられた「石 属の3団体に協力を依頼し、一般社団法人日 | 綿健康被害救済制度の施行 | <その他事項> 本病院会(会員約2,500病院)においては、 | 状況及び今後の方向性につ | 同会のホームページ及び会員メールを活用ししいて」を踏まえ、都道府県 て、石綿による肺がんにも触れながら救済制しがん診療連携拠点病院連絡 度の周知を行った。

都道府県がん診療連携拠点病院(434か所) 病院会、公益社団法人日本 連絡協議会情報提供・相談支援部会及び東京│医療社会福祉協会等の協力 都がん診療連携協議会(38組織)担当者連絡 | を得、また、環境省及び厚 会に講師として参加し、直接、救済制度につし、生労働省との連携により、 いて説明を行った。

医療ソーシャルワーカーが加入する日本医 | シャルワーカー等への制度 療社会福祉協会(会員約5.700人)に協力を | や申請(請求)手続に関す 依頼し、同協会の協会ニュースに救済制度の「る情報発信等に、次のとお パンフレットを同封し送付した。

日本肺癌学会及び日本癌学会のホームペー | ①都道府県がん診療拠点病 ジにバナー広告を、また、日本呼吸器学会及「院への情報発信 び日本呼吸器外科学会のホームページにお知し都道府県がん診療連携拠点 らせを掲載し、石綿関連疾患や制度の概要等 | 病院(434 か所)連絡協議 を紹介した。看護師が加入する日本看護協会 会の協力を得て、同協議会 (会員約80万人)にも協力依頼を行った。

•「石綿による肺がん」の重点的な周知

石綿による肺がんについて重点的に医療現 | の概要を説明するととも 場への周知を図るため、新たに石綿による肺しに、石綿と健康被害、石綿 がん周知のチラシを作成し、医療機関等に配 | による肺がんに係るパンフ 布するとともに、医師向けセミナーにおいて | レット等を提供した。また、 も石綿による肺がんをテーマに取り上げて説 ┃ 国立がん研究センターがん 明を行った。

継続して取り組む等、指定 | 策>

成28年12月に救済小委員 く必要がある。 協議会、一般社団法人日本 医師・医療機関、医療ソー り取り組んだ。

情報提供・相談支援部会に おいて、機構より救済制度 情報サービス医療関係者向

計測精度の確保・向上等に | <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方

疾病の診断や医学的判定に 今後も、看護師や医療ソーシャルワーカ 制度や申請手続き等の周知を推進する必 これら、従来からの取組 | 要がある。また、効果的な制度周知のため、

特になし。

医療従事者専用ウェブサイト「m3.com」(医 | けサイトに掲載された上記 師、看護師等の会員数約70万人)において、一部会の開催録に、機構ホー 制度や石綿による肺がんに関する記事の掲載 | ムページのパンフレットへ 及び機構の特設ウェブサイトにリンクさせた | のリンク設定をした。 バナー等を配置し、呼吸器内科医師に対して 2一般社団法人日本病院会 効果的に周知を行った。(2/13~3/30 10,000 | 会員病院への情報発信 件配信) 一般社団法人日本病院会 (会員約 2,500 病院) の協 ・関係機関との連携による医療機関への広報 環境省、厚生労働省と連携し、救済制度の一力を得て、石綿による肺が 他、労災保険制度の内容を含むリーフレットしん周知のチラシを同会ホー と石綿による肺がん周知のチラシ(1.159.980 ムページに掲載するととも 部) を医療機関(38,666 か所) に配布した。 に、機構ホームページの各 (12月) 種パンフレット等にリンク 設定をした。また、会員病 • 申請負担軽減対策 申請に係る負担軽減のため、申請者が作成す | 院へ、石綿による肺がん周 る申請(請求)書類の様式について電子化を | 知チラシをメールで配信し 図り、機構ホームページに公開した。 ② 申請等に係る手引等の送付 ③医療ソーシャルワーカー 申請等に係る医学的資料の作成実績がある人への情報発信 医療機関及び地域がん診療連携拠点病院等し公益社団法人日本医療社会 1.713 か所のほか、保健所 524 か所、地方公 福祉協会(会員約 5.700 人) 共団体 144 か所、環境省地方環境事務所 11 か の協力を得て、会員向け協 所の計 2,392 か所に対して医師、医療機関向 | 会ニュース発送に際し、救 け手引や各種パンフレットを送付した。 済制度の紹介リーフレット ③ 医師会主催研修会 を同封した。(計5800部) 地域の開業医等に関して石綿関連疾患及び | ④関係医学会、専門医等へ 救済制度等の周知を行うため、鹿児島県医師│の情報発信 会及び群馬県医師会との連携により医師を対し日本肺癌学会及び日本癌学 象とした研修会を当該地域で実施し、専門医 会の協力を得て、両学会の の講演と機構職員による制度説明を行った。 | ホームページに、バナー広 ④ 医療専門誌 告(石綿、石綿関連疾患及 「MMI毎日メディカルジャーナル」におしび石綿健康被害救済制度の いて、制度に関する広告掲載をし、「日本医師|概説ページにリンク)を掲 会雑誌」に石綿の健康リスクについて専門医し載した。 による記事を寄稿した。 また、一般社団法人日本呼 吸器学会及び特定非営利活 動法人日本呼吸器外科学会 の協力を得て、両学会のホ (4) 制度の诱 (4) 環境省や他 (4) 調査・情報 ームページに、救済制度を (4)調査・情報収集の実施 明性を確保する一の関係機関とも一収集の実施 ・石綿ばく露の実態を把握することを目的と | 紹介するお知らせ(機構ホ ため、認定や給 | 連携し、中長期的 | 環境省等とも連 してデータの集計等を行った。集計が完了し | ームページの制度概説ペー た過年度分については、「被認定者に関するば」ジ、石綿による肺がんリー 付の状況など、 | 視点も踏まえた | 携して、中長期的

		[T		
救済制度の運営		視点を踏まえ、被	く露状況調査報告書」を作成し、ホームペー	フレットへリンク)を掲載	
状況の公開を図			ジ等で公表した。	した。	
ること。	や情報収集を行		・中皮腫の治療内容等の情報を活用し、医療		
	う。	査等を行う。	機関等に対し情報提供することを目的に、デ		
		また、中央環境審	ータの整理、集計等を行った。	環境省、厚生労働省との連	
		議会の「石綿健康		携により、石綿による健康	
		被害救済制度の		被害に係る救済制度及び労	
		施行状況及び今		災保険制度を紹介したリー	
		後の方向性につ		フレットを医療機関	
		いて」の指摘事項		(38,666 か所) に配布し	
		における調査に		た。(計 1,159,980 部)	
		ついては、環境省		以上のとおり、従来から	
		と協力して対応		の取組を堅実に継続したこ	
		する。		とに加え平成 29 年度から	
			(5) 医療機関等への知見の還元等	開始した更なる周知の取組	
		(5)医療機関等	・中皮腫の診断に係る細胞診断について、細		
			胞検査士等の診断技術の向上を図るため、3		
	切な申請及び請		地区で中皮腫細胞診実習研修会を実施した。	に係る医学的資料等を作成	
		診断技術の向上	(7月:関西、9月:九州、2月:関東)	した実績医療機関は着実に	
	調査・情報収集に		・石綿による肺がんの医学的判定に係る石綿		
	より得られた指		小体計測について、検査技師等の測定精度の		
	定疾病に係る知		確保・向上等を図るため、石綿小体計測精度		
	見を医療機関等		管理事業を実施した。	(22.5%増)となっており、	
	へ積極的に還元		・医師等を対象に、石綿関連疾患及び制度の		
	するほか、セミナ		周知のため、医師向けセミナー等を 15 回実施		
	一等により診断		した (参加数 1,499 名)。	られる。	
	技術の向上のた		・新たな取組として、海外における石綿関連		
	めの場を提供す		疾患に関する知見を得るため、海外専門家を		
	る。	重点的に周知を	招聘し、中央環境審議会石綿健康被害判定小		
		行う。	委員会の医師、環境省及び厚生労働省等の関		
			係者を対象に講演会を2回実施した。	カーも対象とし、引き続き	
				制度や申請手続の周知に取	
		(6)救済制度に	(6) 救済制度に関する情報の公開	り組む。	
	の状況など、救済		申請・認定状況等を始めとする最新情報をホ		
	制度の運営につ		ームページ上で公表した。一部は報道発表を		
	いて随時及び年		行った。		
	次で情報を公開				
	する。	について随時及			
		び年次でホーム			
		ページ等により			
		情報を公開する。			

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I - 6 - 4	救済制度の広報・相談の実施		
業務に関連する政策・施		当該事業実施に係る根拠(個	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成 18 年法律第 4 号)第 79 条
策		別法条文など)	${\mathscr O}$ 2
			独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易	重要度:「高」石綿健康被害に関する国民からの相談等に適切に対	関連する政策評価・行政事業	7. 環境保健対策の推進
度	応し、石綿健康被害者を申請に結びつけるよう制度周知を継続的に	レビュー	7-3. 石綿健康被害救済対策
	実施していく必要があるため。		平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0267
	難易度:「高」石綿による特殊性にかんがみ、今後も中皮腫を発症		
	する患者が見込まれることから国民全体に制度を幅広く周知して		
	いくために適切な広報媒体を選択していく必要があるため。		

2	2. 主要な経年データ													
	①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプッ	②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)				
	指標等	達成目	基準値(参	26年度	27年度	28年度	29年度	3 0 年		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	(参考)	標	考)					度						
			(前中期目標期											
			間最終年度値											
			等) 25 年度											

- 神経 主	上却の工法	\$1.88 4 VIL	\$1.88 00 Au	\$1.88 ° AL	AL HH 4 AL	AL HH O AL	マ佐姫 (イ田)	4.005.550	4.000.150	4.000.040	4 407 010	
	仏報の手法						了昇額(十円 <i>)</i>	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919	
1												
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)												
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						局、BS1 局)						
・石彦原義 を大阪 京バブラン 京バブリン 京バブリン 京バブリン 京 京 京 京 京 京 京 京 京						・全国地上波						
				3 4-17	局パブリシテ	24 局パブリシ						
中央					イ	ティ						
・ 交換であった ・ ではまから ではまから ・ ではまから ではまから ・ ではまから ではまから ・ ではまから ・ ではまから ではまから ・ ではまから ではまから ・ ではまから ではまから ・ ではまから ではまから ・ ではまから ・ではまから ・ではまから ・ではまから ではまから ではまから ・ではまから ・ ではまから ・ ではまから ・ ではまから ・ ではまから ・ ではまから ・ で			誌			・ラジオ1局						
						・特設サイト						
企画タットラ ・・						・故藤本義一氏						
サウェフリスティングストーションフスティングストーションフスティングストーションフスティングストーションフスティングストーションフスティングストーションフスティングストーションフスティングストーションフスティングストーションフスティングストーションフスティングストーションフスティングストーションフスティングストーン (1013) 1013 1013 1013 1013 1013 1013 1013												
・特徴サイト ・リニプリステーカルテンタ フィング広告 ・地グローカルランとはあり、 1890世 20 ファット 1890世 20 ファット 1890世 20 ファット												
1871 1871												
カータル				・ウェブリステ	地方ローカル							
・				·								
・				・地方ローカル								
#料電話相 (4.892件 第1) 4.832件 第2 4.832件 第3 4.832件 第3 4.832件 第4 4.832件 第4 4.832件 第5 6.648件 6.211件 (4.328.793												
・												
19 病院 ・ 心藤木美二 によるポスター 年 作成し 1.618 か 所の 医 彼陽 及び 682 か 所の 医 彼陽 及び 682 か 所の 医 彼陽 及び 682 か 所の 医 彼陽 及び 582 か 所の 医 彼陽 及び 582 か 所の 医 彼陽 及び 582 か 所の 医 彼陽 な 行れ												
・放棄本義一氏によるポスター等を作成し、1,618か所の医療機関 及び882か所の保健所等に配布 無料電話相 4.832件 ※1) 4.832件 5.884件 5.648件 6.214件 次算額(下円) 3,437,835 3,918,128 4,047,712 4,328,793 数資相談ディヤル) 経常費用(千 3,459,627 3,921,107 4,048,762 4,338,899 円) 経常利益(干 ー ー ー 円) でサービス 実施コスト(千 円)												
によるボスター等を作成し 1,618 か所の医療機関及び529 か所の保健所等に配布 無料電話相 数件数(石綿 救済和談)"イ 中少)												
 一等を作成し 1,618か所の医療機関及び529か所の保健所等に配布 無料電話相 数件数 石綿 教済相談ダイヤル) 基常費用 (千 3,459,627 3,921,107 4,048,762 4,338,899 円) 経常費用 (千 7) 経常利益 (千 7) 経常利益 (千 7) (万政サービス 実施コスト(千 円) 行政サービス 実施コスト(千 円) 					及び682か所の							
#料電話相 4.832件 ※1) 4.832件 5.648件 6.214件 決算額(千円) 3.437,835 3.918,128 4.047,712 4.328,793 該件数(石綿教)*イか)					保健所等に配							
放機関及び529 か所の保健所 等に配布 1,832件 ※1) 4,832件 ※5,844件 5,648件 6,214件 決算額 (千円) 3,437,835 3,918,128 4,047,712 4,328,793 設件数 (石綿 教済相談9 イ ヤル) 経常費用 (千 3,459,627 3,921,107 4,048,762 4,338,899 円) 経常利益 (千 一 一 一 円) 行政サービス 実施コスト(千 円) 7,000 円 で以 サービス 実施コスト(千 円) 7,000 円 で以 サービス 実施コスト(千 円) 3,437,835 3,918,128 4,047,712 4,328,793 24,338,899 24,047,712 4,328,793 24,338,899 24,047,712 4,328,793 24,047,712 4,048,762 4,338,899 24,047,712 4,048,762 4,338,899 24,047,712 4,048,762 4,338,899 24,047,712 4,048,762 4,338,899 24,047,712 4,048,762 4,338,899 24,047,712 4,048,762 4,338,899 24,047,712 4,048,762 4,048,7					布							
無料電話相 談件数(石綿 投済相談5*イ で)												
無料電話相談件数(石綿教育*4 か)												
無料電話相												
談件数(石綿 教済相談ダイ ヤル) 経常費用(千 3,459,627 3,921,107 4,048,762 4,338,899 円) 経常利益(千		1 222 fd 24(1)	4 000 //	1	7 0 10 11	2 2 2 4 11	みなを(イロ)	0.40=.00=	0.010.100	4.045.510	4.000 500	
教済相談ダイ t/v) 経常費用 (千 3,459,627 3,921,107 4,048,762 4,338,899 円) 経常利益 (千 一 一 一 一 円) 行政サービス 実施コスト(千 円) 3,175,141 3,593,660 3,699,836 3,949,107		4,832 件 ※1)	4,832 任	5,884 件	5,648 件	6,214 件	次 昇額(十円)	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793	
が) 経常費用 (千 3,459,627 3,921,107 4,048,762 4,338,899 円) 経常利益 (千 ー ー ー ー ー ー 円) 行政サービス 実施コスト(千 円) 3,175,141 3,593,660 3,699,836 3,949,107												
経常費用(千 3,459,627 3,921,107 4,048,762 4,338,899 円) 経常利益(千 ー ー ー ー 円)												
円) 経常利益(千	ヤル)											
経常利益(千							経常費用(千	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899	
円) 行政サービス 実施コスト(千円) 3,175,141 3,593,660 3,699,836 3,949,107							円)					
行政サービス 実施コスト(千 円) 3,175,141 3,593,660 3,699,836 3,949,107							経常利益 (千	_	_	_	_	
実施コスト(千円)							円)					
実施コスト(千円)							行政サービス	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107	
円)								. ,	. ,	. ,	. ,	
							従事人員数	43	43	43	43	

^{※1)} 今中期目標期間初年度件数

注1)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の	業務に係る目標、計画	、業務実績、年度	評価に係る自己評価及び	ド主務大臣による評価		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価
		(平成 29 年度)		業務実績	自己評価	
			<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 A
			• 無料電話相談件数		自己評定:A	<評定に至った理由>
(1)救済制	(1) 年度計画を	(1)制度に関	(石綿救済相談ダイ	(1)制度に関する広報等		石綿健康被害救済法によって救済され
度について国	定めて、多様な媒	する広報等	ヤル)	これまでの広報実績から広報効果の高かっ	評定理由:	るべき方が、適切に申請等を行い、迅速に
民の認知度を	体等を活用し、国	前年度に実施し		たテレビと新聞を中心に予算を重点的に配分	以下のように、テレビC	救済されるためには、国民全体に幅広く制
高めるため、	民に制度を周知す	た広報事業の成	<その他の指標>	し、中皮腫で亡くなった藤本義一氏のCM等	Mや新聞を中心に救済制	度を継続して周知していくことが重要で
具体的な広報	るための確実かつ	果のほか、中央		による広報を行った。	度の広報活動を推進し、国	ある。
計画を策定	広範な広報を実施	環境審議会の	<評価の視点>	・全国紙(読売、朝日、日経)、ブロック紙(北	民全体に幅広く制度を周	平成29年度では、過去2年間で最も広
し、積極的に	するとともに、地	「石綿健康被害	・適切な広報媒体を選	海道、東京、北陸中日、中日、西日本)及び	知することに取り組んだ	報効果の高かったテレビCMと新聞広告
救済制度を国	方公共団体等との	救済制度の施行	択し、制度周知が行わ	地方紙(神戸) 9 紙	ことを通じ、無料電話相談	に重点を置くことで、効率的に制度の認知
民に周知する	連携を図りつつ、	状況及び今後の	れているか。	・全国テレビ CM (地上波 37 局、BS 1 局)	件数(石綿救済相談ダイヤ	度を高める広報を実施した。また、無料電
こと。	地域性等にも配慮	方向性につい		・全国地上波 24 局パブリシティ(番組内にお	ル)は、基準値とした平成	話相談(石綿救済相談ダイヤル)により制
	したきめ細かで効	て」の趣旨を踏		いて制度紹介)	26年度の4,832件に対し、	度等の相談対応を広く実施しており、広報
	果的な広報を実施	まえ、広報計画		・ラジオ1局	28.6%増の6,214件の実績	活動による幅広い制度周知の結果、件数は
	する。	を定め、広範な		・特設ウェブサイト	が得られた。申請(請求)	中期目標期間の期初(平成 26 年度)と比
		情報発信をする			件数の増(26年度920件に	べ大幅に増加(4,832 件→6,214 件:1.29
		とともに、地域			対し平成 29 年度は 29.2%	倍) し、前年度件数(5,648件)と比べて
		性等も配慮し、			増の1,189件、また、平成	も増加(1.1倍)している。申請件数おい
		地方公共団体と			28 年度 1,081 件に対して	ても中期目標期間の期初(平成 26 年度)
		も連携して制度			は10%の増)にも反映され	と比べ大幅に増加(920件→1,189件:1.29
		の周知を図る。			たものと考えられる。これ	倍)し、前年度件数(1,081件)と比べて
						も増加(1.1 倍)しており、適切な媒体を
(2)制度利				(2)制度等に関する相談等	Aとした。	活用した効果的な広報の取組が引き続き
用者の満足度				一般の方からの健康不安や申請手続等の相		実施されたと考えられる。
を高めるた				談・質問について、無料電話相談等を通じ広		以上を踏まえ、中期計画の所期の目標水
め、相談や申				節かつ丁寧に対応した。		準を上回る成果が得られていると認めら
請等に係る利				・無料電話相談件数 6,214 件(基準値 4,832		れるため、A評定とする。
便性の向上に				件に対し 28.6%の増)	の導入経路について調	
向けた取組を	請手続の説明を行			・地方自治体との共催による一般住民向け説		
一一行うこと。	う。	談や相談窓口を		明・相談会(3回 堺市、横浜市、奈良県)、	かったテレビCMと新聞	
		通じて、救済制		・医師会等の後援による、一般住民向け説明・		
		度及び申請手続		相談会を実施(1回 沖縄県)。	配分することとし、テレビ	
		について分かり				アを用いた広報に留まらず、継続的に救済
		やすく説明を行			BS 放送1局)、テレビ番組	
		う。			パブリシティ(全国地上波	
					24 局) 及び新聞(全国紙3	
					紙ほか)を使って、平成24	必要がある。
					年に中皮腫で亡くなった	
					作家の故藤本義一氏を起	

用して、全国規模の広報を「くその他事項>
行った。特になし。
・また、国民全体に制度を
幅広く周知していくため、
広報対象地域を人口が多
い首都圏、関西圏に重点を
おきつつ、地方にも十分配
慮しながら広報を行った
結果、無料電話相談の実績
は 6, 214 件となった。これ
は、平成 28 年度の実績
5,648 件に比し 10.0%の
増、基準値である中期目標
期間の期初(平成 26 年度)
の実績 4,832 件に比し
28.6%の増となっている。
・申請(請求)件数では、
平成 28 年度の 1,081 実績
と比べ、1,189 件(10.0%
増)、中期目標期間の期初
(平成 26 年度) の実績 920
件と比べ、1,189件(29.2%
増)と増加しており、相談
件数の増加が、申請(請求)
件数の増加に反映された
ものと考えている。
<課題と対応>
・引き続き救済制度の周知
を推進し、救済制度の認知
度を向上させる。
・3か年に実施した広報の結果を吹まる。効果の食い
結果を踏まえ、効果の高い
制度周知に取り組む。

4. その他参考情報		

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I - 6 - 5	安全かつ効率的な業務の実施		
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)第4条、
策		別法条文など)	第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20
			条、第 22 条、第 23 条及び第 24 条
			独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	7. 環境保健対策の推進
度		レビュー	7-3. 石綿健康被害救済対策
			平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0267

2.	主要な経年デ	データ													
	①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報					②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
	指標等(参考)	達成目標	基準値(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	個人情報保護・ 情報セキュリテ ィ研修の受講者 率		100%	100%	100%	100%	100%			予算額(千円)	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919	
										決算額(千円)	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793	
										経常費用 (千円)	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899	
										経常利益 (千円)	_	_	_		
										行政サービス実	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107	
										施コスト(千円)					
										従事人員数	43	43	43	43	

注1)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3.	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価			
			(平成 29 年度)		業務実績	自己評価				
	認定・支給に係	(1) 認定申請·	(1) 認定・給	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B			
	るシステムを活	給付請求から給	付システムの運		(1) 認定・給付システムの運用等	自己評定: B	<評定に至った理由>			
	用し、個人情報	付に至るまでの	用等	<その他の指標>	情報セキュリティを確保しつつ、システム		認定・給付システムの運用にあたり、シ			
	を適切に管理し	業務を管理する	認定・給付業務	個人情報保護・情報セ	担当者による定例会を毎月開催し情報共有を	評定理由:	ステム担当者間における情報共有やイン			
	つつ、業務を効	システムを活用	を効率的に実施	キュリティ研修の受	図るなど、認定・給付システムの安定的な運	・認定・給付システムにつ	ターネットからの遮断など、引き続きシス			
	率的に実施する	し、セキュリティ	するため、情報	講者率	用を行った。また、システムを活用して、毎	いて、引き続き安定的に運	テムの安定的運用及び情報セキュリティ			
	こと。	を確保しつつ業	セキュリティを	<評価の視点>	月審査中案件の進捗管理を行うなど、業務を	用を行っている。	の確保が図られているほか、システムを活			
		務を効率的に実	確保しつつ認	情報セキュリティへ	効率的に実施した。	・個人情報保護及び情報セ	用した審査中案件の進捗管理の実施など、			
		施するとともに、	定・給付システ	の対応が適切に行わ		キュリティへの対応を適切	業務の効率化を図っている。			
		認定・給付の状況	ムを確実に運用	れているか。		に行うため、石綿情報セキ	また、救済業務に携わる全職員に対する			
		についてのデー	する。また、認			ュリティ委員会において策	個人情報保護及び情報セキュリティに係			
		タをもとに業務	定・給付の進捗			定した対策を順次実施し、	る研修の実施のほか、石綿情報セキュリテ			
		を適切に管理す	状況等を随時把			また石綿救済業務に携わる	ィ委員会決定の下、外部専門家を加えての			
		る。	握することで業			全ての職員(派遣職員等を	漏洩リスク低減に向けた検討調査の実施			
			務を適切に管理			含む)に対して研修を実施	など、個人情報保護及び情報セキュリティ			
			する。			することができた。	の確保のための対応が適切に図られてい			
							る。			
		(2)申請者、請	(2)個人情報		(2) 個人情報の保護等	<課題と対応>	以上を踏まえ、中期計画における所期の			
		求者等の個人情	の保護等		・石綿救済業務に係る個人情報の保護に万全	・引き続き、認定・給付シ	目標を達成していると認められるため、B			
		報の保護を図る	職員に個人情報		を期すため、石綿情報セキュリティ委員会に	ステムの安定的運用を図る	評定とする。			
		ため、申請書類等	保護及び情報セ		おいて決定した下記の取組の進捗状況につい	とともに、個人情報の保護				
		の管理を厳格に	キュリティに関		て、同委員会に報告を行うとともに、引き続	及び情報セキュリティの強	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方			
		行う。	する研修を実施		き継続して取り組むことについて了承を得	化を図る。	策>			
			し、申請書類等		た。		引き続き、認定・給付システムの安定的			
			の管理を厳格に		①過去の個人情報の漏えい事案に関する情報		運用を図るとともに、個人情報の保護及び			
			行う。		の集約化と共有		情報セキュリティの確保のための対応を			
			また、改正独立		②ヒヤリハット事例の集約化		図っていく必要がある。			
			行政法人個人情		③システム活用によるリスク低減に向けた検					
			報保護法の施行		討		<その他事項>			
			に合わせて、申		③不要な個人情報の削除		特になし。			
			請者等の個人情		・個人情報保護及び情報セキュリティの徹底					
			報を適切に管理		を図るため、石綿健康被害救済部の全職員(派					
			する。		遣職員等を含む)を対象に研修を実施した。					
					・セキュリティ対策の最新情報を得るため、					
					情報システムセキュリティ担当者等の職員を					
					「住民基本台帳ネットワークセキュリティ研					
					修」に参加させた。					

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I - 6 - 6	救済制度の見直しへの対応								
業務に関連する政策・施		当該事業実施に係る根拠(個	石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律(平成23年						
策		別法条文など)	法律第 104 号)附則第 3 条						
			独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第7条						
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	7. 環境保健対策の推進						
度		レビュー	7-3. 石綿健康被害救済対策						
			平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0267						

2. 主要な経年	データ													
①主要なア	①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等(参考)	達成目標	基準値(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度			26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
環境省との意見 交換会の実施の 有無		有	有	有	有	有			予算額(千円)	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919	
									決算額 (千円)	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793	
									経常費用 (千円)	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899	
									経常利益 (千円)	_	_	_	_	
									行政サービス実	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107	
									施コスト (千円)					
									従事人員数	43	43	43	43	

注1)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3	各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣	による評価		
			(平成 29 年度)		業務実績	自己評価				
	法律の規定に基	法律に規定され	中央環境審議会	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В		
	づく見直しの結	ている政府によ	の「石綿健康被害	_	救済小委員会の指摘事項に対して、関係機関	自己評定:B	<評定に至った理由	>		
	果を踏まえ、そ	る制度の見直し	救済制度の施行	<その他の指標>	とも連携を図りながら以下の取組を行った。		環境省と制度運用	を含めた意見交換を		
	の実施に必要な	結果を受けて、そ	状況及び今後の	環境省との意見交換	(1) 石綿健康被害救済制度の被認定者実態	評定理由:	定期的に実施し、情報	限収集に努めているほ		
	対応を行うこ	の適切な実施に	方向性について」	会の実施の有無	調査業務の実施	以下のとおり、年度計画に	か、中央環境審議会を	5綿健康被害救済小委		
	と。	必要な対応を行	の指摘事項に対		・報告書において、「介護等の実態の詳細につ	基づく取組を着実かつ適正	員会において取りま	とめられた報告書を		
		う。	して、環境省他関	<評価の視点>	いては必ずしも把握できていないとの指摘が	に実施したため、自己評価	踏まえ、石綿救済制度	度の被認定者の介護等		
			係機関とも連携	情報提供が適切に	あり、被認定者の介護等について実態調査を	をBとした。	の実態に係る調査を	実施するとともに、呼		
			の上、必要な対応	行われているか。	行うべきである。」と提言されたことを受け	●平成 28 年 12 月に救済	吸器関連の学会や医	療ソーシャルワーカ		
			を行う。	・見直しの結果を受	て、被認定者の介護等の実態について把握す	小委員会が取りまとめた	ーを始めとする医療	関係団体及びがん診		
				けて、適切な実施に	る業務を環境省から委託を受け実施した。	「石綿健康被害救済制度の	療連携拠点病院等と	の連携を図り、医療現		

向けた検討が行われ ているか。

- (2) 医療現場への制度周知に向けた医療関 について」の指摘事項に対 ん」の重点周知を確実に実施した。また、 係団体等との協力【再掲】
- ア. 医療機関等が加入する四病院団体協議会 に関連する学会、看護師や | 減措置を実施するなど、制度の適切な実施 所属の3団体(下記(ア) \sim (ウ)、加盟約5.200 | 医療ソーシャルワーカーの | のため、必要な対応が図られている。 病院)に協力を依頼し、一般社団法人日本病 | 団体を始めとする医療関係 | 以上を踏まえ、中期計画の所期の目標を 院会においては、同会のホームページ及び会 | 団体及びがん診療連携拠点 | 達成していると認められるため、B評定と 員メールを活用して、石綿による肺がんにも「病院等他とも連携を図りな」する。 触れながら救済制度の周知を行った。
- イ. 都道府県がん診療連携拠点病院(434か)・石綿健康被害救済制度の 所)連絡協議会及び東京都がん診療連携協議 会(38組織)の相談・情報部会担当者連絡会 に講師として参加し、直接、救済制度についし・医療現場への制度周知に て説明を行った。
- ウ. 医療ソーシャルワーカーが加入する日本 医療社会福祉協会(会員 5,700 人)に協力を 依頼し、同協会の協会ニュースに救済制度の パンフレットを同封し送付した。
- エ. 日本肺癌学会及び日本癌学会のホームペー ージにバナー広告を掲載した。また、国立が ん研究センターに協力を依頼し、「中皮腫の公 的補助制度」として救済制度の案内を行った 他、看護師が加入する日本看護協会(会員約 | 政府による改正法施行5年 80万人)にも協力依頼を行った。
- (3)「石綿による肺がん」の重点的な周知【再 | 況及び今後の方向性につい 掲】
- ア. 救済小委員会の提言を踏まえ、石綿によ 環境省他、関係機関とも連 る肺がんについて重点的に医療現場への周知│携のうえ、必要な対応を行 を図るため、新たに石綿による肺がん周知のしう。 チラシを作成し、医療機関等に配布するとと もに、医師向けセミナーにおいても石綿によ る肺がんをテーマに取り上げて説明を行っ た。
- イ. 医療従事者専用ウェブサイト「m3.com」 (医師、看護師等の会員数約70万人) におい て、制度や石綿による肺がんに関する記事の 掲載及び機構の特設ウェブサイトにリンクさ せたバナー等を配置し、呼吸器内科医師に対 して効果的に周知を行った。(2/13~3/30 10,000 件配信)

がら次の取組を行った。

- の実施
- との協力
- 重点的な周知
- ・関係機関との連携による|要がある。 医療機関への広報
- 申請負担軽減対策

<課題と対応>

の救済制度の見直しについ て、救済小委員会の「石綿 健康被害救済制度の施行状 て」の指摘事項を踏まえ、

施行状況及び今後の方向性 場等への制度周知及び「石綿による肺が して、環境省並びに呼吸器 | 申請書類様式の電子化により申請負担軽

被認定者実態調査業務 | <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方

今後も引き続き制度運用に係る統計調 向けた医療関係団体等 | 査等を着実に実施し、環境省との意見交換 を行っていくとともに、中央環境審議会に 「石綿による肺がん」の おける報告書を踏まえ、関係機関とも連携 をとった上で適切な対応を図っていく必

> <その他事項> 特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I - 7 - 1	環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施							
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号~10 号					
策		別法条文など)						
当該項目の重要度、難易	(2)【難易度:高】直近5年間の事後評価において、上位2段	関連する政策評価・行政事業	9. 環境政策の基盤整備					
度	階の評価を獲得した課題数の割合は平均 50.3%に留まってお	レビュー	9-3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発					
	り、目標達成は容易でないことから、難易度は高い。		平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314					

2. 主要な経年データ ①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) 指標等 達成目標 基準値 2 6 27 28年 29年度 30年 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 (前中期目標期間最 年度 年度 度 度 終年度値等) 新規課題公 業務移管前の直近3年 H25:270件 251件 308件 予算額(千円) 164,603 5,162,052 募における 間と同水準以上の申請 H26:223件 ※基準値と H27:251件 比較対象の 申請件数 件数を確保 事後評価に (平均:248件) 申請数(戦 おける上位 略プロジェ 2 段階の割 クト 44 件 合 は除く) 決算額(千円) 事後評価において、上位 50.3% 60.3% 150,465 5,074,859 2 段階の評価を獲得した (参考) 課題数の割合が業務移 ※平成 28 管前の直近5年間の実績 年度研究管 の平均値を上回り、さら 理業務は環 に、60%以上を目指す。 境省で実施 経常費用 (千円) 105,747 5,060,318 経常利益(千円) 11,539 行政サービス実 115,818 5,071,754 施コスト (千円) 従事人員数 4 10

注1)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	上評価	主務大臣による評価
		(平成 29 年度)		業務実績	自己評価	
			<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
(1) 行政ニー	(1) 行政ニー	(1) 行政ニーズ	●新規課題公募にお	(1)行政ニーズに立脚した戦略的な研究及	自己評定: A	<評定に至った理由>
ズに立脚した戦	ズに立脚した戦	に立脚した戦略	ける申請件数におい	び技術開発等の推進		・平成 29 年 10 月の業務移管後、平
略的な研究及び	略的な研究及び	的な研究及び技	て、業務移管前の直近		評定理由:	29 年4月から新たに実施する、研究の
技術開発等の推	技術開発等の推	術開発等の推進	3年間と同水準以上	①推進費に係る業務運営を円滑かつ効果的	以下により、年度計画を	捗管理、新規課題の契約業務等に対応す
進	進	平成 28 年 10 月	の申請件数を確保	に実施するための体制整備	上回る取組を実施したた	ため、組織体制を強化し、業務を円滑に
推進戦略に基づ	「環境研究・環	からの業務移管	(平均:248件)	平成 29 年 4 月から新たに実施する契約事	め、上記のとおり、自己評	施した。
き、統合的かつ	境技術開発の推	に伴い、推進費の		務、研究の進捗管理業務等に対応するため、	価をAとした。	
長期的な計画の	進戦略について	業務を担当する	●事後評価において、	組織を研究課題の公募、評価、研究管理等を		・広報の開始時期の早期化、大学や研究
もと、先導的な	(平成 27 年 8	室を新たに設置	上位2段階の評価を	行う研究推進課と、委託研究契約、補助金交	●推進費に係る業務運営を	関などの公募説明会、広報ツールの充
研究成果をあげ	月 20 日中央環	したところであ	獲得した課題数の割	付等を行う研究業務課の1部2課体制に見直	円滑かつ効果的に実施する	化等に取り組みながら、研究者コミュ
ることを目的と	境審議会答申)」	るが、平成 29 年	合が業務移管前の直	し、体制の一層の強化を図った。	ための体制整備	ティの WEB サイトや日本経済団体連
する「戦略的研	(以下「推進戦	4月からの本格	近5年間の実績の平	平成29年度は、「戦略プロジェクト」及び	平成 29 年4月から新た	会の業界紙にも掲載を依頼するなと
究開発領域分	略」という。) に	実施(それまでの	均値 (50.3%) を上回	「環境問題対応型研究領域等分野」の 145 課	に実施する、研究の公募・	く周知を図った。申請件数としては、
野」のプロジェ	基づき、統合的	新規課題の採択	り、さらに、60%以上	題について、委託費又は補助金により、大学、	評価業務、進捗管理、新規	件で中期計画に掲げる業務移管前 <i>0</i>
クト研究(以下	かつ長期的な計	のみならず継続	 を目指す。	国立研究開発法人その他の研究機関を活用	課題の契約業務等に対応す	近3年間の水準 (平均248件)を上回
「戦略プ	画のもと、先導	課題も全て機構		して研究及び技術開発等を実施した。研究の	るため、組織体制を強化し、	た。
ロジェクト」と	的な研究成果を	が行う。) に伴い、		実施にあたっては、契約締結及び補助金の交	研究推進に係る研究者への	
いう。)及び環境	あげることを目	新規課題に加え	 <その他の指標>	 付手続きを大幅に早期化するとともに、契約	サポートの強化、採択審	・環境省が提示する行政ニーズに基づい
問題の解決に資	的とする「戦略	て継続課題の契		日にかかわらず年度当初から研究が開始で	査・評価の見直しなど、業	研究課題を採択しながら、若手の研究
する「環境問題	的研究開発領域	約事務、研究管理	 <評価の視点>	 きるよう措置した。	務移管前に比べて効果的、	題については一定の予算枠を設けて
	分野」のプロジ	等を行うための	●業務移管に伴う業		効率的な方法に見直し、業	点的に採択する仕組みや「パリ協定」
			務の実施に必要な規			踏まえた気候変動対策に関する研究
及び技術開発等	下「戦略プロジ	 化を図る。	程や体制を整備し、業	 月2日~11月6日までの期間において、府省	できた。	題、新設した戦略研究開発プロジェク
			務移管後における推	 共通研究開発管理システム「e-Rad」を活用		Ⅱ型を採択するなど環境行政への真
	う。)及び環境問		進費に係る業務運営	し、5つの公募区分について実施した。今回	●平成30年度新規課題の	が見込まれる研究課題を採択した。
う。) について、	題の解決に資す	 発領域分野」のプ	を円滑かつ効果的に	の公募では、若手枠に一定の予算枠を設ける	公募の実施及び申請結果	
環境省の提示す	る「環境問題対	ロジェクト研究	実施すること。	とともに、COP21 で採択された「パリ協定」	①広報の積極的な展開に	・中間評価において5段階で下位3段階
る行政ニーズに	応型研究領域等	(以下「戦略プロ	●公募の実施に当た	を踏まえて気候変動対策に関する研究課題	よる認知度の向上、公募者	下となるB評価以下の課題について
基づき、他の研	分野」の研究及	ジ	って、広く研究者から	等を重点的に採択することを公募要領や公	の新規開拓	POの助言、指導の下、今後の具体的
究機関を活用し	び技術開発等	ェクト」という。)	提案を募り、業務移管	募説明会において積極的に広報するなど重	公募の広報の開始時期を	対応方針の作成を求めるなど、中間記
て研究及び技術	(以下「個別研	及び環境問題の	前の直近3年間と同		9月末から7月末に大幅に	の結果をその後の研究に確実に反映
			水準以上の申請件数			せる新たな措置を講じ、研究支援の引
る。	う。) について、		を確保することで、研		間を確保するとともに、広	を図った。
-	環境省の提示す		究レベルを確保する		報ツールや公募説明会を充	
	る行政ニーズに	_		係る見直しも行った。	実させ、大学及び研究機関	・一般向けに実施している研究成果発え
	基づき、他の研		_		等に広く周知し、公募する	

のレベルを確保しる。 する観点から、 る。

用を行い、推進

整備する。

説明会の開催や一行う。 の周知に努め、 の提案を募る。 これらにより、 する。

新規課題:262 者からの提案を

省の行政ニーズ | 究機関を活用し | 大学、国立研究開 を提示して公募 | て研究及び技術 | 発法人その他の を実施し、研究 | 開発等を実施す | 研究機関を活用

して研究及び技 研究及び技術開一術開発等を実施 業務移管前の直 | 発等の推進に当 | する。 近3年間と同水 たっては、機構 平成30年度から 準以上の申請件│内に推進費に係│開始する「戦略プ 数を確保するこ | る業務を担当す | ロジェクト」、「環 とを目標とす┃る新たな部署を┃境問題対応型研 設置し、専門性 究」、「革新型研究 のある職員の登 開発 若手枠及び

「次世代循環型 費に係る業務の社会形成推進基 運営を円滑かつ | 盤整備事業 | 等の 効果的に実施す|研究及び技術開 るための体制を 発等について、大 学、国立研究開発 研究及び技術開一法人その他の研 発等の公募に当一究機関に対して たっては、環境 環境省の行政ニ 省の行政ニーズーズを提示し、新 を提示し、公募 | 規課題の公募を ウェブサイトへ 公募の実施に当

の掲載等により「たっては、公募説 積極的に本制度 | 明会の開催、広報 パンフレットの 広く研究者から | 製作、学会等の研 究者コミュニテ ィサイトや大学 研究レベルを確しのウェブサイト 保する観点かるの掲載を働き ら、業務移管前しかけるなど本制 の直近3年間と 度の周知につい 同水準以上の申して、機構の作業を 請件数を確保す┃前倒しすること ることを目標と により公募情報 の周知の早期化 (平成 28 年度 に努め、広く研究

公募の広報の実施にあたっては、広報の開し研究者を新規開拓すること 始時期を見直し、7月末に公募の概要に係る「ができた。 広報を開始し、行政ニーズが決定する9月末 の2回に分けて実施した。

広報ツールは、推進費パンフレットのリニ 平成30年度新規課題公 ューアルに加え、公募のポスター及びチラシ 募では、上記のような広報 を新たに製作するとともに、研究者コミュニーの充実、推進費の使い勝手 ティのWEBサイトや日本経済団体連合会の業 の見直し等を行うととも

また、公募説明会を全国9箇所で実施する「の予算枠を設けて重点的に「事業が実施されていると認められるため」 とともに、日本経済団体連合会環境安全委員「採択することを積極的に広」B評価とする。 会や大気環境学会等の研究者コミュニティ|報した。これらの様々な取 でも紹介するなど、推進費の研究実績がある「組を業務移管後に新たに行 研究者だけでなく、応募実績のない新規の研しったところ、結果として、 究者まで幅広い層に周知を図った。

これらにより、平成30年度新規課題の公 境問題対応型研究領域等分 募を実施した結果、昨年度を大幅に上回る | 野の平均 248 件) を 24%上 | <その他事項> 352 件 (戦略プロジェクト 44 件 + 環境問題 | 回る大幅な増加を達成する 対応型研究領域等分野 308件)の申請があしことができた。 り、計画に掲げる業務移管前の直近3年間の 水準 (平均 248 件) を約 24% 上回る大幅な増 加となった。

特に、今年度、重点的採択枠を設けた革新 型研究開発(若手枠)(29件→47件)やパリ | 採択においては、予算が厳 協定を踏まえた課題を重点的に採択すると│しい中、戦略プロジェクト して応募した低炭素領域の研究課題が大幅│Ⅱ型を立ち上げる一方、他 に増加した。(H28:27 件、H29:37 件、H | の研究課題の研究費上限額 30:54件)

②申請件数の大幅増加

年度計画に掲げる業務移管 策> 前の直近3年間の水準(環

③重点的な採択など効果 的な新規課題の採択

平成30年度新規課題の を減額するとともに、若手 枠やパリ協定関連の課題を 重点採択する仕組みを設 け、限られた予算で必要と する研究課題を採択するな ど、効果的に新規課題を採 択することができた。

本項目は、平成29年度か ら移管する業務を円滑に行 うこと、及び申請件数を確 保して研究レベルを維持す ることが求められる重要な

について、研究成果の情報発信を強化す るとともに、推進費制度を幅広く研究者 に周知し、将来的な応募件数の増加にも つながるよう、実施方法を見直し、日本 水環境学会年会の協力を得て、シンポジ ウム形式の発表会を行うなど、研究成果 の普及と情報発信の強化を図った。

界紙にも掲載を依頼し、広く周知を図った。┃に、若手枠については一定┃ 以上を踏まえ、中期目標に沿って適正に

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方

特になし。

特になし。

<)

件、平成27年度 募る。これらによ 新規課題:225 り、研究レベルを 件、平成26年度 確保する観点か 新規課題:282 ら、業務移管前の 件)(戦略的研究 直近3年間と同 開発領域を除一水準以上の申請 件数を確保する ことを目標とす

また、競争的資金 の申請様式の共 通事項に係る様 式の統一化の検 討が進められて おり、様式の統一 化が図られた場 合は、平成30年 度新規公募課題 から統一様式も 使用し、公募を実 施する。

の評価による诱 | の評価による诱 | 評価による透明

見を踏まえて、

(2) 外部委員 | (2) 外部委員 | (2) 外部委員の

明かつ公平で効 | 明かつ公平で効 | かつ公平で効率 率的な制度の運 | 率的な制度の運 | 的な制度の運営 平成30年度から 環境省が設置す 環境研究・環境 開始する新規課 る環境研究企画│行政に係る専門│題の採択に当た 委員会及び機構 | 的な知見に基づ | っては、豊富な研 が設置する環境 き、公正な評価 究経歴を有する 研究・環境行政 | を行うため、外 | プログラム・オフ に係る外部有識 | 部有識者により | ィサー(以下「P 者により構成さ 構成される環境 O」という。) に れる委員会の意「研究推進委員会」よるプレ審査を (以下「推進委 | 経て、推進委員会 機構が研究部会 | 員会」という。) | 及び研究部会に 等の設置及び専 | 及び戦略プロジ | おいて、研究の必 門的な知見に基 エクトのフィー 要性、有効性、効 づいた公正な評 | ジビリティスタ | 率性等について 価を行うととも | ディ、戦略プロ | より専門的な視

(2)外部委員の評価による透明かつ公平で | る取組を推進し、応募され 効率的な制度の運営

平成 30 年度新規課題公募の審査の実施に 図る。 当たっては、研究の必要性、有効性、効率性 等についてより専門的な視点から行う審査 に加え、昨年度導入した行政への貢献が期待 される課題についての加点方法の一部見直 しを行うとともに、今年度は、研究費の妥当 性の審査において、経費の内訳の積算が妥当 かどうかについて、精査した査定評価が行え るよう見直しを行った。

平成 30 年度新規課題公募として申請のあ った352件について、豊富な研究経歴を有す る8名のプログラム・オフィサー (以下「P O」という。) において、資格、要件等をチ エックするプレ審査を実施し、プレ審査を通 過した352課題を対象に各研究領域の研究部 会等の委員による第一次審査(書面審査)を 実施した。

業務であるが、新規課題の 公募では昨年度より広報を 充実させるとともに、研究 費の使用ルールの見直しな ど制度の利便性を向上させ たことで、直近では最も多 い申請件数を確保すること ができた。これらを踏まえ ればAと評価する。

<課題と対応>

平成 30 年度新規課題公 墓では中期計画を大幅に上 回る多くの申請件数を確保 し、一定の研究レベルを確 保することができた。今後 は環境行政貢献型の競争的 資金として、より行政ニー ズと合致する研究課題を確 保できるよう、推進費が求 める研究開発ニーズと申請 課題のマッチングを強化す る研究の質の更なる向上を に、行政ニーズ | ジェクト、推進 | 点から事前評価 が研究課題や計|戦略で設定する 画に的確に反映 | 個別研究課題の | 際、環境省の政策 されているかな | 領域の各研究部 | 実務担当者に推 するため、環境 \ いて設置する。 会へ報告する。 題については、 中間評価を実施しは、環境省の政しや策定に協力す し、その結果を | 策実務担当者に | る。 進捗管理や研究 推進委員会、研 研究期間が3年 映させる。

計画に的確に反 | 究部会等におけ | 以上の課題につ 事後評価におい | 査・評価等への | を実施し、その結 ては、上位2段 参画を得ること 果を次年度の予 階の評価を獲得 により、行政二 算額に反映させ した課題数の割 | ーズが研究課題 | るとともに、5段 合が業務移管前 や研究計画に的 階評価で下位3 の直近5年間の | 確に反映される | 段階の課題に対 実績の平均値をしようにする。 上回り、さらに また、審査・評 の助言等の支援 60%以上とな | 価結果を環境省 | を行う。 ることを目指 | が設置する環境 | 平成28年度に研

【難易度:高】 て、上位2段階 | 費の基本方針の | た研究部会にお

どについて確認 | 会等を機構にお | 進委員会、研究部 省の政策実務担 | 機構は、環境省 | 課題の審査・評価 当者が機構の設 | が設置する環境 | 等への参画を得 置する委員会、 | 研究企画委員 | ることにより、行 研究部会等におし会、推進委員会し政ニーズが研究 ける研究課題の 及び研究部会等 課題や研究計画 審査・評価等に | の意見を踏まえ | に的確に反映さ 参画する。審 て、研究計画・ れるようにする。 査・評価結果に│進捗の妥当性、│また、審査・評価 ついては、環境 | 環境研究・環境 | 結果を環境省が 省が設置する環 | 行政に係る有用 | 設置する環境研 境研究企画委員 | 性等についてよ | 究企画委員会へ り専門的な視点 | 報告すること等 また、研究期間 | から研究評価を | により、環境省に が3年以上の課 | 実施する。この | おける推進費の |際機構において |基本方針の検討

を実施する。この 会における研究

る研究課題の審しいては、中間評価 しては研究者へ

研究企画委員会 | 究が終了した課 へ報告すること│題(業務移管前の 直近5年間の事 | 等により、環境 | 実施課題) につい 後評価におい 省における推進 て、機構が設置し

第一次審査では、研究成果が環境行政に貢 献するよう、行政ニーズとつながりの高い研 究課題の加点を昨年より大きくするととも に、パリ協定を踏まえた気候変動対策に関す る課題は重点的に採択されるように低炭素 領域の一次審査通過率を高く設定した。ま た、革新型(若手枠)についても、一定の採 択数を確保するため、一定水準以上の課題に ついてはなるべく通過させた。

第二次審査では、平成30年度に新規課題 に配分できる研究予算が厳しいことから、採 択課題でも研究費が過大、不要と思われるも のは厳しく査定した。

その結果、戦略プロジェクト(I)1件(14 課題で構成)、戦略プロジェクト(Ⅱ)3件 (25 課題で構成)を採択した。環境問題対応 型は、第二次審査結果の評価の高い順に、評 価委員による査定後の研究費をもとに 25 課 題の新規課題を採択した。革新型(若手枠) は一定の予算枠(5,000 千円)の範囲におい て、10課題を新規採択した。

平成 29 年度実施課題のうち、中間年度に あたる 37 課題についてヒアリングによる中 間評価を行った。上位2段階(S、A評価)の 比率は、91.9% (34/37 課題) であった(前年 度は72.7%)。

また、5段階で下位3段階以下となるB評 価以下の課題については、POの助言、指導 の下、今後の具体的な対応方針の作成を求め るなど、中間評価の結果をその後の研究に確 実に反映させる新たな措置を講じた。

平成28年度終了した58課題について書面 による事後評価を行った。上位2段階(S、A 評価)の比率は、60.3% (35/58 課題)であっ た。

(なお、これらの課題については、業務移管 前に環境省が採択し、研究管理を実施した課 題である。)

平成29年度に実施している全ての研究課

の評価を獲得し | 検討や策定に協 | いて、事後評価を 題について、学識経験者(アドバイザー)及 た課題数の割合力する。 実施する。 び各研究課題のPOが出席して、研究及び技 は平均50.3%に 研究期間が3年 また、全ての研究 術開発の進め方等について助言を行うアド 留まっており、 以上の課題につ 課題について、学 バイザリーボード会合(以下、「アド会合」 目標達成は容易しいては、中間評し識経験者(アドバ という)を、原則として年1回以上、研究代 でないことか | 価を実施し、そ | イザー)及び各研 表者に開催させた。アド会合では、学識経験 ら、難易度は高の結果を進捗管へ課題のPOが 者からの助言に加えて、POによる情報共 理や研究計画に 出席して、研究及 有、研究の進捗確認、研究の進め方に関する V) 的確に反映させ一び技術開発等の 助言等を行うとともに、機構職員もほぼ全て 進め方等につい の研究課題に出席し、研究の進捗や今後の計 事後評価において助言を行うア 画スケジュール等の確認を行った。 ては、上位2段 ドバイザリーボ 階の評価を獲得一ド会合を、原則 した課題数の割しとして年1回以 合が業務移管前 上、研究代表者に の直近5年間の 開催させること 実績の平均値しし、関係者に対 (※)を上回り、する学識経験者 さらに60%以上 からの助言に加 となることを目えて、POによる 指す。 情報共有、研究の また、各年度に一進捗確認等が行 おいて、学識経 えるようにする。 験者(アドバイ ザー)及び十分 な研究経歴を有 する専門家であ る各研究課題の プログラム・オ フィサー(以下 $\lceil PO \mid \geq V$ う。) が出席し て、研究及び技 術開発等の進め 方等について助 言を行うアドバ イザリーボード 会合を、原則と して年1回以 上、研究代表者 が開催するよう

支援し、関係者 に対する学識経 験者(アドバイ ザー)からの助 言に加えて、P Oによる情報共 有、研究の進捗 確認等が行える ようにする。 ※ 業務移管前 の直近5年間の 平均値は 50.3% に留まってお り、目標達成は 容易ではなく、 困難度が高い。 (3)研究成果| (3)研究成果 (3)研究成果の (3)研究成果の普及及び活用の促進 の普及及び活用 の普及及び活用 普及及び活用の 平成 28 年度終了課題について、研究成果 促進 報告書を機構HPに掲載し、研究成果の普及 の促進 の促進 推進費に係る研 推進費に係る研 推進費に係る研 に努めた。平成29年度終了課題については、 究成果の環境政│究成果の環境政│究成果の環境政 3月に研究成果報告会を開催し、研究者が研 策等への貢献を | 策等への貢献を | 策等への貢献を 究成果の発表を行った。 図るため、環境 図るため、環境 図るため、新規課 また、これまで一般向けに実施していた研 究成果発表会について、研究成果の情報発信 省と緊密に連携 | 省と緊密に連携 | 題については、環 し、研究途中段し、研究途中段し境省と研究者が を強化するとともに、推進費制度を幅広く研 階において、環┃階において、環┃密に連携できる 究者に周知し、将来的な応募件数の増加にも 境省の政策実務 境省の政策実務 よう、研究開始時 つながるよう、実施方法を見直し、今年度は 担当者と研究者 | 担当者と研究者 | に環境省の政策 3月に日本水環境学会年会の協力を得て、推 が情報共有する┃が情報共有する┃実務担当者と研 進費で実施中の又は実施した水環境の保全 仕組みを充実さ│仕組みを充実さ│究者が情報の共 に関する研究課題を対象にシンポジウム形 せるとともに、一せるとともに、一有等を図る打合 式の発表会を行った。 環境省が実施す 環境省が実施す せ会を機構が実 る追跡評価結果 る追跡評価結果 施する。 等を踏まえて、│等を踏まえて、│また、研究成果を 研究成果を環境 研究成果を環境 環境政策等へよ 政策等へ一層反 | 政策等へ一層反 | り 一層 反映 させ 映させるための一映させるための一るための取組や 取組の検討を行し取組の検討を行し産学官の連携に う。 よる社会実装の また、全ての研 また、全ての研 推進につながる

究課題について│究課題について│取組として、公募 研究成果報告書 | 研究成果報告書 | の方法を含めた をウェブサイト をウェブサイト 検討を行う。 等に情報公開す | 等に情報公開 | 平成28年度まで るとともに、研し、広く公表す」に終了した研究 究成果発表会の るとともに、研 課題については、 ほか、研究者に「究成果発表会を」研究成果報告書 対して、学会や 開催したり研究 をウェブサイト 論文等で積極的 | 成果を広く周知 | 等に情報公開し、 に情報発信する するシンポジウ 広く公表すると ことを勧奨する | ムを開催したり | ともに、特に、高 など、研究成果 | するほか、研究 | い成果が認めら の普及及びその│者に対して、学│れる研究課題に 活用の促進を図 会や論文等で積 ついては、一般向 る。 極的に情報発信 けの研究成果発 することを勧奨 表会で広く周知 するなど、研究 する。 成果の普及及び「研究者に対して、 その活用の促進 学会や論文等で を図る。 積極的に情報発 信することを勧 奨するとともに、 研究費が一定規 模以上の研究課 題には、「国民と の科学・技術対 話」を推進するた め、中間・事後評 価で国民に向け た研究成果の情 報発信の実施状 況を確認し、研究 評価に反映させ るなど研究成果 の普及及びその 活用の促進を図 る。

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
I - 7 - 2	効率的、効果的な研究及び技術開発の推進								
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号~10 号						
策		別法条文など)							
当該項目の重要度、難易	(1)【重要度:高】推進戦略では、研究成果の最大化を図るため	関連する政策評価・行政事業	9. 環境政策の基盤整備						
度	に運営体制の効率化が望まれており、科学技術基本計画において、	レビュー	9-3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発						
	予算の弾力的な運用による利便性の向上等を図ることが求められ		平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314						
	ていることから、重要度が高い。								

2. 主要な経年データ ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) ①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 指標等 達成目標 基準値 26年度 27年度 28年度 29年度 3 0 年 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 度 (前中期目標期間最 終年度値等) 研究費使用研究者に対 同左 - アンケー 予算額(千円) 164,603 5,162,052 における研して、研究 ト調査の 究者の利便 費の利便性 実施は平 成30年度 性の向上 の向上に関 するアンケ ート調査を 実施し、有 効回答者の うち 60% 以上の者か ら上位2段 階までの評 価を得る。 決算額 (千円) 5,074,859 150,465 経常費用(千円) 105,747 5,060,318 経常利益 (千円) 11,539 行政サービス実 115,818 5,071,754 施コスト (千円) 従事人員数 10

注1)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

_			平価に係る自己評価及び			・・数十四にトッ部に
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己	T	主務大臣による評価
		(平成 29 平皮)	/ ナカ学具的地種へ	業務実績	自己評価 <評定と根拠>	=====================================
	(1) マ体の形	(1) 又符の形士	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	1117 = 1111	評定 B
(1)予算の弾	(1)予算の弾		今回の業務移管に伴	(1)予算の弾力的な執行による利便性の向	自己評定: A	<評定に至った理由>
力的な執行によ	力的な執行によ	的な執行による	う研究費の新たな使		評定理由:	・競争的研究資金における使用ルールへ
る利便性の向上	る利便性の向上	利便性の向上	用ルールの導入等に	・研究費の新たな使用ルールの導入	(1)研究費の利便性の向	統一を図りながら、業務移管以前よりも
運営費交付金化	研究機関におい	平成 29 年度に大		平成28年10月の業務移管に伴い、機構に	上と契約の早期締結	期に研究機関との委託研究契約を締結
により、複数年			利便性の向上が図ら	おいて、推進費の効率的、効果的な研究費の	推進費の業務移管後にお	るなどの制度改革及び運用改善を推進
度契約方式を採		法人等で実施す		使用が可能となるよう、研究機関において複	いては、競争的資金の使用	契約手続き等の簡素化、効率化を進めた
用するなど予算	策定や契約を可	る研究課題につ		数年度にわたる執行計画の策定や契約を可	に関わる各種ルール等の	$ $ とで研究者が研究に専念できる環境 σ
の弾力的な執行	能とする複数年			能とする複数年度契約方式の採用、研究機関	統一化を行うことで、研究	備に努めた。
による利便性の	度契約方式の採		ート調査を実施し、有	の請求に基づく概算払の実施、研究及び技術	資金の使い勝手の向上を	
向上を図り、事	用、研究機関の	金を除く。)し、	効回答者のうち 60%	開発等の進捗状況に応じた研究費の繰越し、	図るとともに、研究者が的	・課題の中間評価において、評価結果に
業の効率的、効	請求に基づく概	研究機関の請求	以上の者から上位2	複数年度にわたる調達等の契約等、予算の弾	確に研究費を活用できる	り指導対象となった課題については、F
果的な実施を図	算払の実施、研	に基づく概算払、	段階までの評価を得	力的な執行を行うための会計処理方法を導	よう手続きの簡素化、合理	の助言、指導の下、研究代表者に成果・
る。	究及び技術開発	研究及び技術開	る。	入するなど、研究者にとってより使いやすい	化を図り、業務移管以前よ	価を上げるための今後の具体的な対応
【重要度:高】	等の進捗状況に	発の進捗状況に	<その他の指標>	制度に見直し、今年度の研究課題から適用し	りも早期に研究機関との	針の作成を求め、評価結果が今後の研究
推進戦略では、	応じた研究費の	応じた研究費の	<評価の視点>	実施した。	委託研究契約を締結する	反映されるようにするなど研究者へℓ
研究成果の最大	繰越し、複数年	繰越し、複数年度	業務移管に伴い、予	また、これらの見直しに加え、研究費が年	など制度改革及び運用改	援の強化を図った。
化を図るための	度にわたる調達	にわたる調達等	算の弾力的な執行に	度当初から計画的に執行できるようにする	善を推進した。さらに、年	
運営体制とし	等の契約など、	の契約など研究	よる利便性の向上等	ため、他の競争的資金に先駆けて、4月1日	度当初から研究者が研究	・研究者へのさらなる支援強化を図るた
て、予算の弾力	予算の弾力的な	費の新たな使用	を図ることで、効率	から研究費の執行を可能とするルールの見	計画に沿った研究活動が	の研究情報管理基盤システムについて
的な運用による	執行により、研	ルールを導入す	め 効果的に基定が実	直しを実施したほか、平成29年度から新た	できるよう、 他の競争的	討・構築作業を行った。
利便性の向上等	究費の利便性を	るとともに、年度	はなりているか	に開始した、研究機関に出向いて行った中間	資金制度に導入されてい	
を図ることが求	向上し、事業の	末までの研究期	旭でなっているか。	実地検査の結果等を踏まえ、研究者が更に	ない推進費の独自ルール	・新規課題を実施する研究機関を対象と
められており、		間の確保、研究機		 「使い勝手のよさ」を実感する制度となるよ	 も導入するなど研究者フ	 た会計説明会や研究公正の専門家に
重要度が高い。	な実施を図る。	器の購入といっ		 う、研究費の費目構成及び合算使用手続きを	アーストの視点で、より使	│ │講演などを実施し、使用ルール、研究2
	なお、研究者に	た「競争的資金に		 見直し、平成 30 年度の執行に向け運用の改	 いやすい運用ルールに見	の重要性の周知を徹底しながら、50 @
	対して、研究費	おける使用ルー		善を図った。	直しを行った。	究課題については中間実地検査を実施
	の利便性の向上	ル等の統一につ			これらの新たなルールの	るなど研究費の適切な執行に取り組ん
		いて (平成 27 年			導入により、契約手続き等	
		3 月 31 日競争的			の簡素化、効率化を進めた	│ │ 以上を踏まえ、中期目標に沿って適ī
	·	資金に関する関			ことで研究者が研究に専	事業が実施されていると認められるた
	のうち60%以上				念できる環境を整備され	B評価とする。
	の者から上位2				たこと、研究者や経理事務	— F1 IM C / G0
	*	応した内容で実			担当者の事務負担を軽減	│ │<指摘事項、業務運営上の課題及び改善
	を得る。	施する。			できたこと等が新規課題	(第一) (第一) (第一) (第一) (第一) (第一) (第一) (第一)
	※ 推進戦略で				の申請件数の増加につな	特になし。
	は、予算の弾力				がった可能性があるとと	10 (C/A Co
	的な運用による				もに、今後の研究成果の最	
	トリは座川による				して、コ及ツ州九川木ツ取	

利便性の向	上等		大化にも寄与することが	<その他事項>
を図ること	が求		できた。	特になし。
められてお	り 、			
重要度が高い	\ <u>`</u>			
(2)研究者へ (2)研究	者へ (2)研究者への	(2) 研究者への助言等の支援の強化	(2)研究費の適正な執行に	
の助言等の支援の助言等の	支援 助言等の支援の	①行政ニーズの周知徹底	向けた取組	
の強化の強化	強化	新規課題の研究開始にあたっては、原則、	研究機関における研究費	
環境行政におけ 環境行政に	おけ「環境省の政策実	全ての課題に対して、研究者、担当PO、行	の適正な執行を徹底する	
るニーズに合致 るニーズに	合致 務担当者及びプ	政推薦課題については環境省担当課室によ	ため、平成29年度におい	
し、環境政策にし、環境政	策に ログラム・ディレ	るキックオフ会合を開催した。キックオフ会	て、新規課題を実施する研	
活用できる研究 活用できる	研究 クターと連携し、	合では、POが研究の進め方等について確認	究機関を対象とした会計	
成果を得るた成果を得る	るた。また機構の担当	するとともに、行政推薦課題については、環	説明会を実施し、使用ルー	
め、環境省と協 め、環境省	と協 者の実施能力を	境省担当課室が研究者に政策の検討状況の	ルを周知徹底したことに	
議の上、十分な 議の上、P	Oを 向上させること	情報提供や行政ニーズを共有するなど、行政	加え、同時に研究公正の専	
研究経歴を有す 活用して十	分な 等により、機構の	のニーズを周知徹底し、成果の最大化が図れ	門家による講演を開催し、	
る専門家である 体制を構築	する 担当者やPOが	るよう努めた。	研究公正の重要性につい	
プログラム・オ とともに、	環境 アドバイザリー	②評価結果を踏まえた研究者への助言等の	ても周知徹底した。	
フィサーを活用 省の政策実	務担 ボード会合にお	支援	また実地検査を行うため	
して十分な体制 当者及びプ	ログ いて、政策検討状	平成 29 年度実施課題のうち、中間年度に	の内部規程(達)の整備、	
を構築するとと ラム・ディ	レク 況の情報提供、助	あたる課題の中間評価において、評価結果の	実施手順書の作成等を行	
もに、環境省の ターと連携	し、言等を行うなど、	指導対象課題を、これまでの5段階評価(S	い、平成29年度は50研究	
政策実務担当者 研究者への	行政 研究者への支援	~D)の下位2番目(C)以下から下位3番	課題について中間実地検	
及びプログラニーズの周	知徹を一層充実させ	目(B)以下に変更し、B評価を受けた課題	査を実施した。	
ム・ディレクタ 底、政策検	討状 る。	については、推進委員会の指摘を踏まえ、P	これらの取組はいずれも業	
ーと連携して、 況の情報提	供、「また、研究課題の」	Oの助言、指導の下、研究代表者に成果・評	務移管前には実施されてい	
研究課題に対す 助言等とい	った 審査・評価結果を	価を上げるための今後の具体的な対応方針	なかった新たな取組であ	
る管理体制の強 研究者への	支援 その後の進捗管	の作成を求め、評価結果が今後の研究に反映	り、研究費の適正な執行に	
化を図る。 強化など、	管理 理や研究計画に	されるようにした。	資することができた。	
体制を充実	させ 反映させるため、	③アドバイザリーボード会合への機構職員		
る。	中間評価におい	参加	<課題と対応>	
また、研究	課題 て 5 段階評価で	平成 29 年度実施課題において開催された	推進費の業務移管以降、	
の審査・評	価結 下位 3 段階の課	全ての課題のアドバイザリーボード会合に、	研究費の使い勝手の向上等	
果をその後	の進 題に対しては、機	PO及び機構職員が出席し、研究の進捗状況	により、研究者や研究機関	
	究計 構とPOが連携	や評価結果の反映状況を確認するとともに、	の事務的負担を大きく軽減	
画に反映し	、研し、研	推進費で実施している同様の研究の情報提	することができた。	
究成果の最	大化 究計画の見直し	供、研究費の執行のアドバイス、今後のスケ	今後は、平成30年度から運	
を図るため	、評や研究者への助	ジュールの周知など、研究を計画的、効率的	用開始する研究情報管理基	
価結果と進	捗管 言等の支援を行	に推進できるよう、研究者への助言、アドバ	盤システムを有効に活用し	
理を連動さ	せた うなど、フォロー	イスを行った。	て、事務処理における利便	
審査・評価	の高 アップを実施す	④研究情報管理基盤システムの構築	性を一層向上させていく。	
度化を図る。	る。	研究者と機構・POの間での各種報告書、	また、研究課題に対する中	

適正な執行等 分を行いつつ、 除する。

適正な執行等

正の防止を図る「排除する。 制について現地しともに、近年、 計説明会を新規 るため、研究機 | 啓発を図る。

(3)研究費の | (3)研究費の | (3)研究費の適

正な執行等 弾力的な資金配 | 新規研究課題の | 平成 30 年度から |採択に当たって|実施する新規課 公正かつ適正な | は、公正かつ適 | 題の公募におい 実施の確保を図 | 正な実施の確保 | て、府省共通研究 るため、府省共 を図るため、応 開発管理システ 通研究開発管理 | 募課題の研究計 | ム (e-Rad)を システム (e - | 画書における他 | 活用し、研究費の Rad)等を活 | の研究費の応 | 不合理な重複や 用し、研究費の | 募・採択状況や | 過度な集中がな 不合理な重複や | 府省共通研究開 | いか確認する。 過度の集中を排 | 発管理システム | 近年、問題化して (e-Rad) いる研究費の不 また、近年、問 | の研究者情報を | 適正な執行及び 題化している研|確認し、研究費|研究不正の防止 究費の不適正な | の不合理な重複 | を図るため、研究 執行及び研究不 | や過度な集中を | 費の新たな使用 ルールに関する ため、研究機関 また、研究費の 会計説明会を実 における研究費 | 効率的、効果的 | 施するとともに、 の管理・執行体 | な活用を図ると | 研究機関におけ る研究費の管 等で確認を新規|問題化している|理・執行体制や会 に行うととも 研究費の不適正 計帳簿その他の に、研究費の取 な執行及び研究 関係 書類の現地 扱いに関する会 | 不正の防止を図 | 調査を新規に行 に実施し、ルー | 関における研究 | また、会計説明会 ルの周知徹底や | 費の管理・執行 | の開催に合わせ、 体制について現一新規課題の研究

地等で確認を新る者等を対象に研

規に行うととも | 究公正に関する

に、研究費や委 専門家による講

研究計画書、契約書等の送受信や迅速な連 絡・調整を行うための情報共有機能と、収集 | 了後の確定検査を的確に実 した情報を一元的に管理・集計・検索するた | 施するとともに、研究費の めのデータベース機能を連携させた研究情 | 使用ルール等の周知徹底と 報管理基盤システムについて、平成30年5 | 実効性の高い研究不正防止 月の一部稼動を目指して、検討・構築作業を | 対策を検討していく。 行った。

(3)研究費の適正な執行等

①研究公正に関する取組み

近年、問題化している研究費の不適正な執 行及び研究不正の防止を図るため、平成29 年度新規課題の研究者等に対して実施した 新規課題実施説明会において、機構職員から 委託研究契約 (補助事業) 事務処理説明書に 基づき、研究費の使用ルール等について説明 するとともに、研究公正の専門家による講演 を実施した。

②研究委託契約締結、補助金交付決定の早期 完了

平成 29 年度に採択された委託研究の新規 課題 53 課題及び補助事業 27 課題) について は、4月上旬に研究費の新たな使用ルールに 関する会計説明会を実施し、5月31日まで にすべての研究委託契約の締結及び補助金 交付決定の通知を完了するなど、業務移管前 より大幅に早期化し、研究が円滑に開始でき るようにした。

また、平成28年度以前から継続する委託 研究 65 課題の契約については、研究に切れ 目が生じないよう、平成28年度中から計画 的に準備を進め、4月3日までにすべての契 約を締結した。これら契約行為等の早期完了 により、課題によっては第1四半期(5月) からの概算払(金額によっては一括払)が可 能となり、立替払等による研究実施機関の負 担軽減に貢献した。

③中間実地検査の実施

機構への業務移管を機に初めての取組と して、実地検査を行うための内部規程(達) の整備、実施手順書の作成等を行い、平成 29 年度で終了する研究課題や公的研究費の

| 間実地検査に加えて研究終

託業務の取扱い 習を実施する。	執行経験が少ない機関が実施する研究課題
に関する会計説	を中心に計50の研究課題について、9月末
明会を新規に実	から12月中旬までに延べ34日間、112名を
施し、ルールの	かけて中間実地検査を実施した。これにより
周知徹底及び啓	ア. 研究計画に即した実施体制及び研究の実
発を図る。	施状況、イ. 研究費の使用・管理に関する内
さらに、研究費	部規程及び会計手続、ウ. 環境省ガイドライ
の配分機関とし	ンに即した体制整備状況、エ. 収支簿や帳票
て、国の指針等	類の証拠書類の照合と精査、オ.取得資産の
に則って、不正	管理状況等について、確認を行った。その結
行為の疑惑が生	果、検査した範囲においては概ね適切であっ
じた際等に適切	たことを確認した。
に対応する。	

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
II - 1	組織運営								
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業	平成 30 年度行政事業レビューシート	事業番号 0314					
度		レビュー							

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要な
			度値等)						情報

3.	各事業年度の業	:務に係る目標、計	·画、業務実績、年度	評価に係る自己評価及び	**主務大臣による評価************************************		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			(平成 29 年度)		業務実績	自己評価	
				<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
			環境政策の実施	_		自己評定: B	<評定に至った理由>
			機関として機構				業務実施体制の見直しについては、事業
			が担う業務を着	<その他の指標>		評定理由:	管理部を経理部に統合した(名称は新たに
			実に実施すると	_		次のとおり、年度計画に基	「財務部」とした)。その他、係制からチ
			ともに環境問題			づく取組を着実かつ適正に	ーム制への移行、各部門に共通する業務の
			の動向に迅速か	<評価の視点>		実施したため、自己評定を	管理部門への集約化等を具体的に進めて
			つ適切に対応し	年度計画に基づいて		Bとした。	いる。
			得る組織を構築	業務が適切に実施さ			内部統制の推進については、「内部統制
			するため、内部統	れているかどうか。			システム整備計画」を策定するとともに、
			制システム整備				理事長や役員と現場職員との意見交換等
			計画を踏まえた				を積極的に進めているほか、全役職員を対
			効率的な組織の				象とした研修、外部有識者による検証等を
			あり方、人員配置				実施している。
			等の業務運営体				コンプライアンスの推進については、全
			制等について、前				職員を対象とした自己検証を実施してい
			年度の検討を踏				る他、外部有識者委員を含む監視委員会の
			まえ、具現化を図				指摘等に対応し、内部規程の改善を図って
			る。				いる。
			また、政府が進め				リスク管理のための体制整備について
			る「働き方改革」				は、29 年度から全面実施している環境研
			の検討結果等を				究総合推進費業務について、重要リスクを

踏まえ、働き方改 検証・把握し、重要リスク等を顕在化させ 革に関連する勤 ないためのモニタリング制度を新たに構 務時間や労務の 築し、導入した。 適正管理、女性活 情報セキュリティ対策については、政府 躍推進などの進 の方針を踏まえ、「平成29年度情報セキュ 展を図る。 リティ対策推進計画」を策定し、サイバー 攻撃対策の有効性の検証、全役職員を対象 とした情報セキュリティ研修等を実施し ている。 (1)業務実 (1)業務実施 (1)業務実施体 (1)業務実施体制の見直しの検討 ●業務実施体制の見直しの | <今後の課題> ①組織・要員体制の見直し 施体制の見直 | 体制の見直しの | 制の見直しの検 検討については、債権管理 特になし。 ア 債権管理回収業務に係る見直し しの検討 検討 回収業務の現況を踏まえ 業務をより効 | 第三期中期目標 | 業務をより効率 債権管理回収業務を所掌する事業管理部を経して、同業務を所掌する事業しくその他事項≥ 率的及び合理 | 期間中に、承継 | 的及び合理的に 理部に統合し、名称を新たに「財務部」とし 管理部の縮減を進め、経理 特になし。 的に実施する | 業務の債権残高 | 実施する観点を た(11月)。 部と統合し財務部として改 観点から、業 の変動、縮小等 踏まえ、内部統制 組することで組織・要員体 務の進捗状況 | を考慮し、業務 | システム整備計 イ 環境研究総合推進業務に係る見直し 制の見直しを行った。また、 に応じた実施 | の実施体制の見 | 画の遂行とも連 環境研究総合推進室を2課体制とし、環境研↓更なる業務運営の効率化を 体制の見直し 直しの検討を行 動して、引き続 究総合推進部として改組した(4月)。 図る観点から、チーム制の を適宜行う。一い、結論を得る。一き、①中長期的な 導入、調達・契約業務及び 特に債権管理 また、管理業務 人材育成及び組 ウ チーム制の導入 旅費関係業務の集約化、給 回収業務につ | について、一層 | 織力強化の視点 より効率的かつ機動的な業務運営を行うた | 与計算業務等のアウトソー いては、債権 | の事務処理の効 | に立った研修体 め、従来の係制を廃止し、平成28年度の総務 シングを行った。 の回収状況等 | 率化を図るた | 系及び前年度か 部及び経理部でのチーム制の試行結果、平成 を踏まえ、本 め、集約化やア ら改定実施した 29 年度の各階層の職員との意見交換内容等を 中期目標期間 | ウトソーシング | 人事評価制度の 踏まえ、各部各課において準備・習熟期間と 中に、業務の | 等の活用を検討 | 着実な運用・定着 してのチーム制の運用を開始した(7月)。 実施体制の見してる。 を図る。また、② また、総務部において各部各課のチーム制の 直しと組織の 情報システム関 運用状況を確認し、課題等の把握に努め、把 縮減の検討を 連業務、契約関連 握した課題等の対応方法について引き続き検 行い、その結 業務など、機構全 討した。 論を得るこ 体の総括課業務 の見直しを図る ②業務の集約化及び効率化 とともに、現状の また、管理部 ア 各部門共通事務の集約化(総括課業務の 門のスリム化 係制を廃止し、よ 見直し) に向け、給与 り組織の効率化 各部門に共通している業務(調達・契約、旅 計算、資金出 費関係、予算執行管理、情報システム管理等) を図るため、チー 納、旅費計算 を管理部門である総務部及び財務部に集約 ム制を導入する 等の管理業務 など、組織・要員 し、一元化する検討を、次のとおり行った。 について、集 体制の見直しを (ア)調達・契約業務の集約化 約化やアウト 進める。 調達・契約業務について、研究勘定、予防経

ソーシングの	また、第三期中期	理及び共通管理勘定に係る全ての入札案件並	
活用などを検	目標期間中の目	びに基金勘定に係る少額案件に関する業務を	
討すること。	標である債権管	財務部に集約した。	
	理回収業務の組	引き続き、調達・契約関係事務の集約化につ	
	織体制の見直し	いては、試行及び課題抽出に努める。	
	について、円滑な	(イ) 旅費関係業務の集約化	
	業務実施体制を	旅費関係業務について、従来各部で実施して	
	確保した上で、事	いた出張チケット等の手配、精算業務等を財	
	業管理部の経理	務部に集約した。	
	部への統合を進	また、財務部への集約化に合わせて旅費業務	
	める。	に関するマニュアルを改訂するとともに、職	
	さらに、上記を進	員への説明会を開催し、旅費支給ルールの更	
	める前提として、	なる明確化を行った。	
	管理業務につい	(ウ) 情報システム管理業務の集約化	
	ては債権管理シ	平成27年度から、各部各課が業務上使用する	
	ステムの改修を	各種情報システムについて、総務部企画課で	
	はじめシステム	概況を把握し、システム障害等の発生時には	
	化等を実現する	各部各課と企画課とが協力して対処する体制	
	ことにより、機構	としている。平成 29 年度においても、このよ	
	内各部で一定の	うな体制のもと、各部のサーバや業務システ	
	業務量となって	ムの運用管理について企画課へのさらなる集	
	いる管理業務の	約を進めた。	
	事務の効率化を	また、石綿健康被害救済部の認定・給付シス	
	進める。	テム及び財務部の債権管理システムについ	
		て、企画課が管理する機構全体の仮想基盤サ	
		一バに移設した。さらに、これまで各部にお	
		いて実施していたデータセンター運用管理等	
		業務についても、企画課に集約して一元管理	
		することで効率化を図った(3月)。	
		イ 管理業務のアウトソーシングによる効率	
		化	
		(ア) 旅費関係業務のアウトソーシング	
		旅費関係業務の財務部への集約に当たり、出	
		張チケット等の手配について平成28年度から	
		の試行等を踏まえて、旅行業者へのアウトソ	
		ーシングを本格的に開始した (7月)。	
		(イ) 給与計算事務のアウトソーシング	
		給与計算事務について、総務部総務課と外部	
		委託業者による試行・検証 (6~10月)を行	
		った上で、本格的にアウトソーシングを開始	
		した (11月)。	

	ウ 業務システムの改修等による効率化
	債権回収業務を担当する事業管理部を経理部
	に統合するに当たり、債権管理システムにつ
	いて、経理システムと連動して運用できるよ
	うに改修を行い、日常業務の効率化を実現し
	た (3月)。
	エーオフィスレイアウトの変更
	事業管理部と経理部との統合、各部門共通業
	務の集約化に併せて、オフィスレイアウトの
	変更を行った。なお、変更に当たっては、将
	来の業務実施体制の見直しにも柔軟に対応で
	きるレイアウトに留意した。
	③研修体系及び人事評価制度の着実な運用・
	定着
	中長期的な人材育成及び組織力強化の視点か
	ら、次のとおり、研修体系及び人事評価制度
	の定着等に向けた取組を行った。
	ア 研修については、平成28年度に策定した
	3か年計画の2年目であることを踏まえ、必
	要な見直しを行うとともに、引き続き各事業
	部門の業務遂行に必要な知識・技術の習得、
	職員の能力開発・人材育成を図るため、研修
	計画に基づく各種研修を着実に実施した。
	イ 人事評価制度に関しては、平成 28 年度か
	ら導入した新たな人事評価制度に基づく評価
	結果を取りまとめ、職員への意見聴取から把
	握した課題への対応について検討を行った。
	その中で平成 29 年度は、中間評価の一部簡略
	化による運用の合理化を図った。
(2)内部統 (2)内部統制 (2)内部統制の	(2) 内部統制の推進 ● 内部統制の推進につい
制の推進の推進推進	では、「平成 29 年度内部統
□ □ 内部統制 □ 内部統制に □内部統制に係	①内部統制に係る体制の整備制システム整備計画」を策
に係る体制の 係る体制の整備 る体制の整備	アの中部統制システム整備計画の策定等 定し、その進捗状況を随時
整備「独立行政法人」「独立行政法人	(ア) 平成 29 年度内部統制システム整備計画 確認するとともに、内部統
「独立行政法」の業務の適正を一の業務の適正を	の策定等制等監視委員会において外
人の業務の適 確保するための 確保するための	各部の内部統制上の課題を整理し、これらに一部有識者による検証を受け
正を確保する 体制等の整備に 体制等の整備に	対応するため、内部統制推進委員会における るなど、適正な運用を行っ
	105

の推進に係るしる。 取組は、第三 者を含めた委

ための体制等 | ついて(平成 26 | ついて)(平成 26 の整備につい 年11 月28 日総 年 11 月 28 日総 て(平成 26 年 | 管査第 322 号。 11 月 28 日総 | 総務省行政管理 | 務省行政管理局 管 査 第 322 局長通知)」に基 長通知) に基づ 号。総務省行 | づき、業務方法 | き、業務方法書に 政管理局長通 | 書に記載した事 | 記載した事項の 知)」に基づ | 項の運用を確実 | 運用を確実に行 き、業務方法 | に行うととも | うとともに、「内 書に記載した に、「内部統制基 事項の運用を 本方針 及び関 及び関連規程に 確実に行うと | 連規程に基づ | 基づき、業務の効 ともに、「内部 | き、業務の効率 | 率化との両立に 統制基本方 化との両立に配 配慮しつつ、内部 針 及び関連 | 慮しつつ、内部 | 統制推進委員会 規程に基づ 統制推進委員会 の審議を経た上 き、業務の効 の設置、毎年度 での内部統制シ 率化との両立 | の内部統制を推 | ステム整備計画 に配慮しつ 進するための計 つ、内部統制 | 画の策定、モニ | の策定、モニタリ 推進委員会の タリング体制の ング体制の整備、 設置、毎年度 | 整備など、内部 | 理事長による職 の内部統制を | 統制システムの | 員との意見交換 推進するため | 整備・運用を推 | 等を通じて、内部 の計画の策し進する。また、 定、モニタリ | 全職員を対象に | を推進する。 ング体制の整 内部統制に関す また、全役職員を 備など、内部 る研修を実施す 対象に内部統制 統制システム るなど、職員の に関する研修を の整備・運用 | 意識向上を積極 | 実施するなど、役 を推進する。 | 的に進める。内 | 職員の意識向上 また、全職員 | 部統制の推進に | を積極的に進め を対象に内部 係る取組は、第一る。 統制に関する | 三者を含めた委 | 内部統制の運用 研修を実施す | 員会等において | 状況等は、内部統 るなど、職員 | 確認し、あわせ | 制担当役員が職 の意識向上を て監事による内 員との面談等を 積極的に進め | 部統制について | 通じて確認する る。内部統制 の評価を実施す

管査第322号。総

部統制基本方針」

(平成 29 年度)

統制の拡充・強化

とともに、内部統

制の推進に係る

取組は、外部有識

者も含めた内部

また、同整備計画の一環として、平成28年度 | も継続的に取り組んだ。 に引き続き業務フローの作成を進めるとともしならに、経営(役員)と現 に、業務実施プロセス上把握した重要リスク↓場で働く職員とが直接意見 (※)等を顕在化させないために事後的に点 | 交換等を行う機会を設け、 検を行う日常的モニタリング制度を新たに構 内部統制上の課題の把握及 築し、運用を開始した(4月)。なお、これに「び解決に向けた取組を推進 より平成26年度から開始した内部統制強化のした。 ための必要な体制整備はほぼ終えたことか ら、今後は毎年度策定・実行する内部統制シ ステム整備計画等を着実に運用することで適 切なPDCAサイクルを回していく。

備計画を策定した(4月)。

※業務遂行上、機構のミッション達成の大き な障害となり得る内外の要因について、重要 リスクとして識別、分析及び評価を行ったも \mathcal{O}_{0}

(イ) 内部統制推進委員会の開催

内部統制推進委員会を四半期毎に開催し、平 成29年度内部統制システム整備計画の進捗状 況を定期的に確認することで内部統制の推進 を図った(4月、7月、10月、1月)。

(ウ) 内部統制研修の実施

当機構の業務に携わる役職員等一人一人の内 部統制に関する意識向上を図ることを目的と して、「独立行政法人に求められる内部統制・ ガバナンスの強化」及び「当機構における内 部統制の取組状況」をテーマとして内部統制 研修を実施した(9月)。

イ 経営と現場の意見交換等

次のとおり、平成28年度に引き続き、経営(役 員)と現場で働く職員とが直接意見交換等を 行う機会を設け、課題の把握及び解決に向け た取組を行った。

(ア) 職員と理事長との意見交換会の実施 チーム制の導入等、組織・要員体制の見直し を行うに当たり、経営側の考えや目指す方向 性等を職員全体と共有するとともに、職員の 意見を把握するため、職員各層と理事長を始

検討を経て、平成29年度内部統制システム整 た。また、内部統制研修を 実施し、職員の意識向上に

員会等におい 統制等監視委員 めとする当機構役員とが直接意見交換を行う 機会(説明会兼意見交換会)を実施した(4 て確認し、あ 会において確認 月)。 わせて監事に し、監事による内 よる内部統制 部統制の評価を (イ) 内部統制面談の実施 についての評 受ける。 チーム制の準備・習熟段階における各部各課 でのチームマネジメントの現状、課題等をテ 価を実施す ーマに内部統制担当理事と全チームリーダー る。 計 39 名との個別面談 (1 人当たり 45 分程度) を実施した(10月~12月)。 ウ 第三者意見による改善等 (ア) 内部統制等監視委員会による検証 内部統制等監視委員会を開催し、平成28年度 における当機構の内部統制推進状況について 外部有識者による検証を受けた(4月)。 (イ) 監事による確認 平成28年度の内部統制推進状況について、監 事監査において確認を受けた(6月)。 ② コンプラ ② コンプライ ②コンプライア ②コンプライアンスの推進 コンプライアンスの推進に イアンスの推一アンスの推進 ア コンプライアンスの実施状況の点検及び ついては、全職員を対象と ンスの推進 役職員の法令導 役職員が法令等 コンプライアンス・マニュアルの随時見直し して、コンプライアンス・ 役職員の法令「守、管理職員の」を遵守し、業務の 全職員を対象として、コンプライアンス・チーチェックシートによる自己 遵守、管理職 | 権限を明確にす | 適正な執行等の ェックシートによる自己点検を行うことで、 | 検証を実施するとともに、 員の権限を明 るなど、業務の 徹底を図るため、 日常の業務運営が法令に沿って行われている
│コンプライアンスの自己検 証結果を踏まえた研修を実 確にするな 適正な執行等の 各部門の業務が ことを確認した(9月)。 ど、業務の適 | 徹底を図るた | 法 また、コンプライアンス・マニュアルについ一施した。 正な執行等の | め、各部門の業 | 令に沿って行わ て、内部統制等監視委員会での指摘を踏まえ、 コンプライアンス違反に関する通報体制を明 徹底を図るた | 務が法令に沿っ | れていることの め、各部門の て行われている 不断の点検を行 記する等の見直しを行った(5月)。 業務が法令に ことの不断の点 い、コンプライア 沿って行われ 検を行い、コン ンスを実践する イ コンプライアンス研修の実施等 役職員を対象として、コンプライアンス研修 ていることの プライアンスを ための手引書で を実施した(10月)。 不断の点検を | 実践するための | ある「コンプライ 行い、コンプ 手引書である アンス・マニュア 研修内容としては、コンプライアンスの自己 検証結果を踏まえて、比較的職員の理解度が ライアンスを 「コンプライア ル」を随時見直 実践するため ンス・マニュア し、職員に対する 低かった項目を取り上げて改めて説明すると の手引書であ | ル」を随時見直 | 研修を計画的に ともに、平成28年度及び29年度にコンプラ イアンス・マニュアルを改定した内容、コン る「コンプラ」し、職員に対す | 実施するととも イアンス・マーる研修を計画的 に、内部監査結果 プライアンス違反の他組織における具体的な ニュアル」を | に実施するとと | 等について、業務 事例、困った時の対応方法等についての説明 随時見直し、 おに、内部監査 運営へ的確に反 を行い、コンプライアンス意識の向上を図っ た。 職員に対する 結果等につい 映させるなど、コ

TT 16 子. 到 玉 44	→ 条件店房	ンプニノマンコ	1		
		ンプライアンス			
		の徹底を図る。			
	るなど、コンプ				
	ライアンスの徹				
ついて、業務	低を図る。				
運営へ的確に					
反映させるな					
ど、コンプラ					
イアンスの徹					
底を図る。					
				11 中 日然四十二十二十二五	
		③リスク管理の	③リスク管理のための体制整備	リスク管理についても、平	
	のための体制整		ア 環境研究総合推進業務に係る重要リスク		
制整備	備業なななの際を	業務実施の障害	の把握	環境研究総合推進業務に係る重用な変な	
		となる要因を事	平成 28 年 10 月の環境研究総合推進業務		
		前にリスクとし	の開始から1年が経過し、一定の業務が一巡		
	前にリスクとし		したことから、当該業務についても業務フロ		
		評価し、適切な対	一の作成等を通じて重要リスク9項目を新た		
	·	応を図るための	に把握した (3月)。	させないために業務実施プ	
		体制等を整備す	これにより、平成 27 年度に把握した 72 項目		
		るため、前年度	の重要リスクと合わせて、当機構全体の重要		
ための体制等	-	にリスク管理委	リスクは81項目となった。	グ制度を構築、導入した。	
	•	員会において制		また、非常時優先業務実施	
		定したリスク管		訓練やメディア対応トレー	
		理に関する全体	重要リスク等を顕在化させないために業務実		
実施体制を整	する。	方針、リスクが顕	施結果等について事後的に点検を行う日常的		
備する。		在化した際に特	モニタリング制度(12 件)を新たに導入し、	た。	
		に影響の大きい	リスク管理の徹底を図った。		
		リスクごとの個	The state of the s		
		別方針等に基づ	ウリスク管理委員会の開催		
		き、リスク管理の	リスク管理委員会を半期毎に開催し、発		
		徹底を図るとと	生した事務事故等の対応について定期的に確		
		もに、日常的なモ	認することで、速やかな報告体制の確保や類		
		ニタリング制度	似事案の発生防止に努めた(10月、3月)。		
		を導入、運用を開			
		始する。	工 「ERCA業務実施継続計画(BCP)」		
		また、緊急時にお	に基づく訓練の実施		
		ける業務継続実	(ア) 実践的な訓練の実施		

施体制を整備す 「ERCA業務継続計画(BCP)」実施の前 るために策定し 提となる災害時における速やかな役職員の安 ている業務実施 否確認を目的として、外部委託業者のシステ ムを通じた職員安否確認訓練を下表のとおり 継続計画をより 実効性のあるも 3回実施した。 のに随時見直し、 (イ)「ERCA業務継続計画(BCP)」等 基幹情報システ の見直し ム等の災害対策 平成28年度に実施した非常時優先業務の実施 訓練等を踏まえ、課題の整理と見直し(「ER を推進するとと もに、当該計画を CA業務継続計画 (BCP) 対応表 | 及び各 業務手順書の見直し、非常用電源装置の配置 用いた実践的な 訓練を実施する 場所換え等)を実施した。 また、改善内容を反映した非常時優先業務の ことで、緊急時に 実施訓練を行った(2月)。 対する役職員の 意識啓発を図る。 オ メディア対応トレーニングの実施 危機事案が発生した場合等においても、メデ ィアを通じて正確な情報発信を行うなど国民 に対する説明責任を適切に果たす観点から、 危機管理広報の運用体制整備の一環として、 危機事案発生時のメディア対応に関する講義 及び実践的トレーニング (模擬記者会見等) を実施した(3月)。 ④ 情報セキ ④ 情報セキュ ④情報セキュリ ④情報セキュリティ対策等の推進 ┃● 情報セキュリティ対策 ュリティ対策 リティ対策等の ティ対策等の推 ア 情報セキュリティ対策推進計画に基づく については、政府の方針を 等の推進 推進 取組等 踏まえ、「平成29年度情報 情報セキュリー情報セキュリテー情報セキュリテ 「平成29年度環境再生保全機構情報セキュリーセキュリティ対策推進計 ティ対策につ | ィ対策について | ィ対策について ティ対策推進計画」を策定(5月)し、次の | 画」を策定し、引き続き、 いては、「サイ」は、「サイバーセ」は、「サイバーセ とおり各種取組を実施した。 サイバー攻撃対策の有効性 バーセキュリ | キュリティ戦略 | キュリティ戦略 (ア) 情報セキュリティ委員会の開催 検証、職員教育・訓練等の ティ戦略 (平 | (平成 27 年 9 | (平成 27 年 9 月 情報セキュリティ委員会を計3回(4月、10 | 各種取組を展開し、組織全 成 27 年 9 月 | 月 4 日 閣 議 決 | 4 日閣議決定)」 月、3月)開催し、平成29年度の情報セキュ 体の情報セキュリティ高度 4 日 閣議決 | 定)」等の政府の | 等の政府の方針 リティ対策推進計画の内容、各種情報セキュー化を図った。 定)」等の政府 方針を踏まえ、 を踏まえ、独立行 リティ実施手順書の改定等について検討を行 の方針を踏ま | 情報セキュリテ | 政法人環境再生 い、各情報セキュリティ案件の情報共有を実 え、情報セキ イポリシー規程 保全機構情報セ 施した。 ュリティポリ | 等に従い、適切 | キュリティポリ (イ)情報セキュリティ実施手順書の改定 シー規程等にしな情報セキュリーシー規程に基づ 政府機関等の情報セキュリティ対策のための 従い、適切な | ティレベルを確 | いて策定した情 統一基準群の見直しに準拠した「環境再生保 情報セキュリー保する。また、一報セキュリティ 全機構情報セキュリティ対策基準」の改定等 ティレベルを | 情報の公開及び | 対策基準等に従 を踏まえて、各種情報セキュリティ実施手順

確保する。ま | 個人情報の保護 | い、サイバー攻撃 書の見直しを次のとおり実施した。 た、情報の公 については、独 等のリスクに対 ・当機構における情報取扱全般に関係する「情 開及び個人情 | 立行政法人等の | 応した施策の継 報取扱手順書」が見直しを最優先するものと して、先行して改定作業を行った(4~7月 報の保護につ | 保有する情報の | 続した実施とそ いては、独立 | 公開に関する法 | の有効性の確認 作業、8月適用)。 行政法人等の | 律(平成13年法 | を情報セキュリ ・その後、「障害等対応手順書」、「機構内にお 保有する情報 | 律第 140 号) 及 | ティ委員会にお ける PC 利用手順 利用者編 | 等の 7 種の手順 書について、統合及び改定作業を行った(8) の公開に関す | び独立行政法人 | いて行うととも る法律(平成 | 等の保有する個 | に、継続的な研 ~10 月作業、11 月適用)。 13 年法律第 人情報の保護に 修・実践的な訓練 (ウ) サイバー攻撃への技術的対策 140 号)及び 関する法律(平 等を通じた役職 平成28年度の情報セキュリティ監査における 独立行政法人 成 15 年法律第 員の意識の向上 指摘事項(※うち、重要事項については平成 等の保有する | 59 号) に基づ | を図り、 適切な 28 年度中に対応済)に対して、対応策を検討 個人情報の保 き、適切に対応 情報セキュリテ し、適宜必要な対策を実施した(4~3月)。 ィレベルを確保 護に関する法 するとともに、 (エ) 重要サーバ等のデータセンター設置の 律(平成15年 職員への周知徹 するための取組 推進 法律第59号) 底を図る。 を推進する。ま 新データセンターへのインターネット閲覧用 に基づき、適 た、情報の公開及 ネットワークの構築及びインターネット回線 切に対応する び個人情報の保 の移設・集約を完了した(9月)。 とともに、職 護については、独 また、新データセンターに業務環境ネットワ 員への周知徹 立行政法人等の 一ク及び新仮想基盤を構築し、稼働を開始し 保有する情報の 底を図る。 た (2月)。 公開に関する法 (オ)情報セキュリティ対策の自己点検 律(平成13年法 情報セキュリティ実施手順書の遵守状況の確 認等のため、全役職員(派遣職員等を含む。) 律第 140 号) 及び 独立行政法人等 を対象とした自己点検を実施した(9月)。 の保有する個人 (カ) 情報セキュリティ監査 平成28年度の指摘事項に対して、適切に対応 情報の保護に関 した(上記(ウ)参照)。また、監査室による する法律(平成 15 年法律第59号) 内部監査(12月)、サイバーセキュリティ基本 に基づき、適切に 法に基づき内閣サイバーセキュリティセンタ 対応するととも ーが実施するペネトレーションテストを受検 に、職員への周知 した (12月)。 (キ) ウェブサイト及びネットワークの脆弱 徹底を図る。 性対策の推進 平成28年度の診断で検出された脆弱性(※対 応が必要な残事項は低レベルのみ) への対策 を実施した(4~6月)。 また、平成29年度においても引き続き脆弱性 診断を実施し(10月)、検出された脆弱性(※ 検出事項は低レベルのみ) への対策を実施し た (2月)。

(ク)情報セキュリティに関する教育・訓練 全役職員(派遣職員等を含む。)を対象とする 情報セキュリティ研修を実施し、平成29年度 に改定した各種セキュリティ実施手順書の内 容の浸透等を図った(10月)。また、研修内容 の理解度を把握し、より効果的な教育を実施 するため、平成29年度から全役職員に対し、 理解度テストを実施した(3月)。 さらに、標的型攻撃等の不審メール受信時の 対策を徹底するため、全役職員(派遣職員等 を含む。)を対象とした訓練を実施した(9月、 3月)。 イ 情報公開及び個人情報保護のための取組 (ア)情報公開の適切な実施に係る取組 外部からの情報公開請求に対して、必要な情 報開示等を行うなど、適正に対応した。 また、独立行政法人等の保有する個人情報の 保護に関する法律の一部改正(個人情報の非 識別加工等に関する改正)を踏まえて、当機 構の規程(個人情報保護管理規程)について 所要の改正を行った(5月)。なお、同改正時 点において、当機構は、独立行政法人等非識 別加工情報の提案募集等の対象となる個人情 報ファイルを保有していない。 さらに、情報公開等担当者が、情報公開・個 人情報保護制度の運用に係る研修会(民間業 者主催) に参加し、必要な知識の習得を図っ た (9月)。 (イ) 外部委託業者による情報漏洩の防止等 平成28年度に制定した「環境再生保全機構の 保有個人情報等の取扱いに係る業務の外部委 託に関する達」等に基づき、当機構が保有す る個人情報を取り扱う業務の委託契約に当た り、委託先の個人情報保護管理体制等につい て総務部企画課が一元的に確認すること等に より、委託先の適正な管理・監督を図った。 また、平成27、28年度に引き続き、個人情報 を取り扱う業務委託契約について、調査票に よる調査及び実地検査による個人情報保護に 関する実態確認を行った(2~3月)。 (ウ) マイナンバー(個人番号)の適切な取

扱いに係る取組 平成28年度に引き続き、情報セキュリティ及 び安全管理措置強化の観点から、機構内部の マイナンバー収集関連ファイルへのアクセス 権限を制限するとともに、総務部総務課がマ イナンバーの収集方法等について積極的に各 課のフォローを行うこととし、円滑かつ適正 な取扱いを実施した。 (エ) 各部の保有個人情報の管理及び利用状 況に関する点検の実施 保有個人情報の管理及び利用状況点検表によ り点検を行い、各部における保有個人情報等 の適正管理措置等について確認するととも に、各部保有の個人情報ファイル一覧の更新 作業を行い最新の管理状況を把握した(11 月)。 ⑤監査等 ア. 内部監査 金融資産の毀損リスクへの対応に係る監査及 び労働時間の適正管理に係る監査を実施し、 監査結果報告書を理事会で報告し、改善に向 けて検討を要する事項等について周知した (3月)。 イ. 保有個人情報の管理及び利用状況に関す る監査 個人情報等の取扱いに係る業務を外部委託す る場合における管理及び運用状況について監 査を実施した(3月)。 ウ. 情報セキュリティ監査 平成28年度に調達した主要システム案件の運 用状況及び平成29年度に調達する主要システ ム案件の整備状況等の確認・評価を行うとと もに、平成28年度に実施した情報セキュリテ ィ監査等における指摘事項等に係る対応状況 について確認を行った(3月)。 (3) その他 ア 役員懇談会の開催 当機構の課題について理事の担当業務の縦割

りを排して議論し、認識の方向性について経 営陣としてのベクトルを合わせていくため、 月1~2回の頻度で役員懇談会を開催した (4~3月に計17回)。 イ 働き方改革等に関する実施と検討 (ア) 長時間労働の是正に向けた取組 平成29年3月に政府の「働き方改革実行計画」 が閣議決定されたことを踏まえて、当機構と しての「平成 29 年度時間外労働時間の適正管 理計画」を策定し、従前から取り組んできた 長時間労働の是正についてさらに注力するこ ととした(5月)。 特に、年間15日の年休取得の推進のため、年 休取得が極端に少ない職員について総務部総 務課がヒアリング、アドバイス等を行う(7 月、3月)など、メリハリのある働き方及び ワークライフバランスの実現を図った。 (イ) ストレスチェックの実施 平成29年度は受検率の向上及び情報セキュリ ティ確保のために紙媒体で実施することを決 定し、10月下旬に実施した。また、ストレス チェックの結果を踏まえて、高ストレス者へ の対応、セルフケアの機会の提供を行ったほ か、管理職への組織分析結果のフィードバッ ク等を実施した(3月)。 (ウ) ダイバーシティの推進に向けた取組 育児中の職員支援、障害者雇用の推進及び定 着支援、介護とキャリアの両立支援に関して、 セミナーや勉強会への出席、先進事例の視察 等により情報収集を行った。また、新たに導 入したEラーニングによる自主研修について は、産前産後休暇及び育児休業取得中の職員 も対象とし、育児休業取得中の職員の知識・ スキル向上を支援した。 なお、障害者雇用及び女性登用の状況に ついては、次のとおり。 ・ 障害者雇用については、引き続き法定雇 用率(2.3%)を上回る3.0%の雇用率を達成 した (平成29年6月1日時点)。

・ 女性登用については、平成 27 年 12 月 25
日に閣議決定された「第4次男女共同参画基
本計画」等を踏まえて、下表のとおり法人と
しての目標を設定し、実現に向けて取り組ん
だ。

	平成 30 年 3 月末 時点の状況	第4次計画目標 (平成32年度 末)
役員	役員 6 人中 1 人 (16.7%) が女性	1人/6人
管理職	管理職(課長級以 上)34 人中2人 (5.9%)が女性	8. 0%

当機構では、女性職員の割合が全体で 32%、 うち 20 歳代から 30 歳代では 66%の実態にあ る。平成 30 年度以降の課題として、女性活躍 推進の積極的な展開が不可欠と判断してい る。

ウ 組織的・戦略的な広報の推進

広報委員会を開催し、当機構全体のSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)利用のためのソーシャルメディアポリシーを改定し一本化するとともに、内部手続の簡素化、投稿内容のモニタリングの仕組み等についても併せて検討し、国民を始めとするステークホルダーへの情報発信の観点から、各事業部でのSNSの利用を一層勧奨することとした。この議論の結果、予防事業部(Twitter)及び地球環境基金部(Instagram)が各SNSの利用を開始した(9月)。

また、同委員会では「広報関係担当者連絡会議」を毎月1回程度開催することを決定し、部門横断的な広報及び担当者の連携の推進、各部の広報担当者の意識・知識の向上等を目的として情報交換等を行うこととした。なお、広報関係担当者連絡会議は、平成29年度中に計6回開催し、各部の広報活動に関する情報共有のほか、各種広報媒体による情報発信と当機構ウェブサイトのページビュー数

の連動についての確認、戦略的かつ組織的に		
広報を行うために必要なPDCAサイクルの	<課題と対応>	
あり方に関する意見交換等を行った。	平成 29 年度までの取組状	
	況等を踏まえて、引き続き、	
	業務実施体制の見直し、内	
	部統制の推進等に取り組	
	む。	

4. その他参考情報			

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関	する基本情報			
II-2	業務運営の効率化			
当該項目の重要度、難易 度		関連する政策評価・行政事業 レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート	事業番号 0314

2.	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要な
			度値等)						情報
	一般管理費	▲6.5%超	26年度中期計画	▲ 10.8%	▲ 3.7%	▲ 7.6%	▲ 7.8%		除く人件費
	業務経費	▲4%超	26年度中期計画	▲ 18.1%	▲ 7.5%	▲ 9.7%	4 9.0%		除く人件費、特殊要因等

3.	各事業年度の業務	悠に係る目標、計画	、業務実績、年度評	平価に係る自己評価及び	が主務大臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価
			(平成 29 年度)		業務実績	自己評価	
				<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
				一般管理費		自己評定: B	<評定に至った理由>
				26 年度中期計画			経費の効率化・削減等については、一般
				421百万円		評定理由	管理費及び業務経費について、中期目標に
				29年度実績		次のとおり、年度計画に基	定めている削減・効率化目標を見据えた各
				388百万円		づく取組を着実かつ適正に	年度の目標額を上回る効率化・削減が図ら
				中期計画比		実施したため、自己評定を	れている。
				▲ 7.8%		「B」とした。	人件費等については、役員報酬につい
							て、法人における自己検証(国の指定職俸
				業務経費			給表との比較、地域的・規模的に類似する
				26 年度中期計画			他独法との比較等)に加え、平成 28 年度
				1,519百万円			業務実績評価結果(B評価)を鑑みると、
				29年度実績			妥当な水準であると考える。職員給与につ
				1,382百万円			いては、一部職員の地域手当の据え置き等
				※過去の運営費交付			に取り組んでいるが、宿舎制度の廃止に伴
				金債務を充当した業			う住居手当支給対象者割合の増加等の要
				務を除く			因により、前年度と比べ 2.5 ポイント増と
				中期計画比			なっている。これは、専門性がある業務が
				▲ 9.0%			多いという特性から大卒以上の職員が占
							める割合が国と比べて高いこと等を鑑み

			<その他の指標>			ると、妥当な水準であると考える。なお、
						これらの検証結果や取組状況については
			 <評価の視点>			公表されている。
 (1)経費の効	(1)経費の効率	(1)経費の効率	・経費の効率化・削		(1)一般管理費及び業務	
	化・削減等	化・削減等	減等		経費の効率化・削減	ついては、「調達等合理化計画」を策定し、
一般管理費及び		平成 27 年度から	1 Nov. 1	 (1)経費の効率化・削減等	性女 / / / /	一者応札・応募に関する対応として、公告
	業務経費につい					期間の拡充や発注・入札情報の周知強化等
て、業務運営の		内部統制システ				を実施している。なお、競争性がない随意
効率化を進め、	率化を進め、以下	ムの整備に向け				契約は3件発生しているが、外部有識者等
以下の効率化・		た計画の成果等				からなる契約監視委員会において、事前及
削減等を図るこ	を図る。	を踏まえ、予算執				び事後の点検を受け、妥当性を担保してい
と。		行、経費の運営プ				る。その他、内部規程の拡充・改定や研修
		ロセスの遵守を				を実施している。
		徹底し、機構のミ				
		ッションを効率				 <今後の課題>
		的かつ				特になし。
		効果的に達成し				,
		つつ、一般管理費				 <その他事項>
		及び業務経費に				特になし。
		ついて、業務運営				-
		の効率化を進め、				
		以下の効率化・削				
		減等を図る。				
①一般管理費	① 一般管理費	① 一般管理費	① 一般管理費につ		① 一般管理費	
一般管理費(人	一般管理費(人件	一般管理費(人件	いて目標に掲げた経		ア. 一般管理費 (新規に追	
件費、新規に追	費、新規に追加さ	費、新規に追加さ	費の削減が行われて	① 一般管理費の効率化・削減	加される業務及び拡充業務	
加される業務及	れる業務及び拡	れる業務及び拡	いるか。	一般管理費(平成29年度計画予算額→平成29	分等を除く。) については、	
び拡充業務分等	充業務分等を除	充業務分等を除		年度実績額):▲5百万円	中期計画の削減目標を達成	
を除く。) につい	く。) について、	く。) について、		(393 百万円→388 百万円)	すべく所要の額を見込んだ	
て、第三期中期	第三期中期目標	中期計画の削減		ア. 一般管理費(人件費、新規に追加される	平成29度予算を作成し、各	
目標期間の最終	期間の最終年度	目標(6.5%)を		業務及び拡充業務分等を除く。)については、	種経費の縮減等を図るなど	
年度において同	において同中期	達成すべく所要		中期計画の削減目標(▲6.5%)を達成すべく	の効率的な執行に努め、平	
中期目標期間の	目標期間の初年	の削減を見込ん		所要の額を見込んだ平成 29 年度予算 (393 百	成 29 年度実績額は第三期	
初年度(平成 26	度 (平成 26 年	だ平成 29 年度予		万円)を作成し、その予算の範囲内で、各種	中期目標の初年度(平成 26	
年度)比で	度) 比で 6.5%を	算を作成し、効率		経費の縮減等を図るなど、効率的な執行に努	年度) 比で▲7.8%の水準を	
6.5%を上回る	上回る削減を行	的執行に努める。		めた結果、平成 29 年度実績額(388 百万円)	達成した。	
削減を行うこ	う。			は第三期中期目標の初年度(平成 26 年度)比	イ. 年度途中の予算の執行	
と。	ただし、新規に追			で▲7.8%の水準を達成した。	状況の把握及び適切な執行	
ただし、新規に	加される業務に			イ. 年度途中の予算の執行状況の把握及び適	管理を行っていく観点か	
追加される業務	ついては、平成			切な執行管理を行っていく観点から、平成 29	ら、平成29年度予算執行計	
については、平	29 年度以降毎年			年度予算執行計画の執行状況等について四半	画の執行状況等について四	

比 1.65%以上 の効率化を図るしとする。 ものとする。 ② 業務経費 境基金業務、P 基金による助成 | による助成業務、 業務、維持管理 運営費交付金を 殊要因に基づく 救済関係経費に 係る業務経費 | 健康被害救済給 年度)比で4% | 回る削減を各勘 | 執行に努める。 を上回る削減を | 定で行う。

成 29 年度以降 | 度、前年度比 毎年度、前年度 1.65%以上の効 率化を図るもの

② 業務経費 ② 業務経費 公害健康被害補 | 公害健康被害補 | 公害健康被害補 | て目標に掲げた経費 償業務、地球環 │ 償業務、地球環境 │ 償業務、地球環境 | の削減が行われてい | ② 業務経費の効率化・削減 基金業務、PCB|基金業務、PCB C B 廃棄物処理 | 廃棄物処理基金 | 廃棄物処理基金 による助成業務、 |維持管理積立金|維持管理積立金 積立金の管理業 | の管理業務、環境 | の管理業務、環境 務、環境研究総 | 研究総合推進業 | 研究総合推進業 合推進業務、承 | 務、承継業務のう | 務、承継業務のう 継業務のうち補 | ち補償給付費等 | ち補償給付費等 償給付費等の法 | の法令に基づく | の法令に基づく 令に基づく義務 | 義務的な経費以 | 義務的な経費以 的な経費以外の | 外の運営費交付 | 外の運営費交付 |金を充当する業|金を充当する業 充当する業務経 │ 務経費 (人件費、 │ 務経費 (人件費、 費(人件費、競 | 競争的資金及び | 競争的資金及び 争的資金及び特 | 特殊要因に基づ | 特殊要因に基づ く経費を除く。) く経費を除く。) 経費を除く。)及 及 及び石綿健康被 及び石綿健康被 び石綿健康被害 | 害救済関係経費 | 害救済関係経費 に係る業務経費 に係る業務経費 (人件費、石綿健 (人件費、石綿健 (人件費、石綿 | 康被害救済給付 | 康被害救済給付 金及び特殊要因 金及び特殊要因 付金及び特殊要 | に基づく経費を | に基づく経費を 因に基づく経費 | 除く。) について、 | 除く。) について、 を除く。)につい | 第三期中期目標 | 中期計画の削減 て、本中期目標 | 期間の最終年度 | 目標(4%)を達 期間の最終年度 | において同中期 | 成すべく所要の において第三期 | 目標期間の初年 | 削減を見込んだ 中期目標期間の | 度(平成 26 年 | 平成 29 年度予算 初年度(平成26 度)比で4%を上した作成し、効率的

期毎に理事会へ報告を行った。

② 業務経費につい るか。

業務経費(平成 29 年度計画予算額→平成 29 化ビフェニル廃棄物処理基 年度実績額):▲84 百万円

(1,466 百万円→1,382 百万円)

※過去の運営費交付金債務を充当した業務を | ち、運営費交付金を充当す 除くア. 地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェ る業務経費(人件費及び特 ニル廃棄物処理基金による助成業務及び維持 | 殊要因に基づく経費を除 管理積立金の管理業務のうち、運営費交付金 く。) 及び石綿健康被害救済 を充当する業務経費(人件費及び特殊要因に 関係経費に係る業務経費 基づく経費を除く。)及び石綿健康被害救済関 | (人件費、石綿健康被害救 係経費に係る業務経費(人件費、石綿健康被|済給付金及び特殊要因に基 害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除 | づく経費を除く。) について く。) について、中期計画の削減目標(▲4%) | 中期計画の削減目標を達成 を達成すべく所要の額を見込んだ平成29年度 | すべく所要の額を見込んだ 予算を作成し、その予算の範囲内で、業務経 | 平成 29 年度予算を作成し、 費の縮減や管理経費の節減を図るなど、業務 | 各業務の効率化に努めた結 の効率化に努めた。

また、公害健康被害補償業務のうち、補償給し成した。 付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運しまた、公害健康被害補償業 営費交付金を充当する経費(人件費を除く。) | 務のうち、補償給付費等の については、所要の額に汚染負荷量賦課金の | 法令に基づく義務的な経費 徴収・審査に必要なシステムの構築(48百万 以外の運営費交付金を充当 円)の財源として運営費交付金の繰越額を充して延営費(人件費除く。)に 当した平成29年度予算を作成し、その予算の一ついては、所要の額に汚染 範囲内で、業務経費の縮減や管理経費の節減 | 負荷量賦課金徴収・審査シ を図るなど、業務の効率化に努めた。

承継業務のうち、運営費交付金を充当する経して、運営費交付金の繰越額 費(人件費を除く。) については、所要の額に | を充当した平成 29 年度予 債権管理システムの再構築等(95 百万円)の 算を作成し、業務経費につ 財源として運営費交付金の繰越額を充当したしいて業務の効率化に努め 平成29年度予算を作成し、その予算の範囲内した。 で、業務経費の縮減や管理経費の節減を図る | 承継業務についても、所要 など、業務の効率化に努めた。

半期毎に理事会へ報告を行 った。

② 業務経費

ア.業務経費については、 地球環境基金業務、ポリ塩 金による助成業務及び維持 管理積立金の管理業務のう 果、目標を上回る削減を達

ステムの構築の財源とし

の額に債権管理システムの

各勘定で行うこ			この結果、業務経費の平成 29 年度実績額は、	再構築等の財源として、運
٤.			第三期中期目標の初年度(平成 26 年度)比で	
			+0.4%の水準となった。	した平成 29 年度予算を作
			なお、公害健康被害補償業務及び承継業務の	
			平成 29 年度実績額から、運営費交付金の繰越	
			額の充当額を差し引いた実績額で比較する	
				29 年度実績額は、第三期中
			比で▲9.0%の水準を達成している。	期目標の初年度(平成 26
				年度)比で+0.4%の水準と
			イ. 環境研究総合推進業務については、28 年	
			10 月から新たに追加された業務であり、経費	
			が平年度化する 29 年度予算比で 30 年度から	
			効率化を行っていく。	年度実績額から、運営費交
			7,3 1 10 2 13 2 3 4 4 6	付金の繰越額の充当額を差し
			ウ. 業務経費についても、効率的な予算執行、	
			年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な	
			執行管理を行っていく観点から、平成29年度	
			予算執行計画の執行状況等について四半期毎	
			に理事会へ報告を行った。	いる。
			(-11 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	イ. 業務経費についても、
				効率的な予算執行、年度途
				中の予算の執行状況の把握し
				及び適切な執行管理を行っ
				ていく観点から、平成 29
				年度予算執行計画の執行状
				況等について四半期毎に理
				事会へ報告を行った。
				7 TKI 211 2/20
③ 人件費等 ③ 人件費等	③ 人件費等	③ 給与水準の検証		③ 人件費
給与水準につい 給与水準につい	機構の給与水準	を適切に行い、その		平成 28 年度ラスパイレス
て、国民の理解して、国民の理解を	について、引き続	検証結果や取組状況	③ 人件費等	指数は、近年の指数漸増傾
を得られる適正 得られる適正な	き検証を行い、給	について公表が行わ	平成 28 年度の検証結果や取組状況、国家公務	向を踏まえ、一部職員の俸
な水準になるよ 水準になるよう	与水準の適正化	れているか。	員の給与水準と比較したラスパイレス指数に	給額抑制措置等を講じたこ
うに必要な措置 に必要な措置を	に取り組むとと		関する資料をホームページ上で公表した。(平	とにより、前年度を 5.4 ポ
を講ずるととも「講ずるとともに、	もに、その検証結		成 29 年 6 月)	イント下回る水準へとなっ
に、その検証結 その検証結果や	果や取組状況を		なお、平成28年度のラスパイレス指数は、対	ている。
果や取組状況に 取組状況につい	公表する。		国家公務員指数 105.3 (地域・学歴勘案 103.4)	
ついて公表する「て公表するなど、			と、近年の指数逓増傾向を踏まえ、一部職員	
など、「独立行政 「独立行政法人			の俸給抑制措置等を講じたことにより、前年	
法人改革等に関 改革等に関する			度から 5.4 ポイント (地域・学歴勘案で 5.2	
2. 2. 2. 2. 24 2. 4 24 2. B			The second secon	

する基本的な方 基本的な方針」		ポイント) 低い水準へと低減させることがで	
針」(平成 25 年 (平成 25 年 12		きた。	
12 月 24 日閣 月 24 日閣議決		引き続き、給与水準の適正化に向けた措置を	
議決定)を踏ま 定)を踏まえた対		講じることとしている。	
えた対応を適切 応を適切に行う。			
に行うこと。			
(2) 随意契約 (2) 随意契約等	(2)随意契約等 (2)随意契約等の		(2) 随意契約等の見直し
の見直し の見直し	の見直し 見直し		
契約について契約については、	契約については、 入札及び契約手続き	(2) 随意契約等の見直し	
は、原則として 原則として一般	原則として一般 における透明性の確		
一般競争入札等 競争入札等によ	競争入札等によ 保、公正な競争の確		
によるものとし、随意	るものとし、契約 保等を図るための審		
し、以下の取組 契約の適正化を	手続審査委員会 査体制等は確保さ		
等により、随意 推進するととも	の審査により、入 れ、着実に実施され		
契約の適正化を に、一者応札・一	札及び契約手続 ているか。		
推進するととも 者応募の見直し	における透明性		
に、一者応札・ を行い、一層の競	の確保、公正な競		
一者応募の見直 争性の確保等に	争の確保等の更		
しを行い、一層 引き続き努める	なる徹底を図る。		
の競争性の確保 こととし、以下の	また、以下の取組		
等に努めるこ 取組を推進する。	により、随意契約		
٤.	の適正化を推進		
	する。		
① 公正かつ透 ① 公正かつ透明			① 契約に係る競争の推進
			平成 29 年度に締結した契
よる適切で、迅しる適切で、迅速か	る適切で、迅速か	① 契約に係る競争の推進	約において、契約の目的物
速かつ効果的な一つ効果的な調達	つ効果的な調達	「独立行政法人における調達等合理化の取組	
調達を実現する を実現する観点		の推進について」(平成27年5月25日総務大	
観点から、機構から、機構が毎年	から作成する「調	臣決定) に基づき、事務・事業の特性を踏ま	
が作成した「調 度作成する「調達	達等合理化計画」	え、PDCAサイクルにより、公正性・透明	
達等合理化計 等合理化計画」等		性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等	
	契約によること	の合理化に取り組むため、平成29年度調達等	
取組を着実に実 着実に実施する	が真にやむを得	合理化計画を策定した。同調達等合理化計画	
施するとともとともに、その取		においては、当機構における調達の現状と要	
に、その取組状 組状況を公表す	原則として競争	因を分析した上で、重点的に取り組む分野を	事前の審査については、競
況を公表するこ る。	(企画競争・公募	定め、調達等の合理化を推進した。	争性を確保するため、調達
と。	を含む。)に付す		数量、業務範囲、スケジュ

る。 また、契約手続審 また、契約手続審 在委員会等による事前の審査及 び契約監視委員会による事後の点検等を受けることにより、随意契約、一者応札等
査委員会等による事前の審査及 び契約監視委員 会による事後の 点検等を受ける ことにより、随意百万円の契約を行ったが、契約の目的物件等 が特定の者からでなければ調達することがで きないと認められた3件、8百万円の契約を 除いては、競争性のある契約(企画競争・公 募を含む。)として調達を実施した。の妥当性について重点を置いた審査を実施した。
る事前の審査及 び契約監視委員 会による事後の 点検等を受ける ことにより、随意
び契約監視委員 会による事後の 点検等を受ける ことにより、随意 きないと認められた3件、8百万円の契約を 除いては、競争性のある契約(企画競争・公 募を含む。)として調達を実施した。
会による事後の 点検等を受ける ことにより、随意 除いては、競争性のある契約(企画競争・公 募を含む。)として調達を実施した。
点検等を受ける ことにより、随意
ことにより、随意
契約、一者応札等 イ. 一者応札・応募に関する改善
の改善に取り組 一般競争入札の実施にあたり一者応札・応募
み、競争性の確保の発生を抑制するため、下記取組を実施した。
に努める。 (ア) 公告から入札までの期間について 10 営
なお、内部統制シ 業日以上を確保した。
ステム整備計画 (イ)調達情報に係るメールマガジン等の活
の遂行とも連動 用等により、発注情報の更なる周知を図った。
して入札及び契 (メールマガジン登録者数:平成 28 年度末
約手続における 180 者→平成 29 年度末 251 者)
透明性の確保等 (ウ)契約手続審査委員会による事前の審査
の更なる徹底を については、競争性を確保するため、調達数
図るために、入札 量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設
及び契約手続に 定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性に
係る組織等のあったで重点を置いた審査を実施した。
り方について検
討を進める。 ウ. 類似業務に係る調達の集約化
職員の出張旅費について、これまで旅費規程
に基づいて計算された額を職員に支給する
方法により行っていたものを今年度7月から
原則として旅行代理店が提供するパック商品
等により調達することに変更した。
企画競 ② 特に企画競争 ② 特に企画競争 ② 調達に関するガバナン
撃を行う 等を行う場合に 等を行う場合に スの徹底
は、競争 は、環境教育等に は、環境教育等に ② 調達に関するガバナンスの徹底 ア. 随意契約に関する内部
性が十 よる環境保全の よる環境保全の ア.随意契約に関する内部統制の確立 統制の確立
される方 取組の促進に関 取組の促進に関 (ア)該当事案に係る審査の厳格化 平成 29 年度の競争性のな
実施す する法律 (平成 する法律 (平成 平成 平成 29 年度の競争性のない随意契約 3 件につ い随意契約 3 件について
15 年法律第 130 15 年法律第 130 いては、当機構内部に設置した契約手続審査 は、契約手続審査委員会に
佐事によ 号)第 21 条の 3 号)第 21 条の 3
におけしの趣旨を踏まえしの趣旨を、環境研しわれています。おによることができる事由」との整合性や、「随意契約によることがで
L・契約 つつ、競争性、透 究総合推進費の より競争性のある調達手続きの実施の可否の きる事由」との整合性や、
ὰ実施に 明性が十分確保 委託研究につい │観点で審査を実施するとともに、契約監視委 より競争性のある調達手続

に加え、「独立行」り実施する。 のとする。

保に努める。

の適正な執行に 政法人の契約状 | また、機構内の審 | 関する指針 (平成 況の点検・見直 | 査機関である、契 | 17 年 9 月 9 日 しについて」に | 約手続審査委員 | 競争的資金に関 基づき、法人に | 会により契約手 | する関係府省連 設置される契約 | 続の事前審査を | 絡 会 申 し 合 わ 監視委員会にお | 強化し、契約に係 | せ) | の趣旨を踏 いて、その点検 | る競争性・透明性 | まえつつ、競争 見直しを行うも | 等を確保するほ | 性、透明性が十分 か、監事による監 | 確保される方法 査において、入 により実施する。 札・契約の適正な また、契約手続審 実施についてチ | 査委員会により エックを受ける 契約手続の事前 こと、契約監視委 審査を強化し、契 員会において、各 | 約 に 係 る 競 争 年度の随意契約、性・透明性等を確 一者応札・応募の | 保するほか、監事 見直し状況等に一による監査にお ついてチェックしいて、入札・契約 を受けることな の適正な実施に どにより、競争 ついてチェック 性・透明性等の確 | を受けること、契 約監視委員会に おいて、各年度の 随意契約、一者応 札・応募の見直し 状況等について チェックを受け ることなどによ

り、競争性・透明

性等の確保に努

める。

(イ)調達事務の財務部への集約

機構各部課で実施されていた調達事務についし約監視委員会委員への事前 て、財務部へ集約することを目指し、総務部、| 説明を経て調達を行った。 監査室、予防事業部及び環境研究総合推進部 (研究費配分業務を除く。) の案件を試行的に 財務部で実施した。

- イ. 契約に係る審査体制の活用 (ア)機構内における審査体制
- a. 契約手続審査委員会による審査 契約手続審査委員会(同分科会を含む。以下 り、49 案件の審査を行っ 同じ。)において、調達案件の事前審査を実施した。また、予定価格の積算 し、調達等に係る公正性を確保するとともに、に関するマニュアルの制定 契約手続きの厳格な運営を図っている。契約│を行った。 手続審査委員会は、少額随契以外の支出の原 (イ)契約監視委員会によ 因となる全ての契約について審査することとしる審査 しており、本委員会 24 回、分科会 27 回を開 催し、計49案件の審査及び契約事務マニュア | ない随意契約3件について ル等の追加・改訂を実施した。

【制定、改正等事項】

- ・予定価格の積算に関するマニュアルの制定 | た。また、平成29年度の契
- b. その他の審査等
- 少額随契案件の審査

少額随契等(委員会等の審査対象外)は、昨し、点検を受けた。 年度に引き続き財務部において全件審査を実 施した。

- ・1000 万円以上の予定価格の設定 1000 万円以上の予定価格の設定に当たって は、適正な価格設定の観点から、それぞれ担 当する契約担当職のほか、財務担当理事の審 査を実施している。
- 100 万円以上の契約

理事会への報告を経て、ホームページで公表 した。

(イ) 契約監視委員会による審査 平成29年度の競争性のない随意契約3件につ いては、監事及び外部有識者から構成される 契約監視委員会の各委員に事前説明を行い、 了承を得た上で調達を行った。

査を実施するとともに、契

- イ. 契約に係る審査体制の
- (ア)機構内における審査 体制

契約手続審査委員会によ

平成 29 年度の競争性の は、その都度各委員へ発生 理由等を説明し、了承を得 約の状況、調達等合理化計 画の遂行状況について平成 30 年4月に委員会を開催

また、平成30年4月に開催した契約監視委員 会において、「平成 29 年度調達等合理化計画 の実績及び自己評価」、「平成30年度調達等合 理化計画 | の審査及び平成29年度の契約の状 況に係る報告を行い、点検を受けた。 〔参考〕契約監視委員会の開催等の状況 平成 29 年 4 月 17 日 平成29年度調達等合理化計画の審査 平成29年8月8日 競争性のない随意契約案件の事前説明 平成29年8月8日 一者応札・応募案件についての事後説明 平成 30 年 2 月 13 日 競争性のない随意契約案件の事前説明 平成 30 年 4 月 23 日 平成 29 年度契約の現状の点検、見直し ウ. 不祥事の発生の未然防 止等のための取組 ウ. 不祥事の発生の未然防止等のための取組 | 契約事務研修を通じて、適 契約事務研修を通じて、適切な事務手順及び「切な事務手順及び不正予防 不正予防等コンプライアンスの維持に努める | 等コンプライアンスの維持 よう調達担当職員を指導した。また、特定個 に努めるよう調達担当職員 人情報及び個人情報を取り扱う業務の委託業しを指導した。 者に対して、個人情報に関する管理状況の実 地検査を実施した。 ③ 環境教育等による環境保全の取組の促進 に関する法律第21条の3の趣旨を踏まえた対 当機構において、民間団体がその専門的な知 見及び地域の特性を生かすことができるよ う、価格だけではなく、その技術性、専門性 を十分考慮した参入の増大に努めており、平 成29年度においては、複数年契約として「平 成 28·29 年度スタッフ向け環境NGO・NP Oレベルアップ実践研修(各地域別)」5件が NPO等との契約となっている。 (3) 効率的な業務運営に 向けた改善への取組 (3) 効率的な業務運営に向けた改善への取 | 平成 29 年 7 月から職員の 出張について、財務部に出 平成29年7月から職員の出張について、財 撮手配を行うチームを設置 務部に出張手配を行うチームを設置するとと | するとともに旅費マニュア

3		
もに旅費マニュアルを改定し、出張手配の一		
元的な処理を開始した。これにより、機構全		
体の出張手配のルール統一化と手続きの効率	れにより、機構全体の出張	
化を図った。	手配のルール統一化と手続	
	きの効率化を図った。	
	<課題と対応>	
	(1)経費の効率化・削減	
	一般管理費及び業務経費と	
	もに、今後も適切な予算執	
	行に努め、予算の執行状況	
	について四半期毎に理事会	
	に報告する。人件費等につ	
	いては引き続き、人事院勧	
	告や社会一般の情勢等を考	
	直しながら、給与水準の適	
	正化に取り組む。	
	(2) 随意契約等の見直し	
	今後も引き続き、契約に係	
	るルール等を遵守するとと	
	もに、契約手続審査委員会	
	及び契約監視委員会を適切	
	に開催、調達等合理化計画	
	の下で適切なPDCAサイ	
	クルを廻し、契約に係る競	
	争性、透明性、公平性の確	
	保、一者応札・応募の改善	
	の推進を図る。	

4. その他参考情報

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1.	1. 当事務及び事業に関する基本情報						
п —	- 3	業務における環境配慮					
当該	項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業	平成 30 年度行政事業レビューシート	事業番号 0314		
度			レビュー				

2. 主要な経年デ	2. 主要な経年データ							
評価対象となる	る指標 達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
		(前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要な
		度値等)						情報
温室効果力	ガス排 18 年度比で 35	18 年度比	▲ 44. 2%	▲ 50.0%	▲ 52. 4%	(▲43.3%)	_	
出量(温室	効果ガ 削減(改正前の					(※参考値)		
ス量)	目標)							
	25 年度比で 10%	25 年度比	_	_	_	▲ 7.6%		
	削減(改正後の					(※暫定値)		
	目標)							

3.	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価	
			(平成 29 年度)		業務実績	自己評価		
				<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B	
	(1) 毎年度	温室効果ガス排出	業務における環	温室効果ガス排出量	(1)温室効果ガスの排出抑制への取組	自己評定: B	<評定に至った理由>	
	「環境報告	量の削減に向けた	境配慮を徹底し、	<その他の指標>	平成27年に採択されたパリ協定を踏まえて		当該年度も、環境報告書を作成・公表し	
	書」を作成し、	政府方針の達成を	環境負荷の低減		平成28年5月に「政府実行計画」及び「政府	評定理由:	ている。	
	これを公表す	含め、環境負荷の	を図るため、環境	<評価の視点>	実行計画実施要領」が定められ、また、平成	次のとおり、年度計画に基	また、温室効果ガスの排出削減について	
	ること。	低減を図るため、	配慮の実行計画	年度計画に対して十	29 年3月に環境省においても「環境省実施計	づく取組を着実かつ適正に	は、29 年3月に環境省が実施計画を公表	
		環境配慮の実行計	を定めるととも	分な取組がなされて	画」が公表されている状況に鑑み、「独立行政	実施したため、自己評定を	したことを踏まえ、29 年 10 月に機構の実	
		画を定め、業務に	に、自己点検を実	いるか。	法人環境再生保全機構がその事務及び事業に	Bとした。	施計画を改正し、新たな削減目標の設定等	
		おける環境配慮を	施し、環境配慮の		関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべ		をした。	
		徹底するととも	取組を職員に促		き措置について定める実施計画」(以下「機構		また、用紙使用量等について、28 年度	
		に、自己点検を実	し、省エネルギー		実施計画」という。) について新たな削減目標		を上回る削減を実現している。	
		施する。	(電気使用量の		の設定等の改正を行い、機構として実行すべ			
		また、毎年度環境	削減)、省資源(用		き措置を具体的かつ着実に実施していくこと		<今後の課題>	
		報告書を作成し、	紙使用量の削減)		を明らかにした(10月)。		特になし。	
		公表する。	及び廃棄物の排		主な改正点は次のとおり。			
			出抑制等に努め				<その他事項>	
			る。		①取組の対象期間を 2017 年度 (平成 29 年度)		特になし。	
			温室効果ガスの		までから 2030 年度 (平成 42 年度) までに改			
			排出抑制につい		める。			
			て、気候変動枠組		②温室効果ガス排出量の削減目標について、			

条約第21回締約 国会議(COP 21) パリ協定を踏 まえた政府の地 球温暖化対策計 画の策定状況も 踏まえつつ、「独 立行政法人環境 再生保全機構が その事務及び事 業に関し温室効 果ガス排出削減 等のため実行す べき措置につい て定める実施計 画」の着実な進展 を図る。

平成28年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し、公表する。

さらに、環境政策の実施機関の機構の機構の職員を地域を制制を関係を制力を対した。といるでの活動に対けるは、会を制力を対したがある。

環境報告書当に付属を表には、業境との事の社のです。の作っ随を、難境との事の社のでするとの事の社のである。機構の野動はまた、動境献とのを踏まる、機構ののでする。機構ののでする。機構ののでする。機構ののでする。

これまで対象を事務所における照明及びコンセントとしていたが、サーバ室や空調も含めたオフィス全体の電気の使用による温室効果ガスの総排出量を、2013年度(平成25年度)を基準として、2030年度(平成42年度)までに40%削減することとし、中間目標である2020年度(平成32年度)までに10%削減を目指すこととした。なお、目標は、機構の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととした。

│ ③個別対策に関する目標として、次を定める。

対策項目	目標値
事務所の単位面	2013 年度比で 2020 年度
積当たりの電気	までに 10%削減
使用量の削減	
用紙の使用量の	2013 年度比で 2020 年度
削減	までに 25%以上削減
廃棄物の排出量	2013 年度比で 2020 年度
の削減	までに増加させないこと
	及び廃棄物中の可燃ごみ
	の量を 2013 年度比で
	2020 年度までに増加さ
	せないこと

④地球温暖化対策の観点からも、「次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画」、時間外労働の適正管理に向けた年度計画等に基づく業務効率化や超過勤務の削減、休暇の取得促進等の取組が省 CO2 にもつながる対策であることを踏まえ、ワークライフバランスに係る各種取組の推進を新たに定める。

上記の新たな削減目標に対する平成29年度の達成状況は、次のとおり。

削減対象	達成目標	達成状況
項目		
温室効果	2013 年度比	7.6%減
ガス排出	で 10%削減	
量		

	T	ГГ		Т
	事業や地域貢献	事務所の	2013 年度比	3.0%減
	等を積極的に取	単位面積	で 2020 年度	
	り上げ、国民に対	当たりの	までに 10%削	
	する情報発信ツ	電気使用	減	
	ールとして活用	量		
	する。	用紙の使	2013 年度比	29.6%減
		用量	で 2020 年度	
			までに 25%以	
			上削減	
		廃棄物の	2013 年度比	13.1%増
		排出量	で 2020 年度	可燃ごみにつ
			までに増加さ	いては
			せないこと及	99.8%增(※)
			び廃棄物中の	00.0/07日(/•(/
			可燃ごみの量	
			を 2013 年度	
			比で 2020 年	
			度までに増加	
			させないこと	
		L <mark>※</mark> 廃棄物の	<u>」</u> 非出量についてに	」 は、平成 29 年度の
				廃棄物中の可燃
				票を設定し、削減
				年度については、
				イアウト変更に伴
				明に排出量が増加
				メの排出量が 2013
				トップが山里 <i>川</i> ・2013
			幅増となった。 ≒NI際の課題と1	て 司牌デスを中
				て、可燃ごみを中
				一層取り組むこと
		か不可欠と	判断している。	
		(2)業務に	こおける環境配慮	
(2)温室効			実行計画の実施等	
果ガスの排出				画を改正するとと
削減について				頁目「平成 29 年度
は、温室効果				(以下「実行計画」
ガス排出量の				た、本計画の実施
政府方針を達し			ての日 山忠侠を」	2月及び3月に実
以内力面を建		施した。	然の部生と思え	とはの上別の歴点
			寺の調達を図る	ための方針の策定
取組を着実に		等		

行うこと。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関 する法律」に基づき、平成29年度の環境物品 等の調達の推進を図るための方針を定め、目 標を達成すべく調達を行った。 ③電気使用量及び用紙使用量の削減に向けた 各種取組 電気使用量及び用紙使用量の削減並びに廃棄 物の排出抑制については、改正後の機構実施 計画に定めた目標達成のため、環境配慮のた めの実行計画に基づき、削減に取り組んだ。 特に用紙使用量については、28年度組織全体 で一括調達した新たな複合機の機能を有効活 用して不要な印刷や印刷ミスを防止すること 等により、平成30年3月末時点で前年度同期 から 143,390 枚を削減することができた。ま た、平成28年度末に1台を導入した消色イン クデジタル複合機も活用することで、用紙の 削減に取り組んだ(平成 29 年4月~平成 30 年3月の消色インクデジタル複合機による削 減枚数:4,242 枚)。 (3)環境保全等を目的とした社会貢献債(ソ ーシャル・ボンド)の購入 環境保全等の社会貢献事業への支援を目的と した社会貢献債(ソーシャル・ボンド)につ いては、機構の趣旨に合致した債券であり、 前年度6億円を上回る12億円を購入した。 (内訳) ·独立行政法人国際協力機構債:6億円 東京都債:2億円 · 独立行政法人鉄道建設 · 運輸施設整備支援 機構債:4億円 (4) 環境報告書の作成及び公表 「環境報告書 2017」を作成し、ウェブサイト で公表した (9月)。 平成29年度は、環境報告として電気使用量、 用紙使用量、ごみ排出量及び温室効果ガス排 出量の削減目標への達成状況等について報告 を行うとともに、「環境研究の新たな展開への ERCAの貢献」をテーマとした特集を組み、 平成28年10月に環境省から移管された環境 研究総合推進業務を中心にERCAの事業に おいて実施している調査研究について報告し たほか、ERCAの重点課題として推進して いる人材育成に関する事業やERCAにおけ る社会貢献活動の取組等を掲載した。

なお、環境報告書は機構の関係機関等へ配付 (約3,000部。10月)した。





(5) 社会貢献活動の推進

社会貢献活動の推進については、平成28年度 に引き続き①職員個人による自発的なボラン ティア活動の推進、②職員の業務専門性を活 かした社会貢献の推進、③社会的ニーズに対 応した社会貢献を柱とする地域に根差した取 組の推進に取り組んだ。

具体的には、職員の自発的な活動の機会及び 地域貢献の場として「2017 川崎国際多摩川マ ラソン」(11 月)及び「2018 多摩川リバーサ イド駅伝」(3月)への運営ボランティアへの 参加(11月)を行った。さらに、平成28年度 に引き続き、古着の寄付や市民スポーツ大会 へのボランティア参加を行ったほか、新規の 取組として、新宿区立環境学習情報センター が実施している「素敵なカレンダーを捨てる なんて、もったいない!キャンペーン」に参 <課題と対応> 加し、不要な2018年カレンダーや手帳につい 平成29年度までの取組状 て寄附を行った。

況等を踏まえ、引き続き、 業務における環境配慮に取 り組む。

4. その他参考情報

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
Ⅲ — 1	予算、収支計画及び資金計画の作成等						
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業	平成 30 年度行政事業レビューシート	事業番号 0314			
度		レビュー					

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年 度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3.	. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価	
			(平成 29 年度)		業務実績	自己評価		
	自己収入・寄	毎年度の運営費	別紙のとおり	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B	
	付金の確保に	交付金額の算定		_		自己評定: B	<評定に至った理由>	
	努め、「Ⅲ.業	については、運営					収入は計画額を上回り、支出については	
	務運営の効率	費交付金債務の		<その他の指標>		評定理由:	計画額を上回る削減を図っている。また、	
	化に関する事	発生状況にも留		_		次のとおり、年度計画に基		
	項」で定める	意した上で、厳格				づく取組を着実かつ適正に	化・削減等については、一般管理費及び業	
	事項に配慮し	に行うものとす				実施したため、自己評定を	 務経費について、中期目標に定めている削	
	た中期計画の	る。				「B」とした。	減・効率化目標を見据えた各年度の目標額	
	予算及び資金						を上回る効率化・削減が図られている。	
	計画を作成			<評価の視点>	1.29年度計画予算と実績(概略)	計画予算に基づく予算執行		
	し、当該予算			・計画予算と実績に	法人総計としての収入は、計画額約 593 億円	状況の定期的な把握など執	<今後の課題>	
	による運営を			ついて、「Ⅲ. 業務運	に比し実績額約600億円と+7億円(+1.3%)	行管理を適切に実施した。	特になし。	
	行うこと。			営の効率化に関する	となった。また、法人総計としての支出は、			
	なお、毎年度				計画額約 578 億円に比し実績額約 534 億円と		<その他事項>	
	の運営費交付			に配慮したものとな	▲43 億円(▲7.5%)の減少となった。		特になし。	
	金額の算定に			っているか。	各勘定の主な増減要因については、以下のと			
	ついては、運				おり。			
	営費交付金債							
	務の発生状況				• 公害健康被害補償予防業務勘定			
	にも留意した				収入			

上で、厳格に		
行うものとす		
	割面之質 49 €77 五丁田	
る。	計画予算 42,677 百万円	
	実績 39, 975 百万円	
	差額▲2,702 百万円	
	収入のうち、納付財源引当金戻入が予算に比した。	
	し計画を下回ったため、▲2,702 百万円となっ	
	た。	
	支出	
	計画予算 42,919 百万円	
	実績 40, 166 百万円	
	差額▲2,753 百万円	
	支出については、公害健康被害補償予防業務	
	経費における認定患者数が予算に比し計画を	
	下回ったため、▲2,753 百万円となった。	
	• 石綿健康被害救済業務勘定	
	収入	
	計画予算 4, 120 百万円	
	実績 4, 215 百万円	
	差額+95 百万円	
	収入は、労災との併給調整の結果、支払済の	
	救済給付費の返還分を受け入れたことによ	
	り、+95 百円となった。	
	支出	
	計画予算 4,616 百万円	
	実績 4, 451 百万円	
	差額▲165 百万円	
	支出については、患者等に対する救済給付費	
	が計画に比し少なかったこと等から、▲165	
	百万円となった。	
	・環境保全研究・技術開発勘定	
	収入	
	計画予算 5, 203 百万円	
	実績 5, 203 百万円	
	差額+0百万円	
	支出	
	計画予算 5, 208 百万円	
	実績 5, 118 百万円	
	差額▲90 百万円	
	支出については、システム開発を翌事業年度	
	に繰り越したこと等により、▲90 百万円とな	

T	T .
	った。
	・基金勘定
	収入
	計画予算 2,981 百万円
	実績 2,901 百万円
	差額▲81 百万円
	支出
	計画予算 4, 439 百万円
	実績 3, 241 百万円 **## 1 107
	差額▲1,197 百万円
	支出については、PCB 廃棄物の処理が計画に比
	し予定を下回ったことにより、中間貯蔵・環
	境安全事業㈱に対する助成金が少なかったこ
	と等のため、▲1,197 百万円となった。
	・承継勘定
	収入
	計画予算 4, 288 百万円
	実績 7,721 百万円
	差額 3, 433 百万円
	収入は、業務収入(事業資産の譲渡収入及び貸
	付回収金)等が計画に比し予定を上回ったこ
	と等から、+3,433 百万円となった。
	支出
	計画予算 603 百万円
	実績 472 百万円
	差額▲131 百万円
	支出については、保証金の支出が予定を下回
・運営費交付金につ	ったこと等から、▲131 百万円となった。
いて運営費交付金債	
務の発生要因等につ	2. 運営費交付金債務の発生状況
いて分析が行われて	各勘定の当期の運営費交付金債務残高は以下
いるか。	のとおり
	•公害健康被害補償予防業務勘定
	運営費交付金債務残高
	21 百万円
	(主な要因)
	システム開発経費及び情報セキュリティ強化
	等のために前期からの繰越した86百万円のう
	ち72百万円を取崩し。
	当期、新たにシステム開発経費の財源として8

百万円を加えた計21百万円を翌期に繰越し。 · 環境研究保全 · 技術開発勘定 運営費交付金債務残高 78 百万円 (主な要因) システム開発経費のために前期から繰越した 5百万円を取崩し。 当期、新たに競争的資金及びシステム開発経 費の財源として78百万円を翌期に繰越し。 • 基金勘定 運営費交付金債務残高 58 百万円 (主な要因) 情報セキュリティ強化及び地球環境基金運用 益減少分の財源補填等のために前期から繰越 した 174 百万のうち 115 百万円を取崩し。残 る 58 百万円を同様の財源として翌期に繰越 • 承継勘定 運営費交付金債務残高 38 百万円 (主な要因) システム開発経費及び情報セキュリティ強化 等のために前期から繰越した 187 百万円のう ち149百万円を取崩し。 残る38百万円を情報セキュリティ強化等のた めの財源として翌期に繰越し。 3. 財務の状況 (1) 当期総利益 平成29年度の総利益は、2,575百万円であり、 その主な発生要因は、承継勘定における建設 譲渡事業に係る貸倒引当金戻入分及び利息の 収支差等によるものである。 各勘定別の当期総利益については、以下のと おり。 · 公害健康被害補償予防業務勘定 114 百万円 (主な要因) 業務経理の厚生年金基金の代行返上(153)及 び二種経理において特定賦課金の収益が少な

$(A = 1) = 1 $ $\forall A = 0$
かったことによる損失(▲50)
• 石綿健康被害救済業務勘定
一百万円
(主な要因)
・環境研究保全・技術開発勘定
12 百万円
(主な要因)
業務の効率化による経費の縮減
・基金勘定
58 百万円
(主な要因)
業務の効率化による経費の縮減
・承継勘定
2,392 百万円
(主な要因)
建設譲渡事業に係る貸倒引当金戻入分
(1,575) 及び利息収支差 (737)
(2) 利益剰余金
利益剰余金は、前年度末の23,669百万円に対
して、平成 29 年度は、繰越積立金取崩額 32
百万円、当期積立額 2,575 百万円を計上し、
当期末残高は26,212百万円となった。
各勘定別の利益剰余金については、以下のと
おり。
・公害健康被害補償予防業務勘定
718 百万円
• 石綿健康被害救済業務勘定
-百万円
・環境研究保全・技術開発勘定
23 百万円
・基金勘定
108 百万円
• 承継勘定
25,362 百万円
(3) 資金の運用
資金の運用については、前年度に引き続きマ
イナス金利政策の影響を受け、金融機関の預

	金の引き受け状況が厳しいなか、効率的な運		
	用を図る観点から、		
	①平成29年度当初の有価証券に関する主務大		
	臣の指定についての改正により、一般担保付		
	社債に加え無担保社債も対象となり、有価証		
	券の取得範囲が拡大した。(5 銘柄、15 億円)		
	②その他の資金については、将来的なキャッ		
	シュ・フローを精査し、資金の一部を短期運		
	用から中期の債券による運用へシフトした		
	(13 銘柄、146 億円)。		
	③また、直近の大口定期預金等の引き受け状		
	況等から、より引き受けしやすい預入期間・		
	金額に変更する等、弾力化を図った。		
	これらの取り組みの結果、全体の資産が増え		
	ている中でも、普通預金残額の圧縮を図るこ		
	とができた。(昨年度比、平均残額は 4.35%。		
	化		
	14 1000 /		
		/ 細題を掛ける	
		<課題と対応>	
		今後も引き続き、計画予算	
		に基づく予算執行状況の定	
		期的な把握など執行管理を	
		適切に実施していく。	

4. その他参考情報

平成29年度計画予算

(総計)

(単位:百万円)

	(年以, ロノノリ)
区分	金額
収入 運営費交付金 国庫補助金 その他の政府交付金 都道府県補助金等 業務収入 受託収入 運用収入 運の他収入	6,691 1,043 11,601 900 37,911 16 966
計	59,269
支出 業務経費 公害健康被害補償予防業務経費 うち人件費 石綿健康被害救済業務経費 うち人件費 環境保全研究・技術開発業務経費 うち人件費 基金業務経費 うち人件費 承継業務経費 うち人件費 承継業務経費 うち人件費 予任人件費 予任人件費 予任人件費 予任人件費 予任人件費 予任人件費 予任人件費 予方人件費 予方人件費 一般管理費 うち人件費 予備費	56,734 42,638 305 4,302 284 5,093 88 4,237 159 464 164 16 932 401
<u> </u>	57,785

[人件費の見積り]

平成29年度 1,401百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位·百万円)

	r	/2	<u>単位:日万円)</u>
区分	補償事業	予防事業	合計金額
収入 運営費交付金 国庫補助金 その他の政府交付金 業務収入 運用収入 その他収入	311 43 7,616 33,947 0	- 200 - - 559 0	311 243 7,616 33,947 559 0
計	41,917	759	42,677
支出 業務経費 公害健康被害補償予防業務経費 うち人件費 一般管理費 うち人件費 予備費	41,836 199 153 68 13	802 105 115 50 -	42,638 305 268 118 13
함	42,002	917	42,919

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入 その他の政府交付金 業務収入 その他収入 受託収入 計	3,985 115 4 16 4,120
支出 業務経費 石綿健康被害救済業務経費 うち人件費 受託経費 一般管理費 うち人件費 計	4,302 284 16 298 128 4,616

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五人の関係で一致しないことがある。

- 136 -

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

	(半位, 自力门)
区分	金額
収入 運営費交付金	5,203
計	5,203
支出 業務経費 環境保全研究・技術開発業務経費 うち人件費 一般管理費 うち人件費	5,093 88 115 4 6
출 †	5,208

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

			(144.17	<u>I:日万円)</u>
区 分	地球基金	PCB基金	維持管理	合計
	事業	事業	事業	金額
収入				
運営費交付金	783	33	25	841
国庫補助金	_	800	-	800
都道府県補助金等	_	900	_	900
運用収入	147		260	407
その他収入	19	14	_	33
青十	950	1,747	285	2,981
支出 業務経費 基金業務経費	931	3,031	275	4,237
うち人件費	126	21	12	159
一般管理費	121	16	12	149
うち人件費	53	7	5	66
予備費	50	2	_	52
計	1,102	3,049	287	4,439

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入 運営費交付金 業務収入 その他収入	336 3,848 104
- 	4,288
支出 業務経費 承継業務経費 うち人件費 一般管理費 うち人件費 予備費	464 164 102 43 37

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成29年度収支計画

(総計)

(単位:百万円)

	(単位: 日万円 <i>)</i>
区 分	金額
# CL 0 ***	04.407
費用の部	61,107
経常費用	61,107
公害健康被害補償予防業務経費	42,662
石綿健康被害救済業務経費	4,302
環境保全研究・技術開発業務経費	5,093
基金業務経費	4,254
承継業務経費 一般管理費	3,466
一版包埋食 減価償却費	1,264 51
	16
財務費用	
がか見用	
収益の部	61,265
経常収益	61,265
運営費交付金収益	6,979
国庫補助金収益	243
その他の政府交付金収益	8,438
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	3,778
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3,010
受託収入	16
業務収入	37,416
運用収入	986
その他の収益	79
財務収益	319
純利益	158
前中期目標期間繰越積立金取崩額	174
総利益	332
	5 Thi day 1 - 1.18+ 7

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
費用の部 経常費用 公害健康被害補償予防業務経費 補償業務費 予防業務費 一般管理費 減価償却費 収益の部 経常収益 運営費交付金収益 国庫補助政府交付金収益 その他の政府交付金収益 その他の政府交付金収益 資産見返負債戻入 運用収入	42.013 42.013 41.847 41.847 - 152 14 41,999 41,999 383 43 7,616 33,947 9	934 815 - 815 115 5	42,948 42,948 42,662 41,847 815 267 19 42,761 42,761 383 243 7,616 33,947 9
財務収益 純利益(△純損失) 前中期目標期間繰越積立金取崩額 総利益(△総損失)	0 Δ 15 2 Δ 13	0 △ 172 172 –	0 △ 187 174 △ 13

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

金額
4,623
4,623
4,302
16
298
6
4 600
4,623 4,623
3,778
16
822
622
U
<u>-</u>

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	5,208
経常費用	5,208
環境保全研究・技術開発業務費	5,093
一般管理費	115
収益の部	5,208
経常収益	5,208
運営費交付金収益	5,208
資産見返負債戻入	0
純利益	-
総利益	-

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

			(早)	<u>[[白力円]</u>
	地球基金	PCB基金	維持管理	合計
	<u>事業</u>	事業	事業	金額
費用の部	1,055	3,048	t 1	4,407
経常費用	1,055	3,048		4,407
基金業務経費	931	3,031	291	4,254
地球環境基金業務費	931	-	-	931
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	_	3,031	_	3,031
維持管理積立金業務費	_	-	291	291
一般管理費	121	16	12	149
減価償却費	3	0	1	5
収益の部	1,055	3,048	305	4,407
経常収益	1,055	3,048	305	4,407
運営費交付金収益	892	38	. 27	957
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	_	3,010	-	3,010
地球環境基金運用収益	147	-		147
維持管理積立金運用収益	-	_	277	277
寄附金収益	13	_	-	13
資産見返負債戻入	3	0	0	4
純利益	_	_	-	-
総利益	_	_	-	-

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

金 額
3,921
3,921
3,466
435
20
4,266
4,266
432
3,469
20
319
25
345
345

⁽注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成29年度資金計画

(総計)

(NOS B)	(単位:百万円)
区分	金額
資金支出 業務活動による支出 投資活動による支出 財務活動による支出	357,188 59,128 290,906
翌年度への繰越金 資金収入 業務活動による収入 運営費交付金収入 国庫補助金収入 その他の政府交付金収入 都道府県補助金等収入 業務収入 運用収入 その他の収入 投資活動による収入	7,153 357,188 63,953 6,691 1,043 11,601 900 34,864 980 7,874 285,768
財務活動による収入 前年度よりの繰越金	7,459

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
資金支出 業務活動による支出 投資活動による支出 財務活動による支出 翌年度への繰越金	83,022 41,995 43,000 − △ 1,974	13,503 921 13,250 - △ 668	96,525 42,917 56,250 - △ 2,642
資金収入 業務活動による収入 運営費交付金収入 国庫補助金収入 その他の政府交付金収入 業務収入 運用収入 投資活動による収入 前年度よりの繰越金	83,022 38,870 311 43 7,616 30,900 0 44,000 151	13,503 759 - 200 - 559 12,350 394	96,525 39,630 311 243 7,616 30,900 560 56,350 545

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円

金 額
113,915 4,743 109,200 △ 28 113,915 4,109 3,985 115 9 109,200 607

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,208
業務活動による支出	5,206
翌年度への繰越金	2
資金収入	5,208
業務活動による収入	5,203
運営費交付金収入	5,203
前年度よりの繰越金	5

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

				7 · 🗀 // 1/
区分	地球基金	PCB基金	維持管理	合計
<u> </u>	事業	事業	事業	金額
		<u> </u>		
資金支出	3,855	47,753	80,039	131,646
業務活動による支出	1,048	3,048	1,732	5,827
投資活動による支出	2,540	1	78,585	125,325
┃ 財務活動による支出	_	_	1	1
翌年度への繰越金	267	506	△ 279	493
		İ		
資金収入	3,855	47,753	80,039	131,646
業務活動による収入	942	1,747	8,113	10,801
運営費交付金収入	783	33	25	841
国庫補助金収入	_	800	_	800
都道府県補助金等収入	_	900	_	900
運用収入	147	14	260	421
その他の収入	11	_	7,828	7,839
投資活動による収入	2,540	45,800	71,800	120,140
財務活動による収入	8	-	_	8
前年度よりの繰越金	365	206	125	697
(注) 及網球体上入計機の火点は、四種子で	<u> </u>	1 +51 x = 1.4	<u> </u>	

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
資金支出	9,894
業務活動による支出	435
投資活動による支出	131
財務活動による支出	
翌年度への繰越金	9,328
資金収入	9,894
業務活動による収入	4,210
運営費交付金収入	336
業務収入	3,849
その他の収入	25
投資活動による収入	78
財務活動による収入	_
前年度よりの繰越金	5,606

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
III-2	承継業務に係る債権・債務の適切な処理								
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業	平成 30 年度行政事業レビューシート	事業番号 0314					
度		レビュー							

2. 主要な経年データ	主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
		(前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要な
		度値等)						情報
正常債権以外の債権	最終年度に		196 億円	150 億円	133 億円	116 億円	100 億円以下	最終年度の達成目標を踏まえつ
残高 (計画値)	100 億円以下	約 220 億円	(対前年度	(対前年度	(対前年度	(対前年度	(対前年度	つ、平成 26 年度の実績を反映し、
	(期間中に▲120		▲24 億円)	▲17 億円)	▲17 億円)	▲17 億円)	▲16 億円)	平成 27 年度以降の計画値を設定。
	億円以上を圧縮)							
正常債権以外の債権			167 億円	115 億円	88 億円	47 億円		
残高(実績値及び中			(対前年度▲51	(対前年度▲53	(対前年度▲26	(対前年度▲41 億		
期期間中累計値)			億円、累計値 51	億円、累計値 104	億円、累計値 130	円、累計値 171 億		
			億円)	億円)	億円)	円)		
達成度								
(圧縮額累計/中期			42.5%	86.7%	108.3%	142.5%		
目標値=120億円)								

3.	各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	.評価	主務大臣に	よる評価			
			(平成 29 年度)		業務実績	自己評価					
	破産更生債権及	(1)承継業務に	破産更生債権及	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	A			
	びこれに準ずる	おいては、旧環境	びこれに準ずる	「正常債権以外の債	① 正常債権以外の債権にかかる法的処理	評定: A	<評定に至った理由>	>			
	債権並びに貸倒	事業団から承継	債権並びに貸倒	権」を最終年度に 100	は、平成 28 年度から係属していた 10 件(競	評定理由:	承継業務に係る債権	賃 理については、正			
	懸念債権につい	された建設譲渡	懸念債権(以下	億円以下に圧縮する。	売2件、破産申立1件、仮差押2件、差押1	平成 26 年度期首において	常債権以外の債権につ	いて、中期目標に定			
	て、債務者の経	事業及び貸付事	「正常債権以外		件、訴訟2件、仮処分2件)のうち6件(競売	約 220 億円の正常債権以外	めている圧縮目標(残	衰高 100 億円以下)			
	営状況を見極め	業に係る債権の	の債権」という。)	<その他の指標>-	2件、破産申立1件、仮差押1件、差押1件、	の債権の残高を中期計画期	を見据えた各年度の圧	三縮目標額(平成 29			
	つつ、回収と迅	回収を進め、同事	の残高を本中期	_	訴訟1件)が終結。	間中に 100 億円以下とする	年度:17億円)に対し	、保有資産の売却慫			
	速な償却に取り	業の財源となっ	目標期間中に		② 上記の取組等の結果、正常債権以外の債	目標については昨年度達成	通や他金融機関借り <u>持</u>	ぬえによる回収等に			
	組むことによっ	た財政融資資金	100 億円以下に	<評価の視点>	権を29億円回収するとともに11億円の償却	したが、本年度においても、	より、総額 41 億円を	圧縮した。			
	て、本中期目標	の返済を確実に	圧縮するという	正常債権以外の債権	を行い、合計で41億円を圧縮した。	約定弁済に加え、保有資産	また、これにより正	常債権以外の債権の			
	期間中にこれら	行っていく必要	目標は達成した	残高の圧縮状況	③ 正常債権も含めた全ての債権について、	の売却慫慂による回収、他	年度末残高は47億円	となり、圧縮額は中			
	の正常債権以外	がある。	が、今後、残高の		今後も経営状況に目を配り、決算書等を徴取	金融機関借換等に伴う回	期目標に定めている	目標の 142.5%の水			
	の債権を 100	平成 26 年度期	圧縮に伴い回収		の上決算分析を行い、財務内容等を注視して	収、法的再生・私的再生の	準に達している。				

億円以下にする | 首において約 | 困難案件の割合 いくこととする。 活用による回収などによ なお、回収にあたっては、回収困難先の ことを目標とす | 220 億円と見込 | が増加している り、昨年度の26億円を上回 | きめ細かい現況調査や財務分析等を行う る。なお、経済 | まれる破産更生 | 状況に留意しつ る 41 億円の圧縮が図れた | とともに、私的再生や法的手続による回収 情勢の変化に伴し債権及びこれにしつ、更なる圧縮を ことから、上記のとおり、 も実施している。 い正常債権以外 | 準ずる債権並び | 図るため、 自己評価を「A」とした。 の債権の新たな | に貸倒懸念債権 | ①約定弁済先の <今後の課題> 発生も予想され (以下「正常債権 | 管理強化 <課題と対応> 特になし。 ることから、こ |以外の債権」とい | ②返済慫慂 今後は、回収困難案件が残 るほか、経済情勢の変化等 | <その他事項> れらの正常債権 | う。) の残高を第 | ③厳正な法的処 以外の債権に対 | 三期中期目標期 | 理 に伴って新たな正常債権以 特になし。 する取組状況が 間中に 100 億円 4 迅速な償却処 外の債権の発生等も想定さ 明確になるよう |以下に圧縮する|理 れることから、引き続き個 別債権の管理を厳格に行 に、債権区分ご ことを目指す。 に引き続き積極 とに、回収額、 |なお、経済情勢の |的に取り組む。 い、新たな正常債権以外の 償却額、債権の |変化に伴い、正常|特に、昨今の経済 債権の発生の防止、回収額 区分移動の状況 | 債権以外の債権 | 情勢の変化に鑑 の増額に努めることとす を明示するもの | の新たな発生も | み、①の約定弁済 る。 とすること。 予想されること | 先の管理強化に また、本中期目しから、これらの正し当たっては、これ 標期間内に完済 常債権以外の債 まで約定どおり の見込めない債 権に対する取組 の弁済を行って 権は、サービサー状況が明確になしきた債務者につ ーを積極的に活 | るように、債権区 | いても、決算書の 用するなど効率 | 分ごとに、回収 | 厳格な分析など 的に債権回収を | 額、償却額、債権 | により、その経営 行い、回収率の | の区分移動の状 | 状況に目を配り、 向上及び回収額 | 況を明示するこ | 延滞発生の未然 の増大に取り組 ととする。 防止に努めると むこと。 上記目標を達成しともに、万一、延 なお、本債権管 するために以下 滞が発生した際 理回収の業務を 000~0を実施 は、速やかに原因 行っている組織 | する。 究明を行い、延滞 体制について ① 約定弁済先の の解消を図る。 は、その業務実 管理強化 また、②の返済慫 施状況等を踏ま | 正常債権に係る | 慂については、保 えつつその縮減 債務者を含む債 有資産の売却、他 を検討し、本中 | 務者個々の企業 | 金融機関への借 期目標期間中に の財務収支状況、 換、法的・私的再 所要の結論を得 | 資金繰り、金融機 | 生の活用など、返 ること。 関との取引状況 | 済確実性の高い 等債務者企業の 返済策を債務者

を密めるときら、により、気の工 に姿めるときら、により、気の工 に、変が変が多少。 200 年後で表し、 一庭日本間で さりに、平皮 必 添るとの主意の 中華の国を のではなが高点。 200 年の間でを がある感。 200 年の間でを がある感。 200 年の間でを をはるから、 200 年の間でを をはるから、 200 年の間を をはるから、 200 年の間を をはるからにはった。 200 年の間を をはるからのになった。 200 年の日を ではならいです。 200 年の日を ではならいでは、 200 年の日を ではならいです。 200 年の日を ではならいです。 200 年の日を ではならいです。 200 年の日を ではならいです。 200 年の日を ではならいです。 200 年の日を をないからの。 200 年の日を ではならいでは、 200 年の日を をいからのは、 200 年の日を ではないでは、 200 年の日を ではないいでは、 200 年の日を ではないでは、 200 年の日を ではないでは、 200 年の日を ではないで					
このに中代表が 報告のは、年代 2 回路 2 回	経営状況の把握	に慫慂すること			
カー、部と関係に さいます。 中央 29 第名を化りが立ていた。 中央 20 第名を化りが立ていた。 他性 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	に努めるととも	により、残高の圧			
	に、約定弁済先が	縮を図る。			
第名名名が生じ、危機を図が生じ、機能医が生 地の、機能医が生 地の、機能医が生 地の 海の () との (万一、経営困難に	さらに、平成 29			
た品でもあった。 は、「	陥るなど、弁済が	年度期首と期末			
場所が出現する。 の 調金級 (報報、 像権 の 医 が の 要 が の 要 が の 要 が の 要 が の 要 が の 要 が の 要 が の 要 が の 更 が の 更 が の 更 が の 更 が の 更 が の 更 が の 更 が の 更 が の 更 が の 更 が の 更 が の 更 が の 更 が の 更 が の 更 が の 更 が の 更 が の 更 が の 更 か の 更 が の 更 か の で あ か の こ を で わ る さ か の で 更 か る さ か の で 再 の 更 を の 更 を の 更 を の 更 の 更 の 更 の 更 の 更 の 更 の 更 の 更 の 更 の 更 の 更 の 更 の 更 の 更 の 更 の 更 の 更 の 更 更 更 更 更 の 更 更	滞る恐れが生じ	の債権残高を比			
一の道切な計画を 部であ。 変 透線像像 な に	た場合や滞った	較し、債権区分ご			
語する。 ② 液体影響 延行保護性氏性 に実質性を対す。 をという。正常位 とという。正常位 とという。 の 法が終史。 大き、公司を政商に ころる司人のの かな、をいう。 また、公司を政商に ころる司人のの この、がな、観光 等とのも以来に の カンペシの方 をという。 また、公司を政商に 当のるこの、ない。 の 体対処理 形式政策、あるい に実質破産生た。 で ことをが対す することをが対す でしたのいるに とないるに をは、これで にないて、公司を政策を をはいる。これで にないて、公司を をはいる。これで にないて、公司を でいる。これで にないて、公司を でいる。これで にないて、公司を でいる。これで ことをが対す ことをが対す ことをいうた をは、これで ことをいうた をは、これで ことが、対象を でいる ことの、でき、 一名との、、復讐等 としたのいる をは、これで ことが、対象を でいる ことの、でき、 一名との、、復讐等 は、これで 、これで 、これで 、これで 、これで 、これで 、これで 、これで	場合には迅速か	との期中の回収			
② 遊客修題	つ適切な措置を	額、償却額、債権			
選挙極端との機能 ととより、正常機能 という 正常機能 という 正常機能 という 正常機能 という 一年	講ずる。	の区分移動の状			
に返済確実性を 見触め、便知処理を要 患するほか、民事 再生法、軟定調停 等による回収計 性を確ししつっ 非活方法の約定 化に努める。 ② 近め奥里 健様の保全と選 安な回収を図る ため、高別、競が 学注的処理が終 当と判断される ののついいては、 常正な法的処理 教工方法的処理 教工方法的処理 を進める。 ② 信が処理 形式酸酸、あるい 電質が優別 を進める。 ② 信が処理 形式酸酸、あるい。 (電 信が処理 形式酸酸、あるい。 (電 信が必要 したもの変な 立ては、実種機関で は実質を優別で は実質を優別で は実質を優別で は実質を優別で は実質を強力で は実質を強力で は実質を強力で は実質を強力で は実質を強力で は実質を変なって がなる。 (電 信が処理) 形式酸酸、あるい。 電 に が表がませ、 強治する。 (電 に が表がませ、 強治する。 (電 に が表がませ、 当と と で 決定 と で と を 決定 と た が、 の に が が を に が と を 決定 と ことも の に が が を に が と を 決定 と ことも の に が が を に が と を 決定 と ことも の に が が を に が と を 決定 と な の に が が を に が と を 決定 と な の に が が を に が と を 決定 と こと の た 値 を に な が と を 決定 と な の に が と を 決定 と な の に が が を に が と を 決定 と な の に が が を が と を 決定 と な の た 値 を は れ 速 に が と を 決定 と な の た 値 を は れ 速 に が と を と 決定 と な の た 値 を は れ 速 に が と を と 決定 と な の た 値 を は れ 速 に が を で あ る な め 、	② 返済慫慂	況を明示するこ			
具体の、情報地、の取組状況を 現法的処理を実施する。 選者とは、神空調件 等による回取計 他を確保しつつ ・ 音方法の約定 他に努める。 ② 法的処理 情報の保全と確 策な回収を図る ため、訴訟、観示 等とは外型が適 当と申組もかる ものについては 健性にないた処理 を進める。 ② 仮加処理 形式成就。あるい は実程破死とで 進度を対した。 ② 信か処理 を進める。 ② 値加処理 形式成就。あるい は実程破死とで 進度を見たで 変形の更なる効 なである ることを決定 したもの等には 電話の要なる などの更なる るると、 機能で 変形の更なる るると 変形の更なる なるを 変形を 変形の更なる るると 変形の更なる るると 変形の更なる るると 変形の更なる なるのでな るると 変形の更なる るると 変形の更なる なる 変形とで 進程としたもの等には にたって様 変形の更なる るると、 変形の更なる るると、 変形の更なる るると、 変形の更なる るると、 変形の更なる るると、 変形の更なる るると 変形の更なる るると 変形の更なる るると 変形の更なる るると 変形の更なる るると 変形の更なる るると 変形の更なる るると 変形の更なる るると、 変形を なる。 変形とで るると、 変形の更なる るると、 変形の更なる るると、 変形の更なる るると、 変形の更なる るると 変形の更なる るると 変形の更なる るる。 なる、 変形を るると 変形の更なる るると 変形の更なる なる なる。 変形を るると なる。 変形を るると なる。 変形を るると 変形のでなる るると なる。 変形を なる。 変形を なる。 変形を なる 変形を なる 変形を なる なる 変形を なる なる なる なる なる なる なる なる なる なる	延滞債権は的確	とにより、正常債			
理、治的処理を実 明らかにする。 施するほか、民事 並液確実性の見 再生法、お庭部呼 サービナーを効 由の療産家、透明 果・効率的に往用 性を確保しつつ 分形方法の約定 る。 化に努める。 ③ 注的処理 債権の保全と確 加が今後見込生 実な四収を図る ため、訴訟、競売 等法的処理がある。 ものについては 成正な法的処理 成正な法的処理 形式液能、あるい は実質破跡先で 担果処分に移斥しの課 短である。 後期処理 形式液能、あるの は実質破跡先で 担果を分に移斥しい に 担果を分に移斥しい に は実立したもの等。 に 他のの表点 の教育。 を決定した。 の教育、 の教育、 の教育、 の教育、 の教育、 の教育、 の教育、 の教育、	に返済確実性を	権以外の債権へ			
施するほか、民事 可生法、徐云誠性の見 つない。保護は、 一世でサーを効 、 少が率的に活用 し、同取敗化を図 発 方はの教理 (権の人のつ 介 済方法の教定 化に努める。 ② 法的処理 (権を関する) で 大の 新経、銀光・	見極め、償却処	の取組状況を			
所生法、特定認停 等による回収計 画の策定、透明 性を確保しつつ 発活方法の約定 化に努める。 ③ 法的処理 債権の保全と値 地が今後見込ま 大丸の 取飲、競競 等法的処理が新 当と判断される。 ⑤ 値前処理 形式破蔵、あるい は実育破競先で 担保処分に移行 することを決定 したもの等、償間 素洗いとなった債 箱は近れて 強力・変を表した。大変である まのについては 成正な法的処理 を提める。 ⑥ 値前処理 形式破蔵、あるい は実育破競先で 担保処分に移行 することを決定 したもの等、償間 素洗いとなった債 箱は近れて 強対となった債 箱は近れて 強がとなった債 箱は近れて 後述・で 及び、分析・の見にしの課 のの人 のの人 のの人 のの人 のの人 のの人 のの人 のの人 のの人 の	理、法的処理を実	明らかにする。			
等による回収計 動一とサーを効 画の策定等、透明 果・効率的に活用 した 個な優とつつ 弁済方法の約定 化に努める。 はた、債権機関に 片め を利の連接 (債権の保全と確 実が回収を図る れが 回収を図る れが 回収を選る ため、訴訟、競売 等法に免更が 第二と判断される 核計する。 当と判断される 核計する。 ものについては 厳正な法的処理 を進める。 ④ 微熱速運 形式破滅、あるい 以実質破滅先で 担保処分に移行 することを決定 素務の更なる効 したもの等、償却 過水となった債 複は迅速に償却 処理する。 (2 年 2 年 2 年 2 年 3 年 3 年 4 年 4 年 4 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5	施するほか、民事	返済確実性の見			
画の策定等、透明 性性を確保しつつ 介落方法の約定 化に写める。 ③ 法的処理	再生法、特定調停	込めない債権は、			
性を確保しつつ 弁済方法の約定 化に努める。 ③ 法的処理 債権の保全と確 実な回収を図る ため、訴訟、競売 等法的処理が満 当と判断される ものについては 厳正な法的処理 を進める。 ④ 債類処理 形式酸味、あるい は実質破緩先で 担保処分に移行 することを決定 したもの等。億組 適歌となった債 権は迅速に管理 処理する。	等による回収計	サービサーを効			
会演方法の約定 化に努める。 ② 法的処理 传権の保全と確 加が今後見込ま 実な回収を図る ため、訴訟、競売 等法的处理が適 当と判断される。 ものについては 厳正な法的処理 を進める。 ④ 信却処理 形式破綻、あるい は実質破綻先で 祖保処分に移行 することを決定 したもの等、信却 適状となった債 権はは退に償却 処理する。	画の策定等、透明	果・効率的に活用			
化に努める。 ③ 法的処理 (債権の保全と確 (方め割合の増生 (権をの保全と確) 加が今後見込ま れる回収困難事 ため、訴訟、競売 等法的処理が適 当と判断される ものについては 厳正な法的処理 を進める。 ④ 償却処理 形式破綻、あるい は実質破綻失。 1 担実質破綻失で 担実質破疾失で 1 担実のたに移行 することを決定 したもの等、償却 適強とことでた症 権性迅速に償却 処理する。	性を確保しつつ	し、回収強化を図			
③ 法的処理 (債権の保全と確 実な回収を図る ため、訴訟、競売 等法的処理が適 当と判断される ものについては 厳正な法的処理 を進める。 ④ 償却処理 形式破綻、あるい は実質破綻先で 担保処分に移行 することを決定 したもの等、償却 連がある、総減等に 当たっては、承継 薬のしたがで もだいが、強減等に 当たっては、承継 薬のしたの等、償却 連がある、総減等に 当たっては、承継 薬をのしたがで もたっては、承継 薬をのしたが、債権管理 システムの再構 処理する。	弁済方法の約定	る。			
情権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては一般正な法的処理を進める。 ④ 僧却処理 形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却通常の人に移行することを決定したもの等、償却通常がよるが、核化・経域等に当たのでは、承継業務の更なる効率であるため、債権管理権は迅速に償却処理する。	化に努める。	また、債権残高に			
実な回収を図る ため、評訟、競売 等法的処理が適 当と判断される ものについては 厳正な法的処理 を進める。 ④ 償却処理 形式破綻、あるい は実質破綻先で 担保処分に移行 することを決定 したもの等、償却 適状となった債 権は迅速に償却 処理する。	③ 法的処理	占める割合の増			
ため、訴訟、競売 等法的処理が適 当と判断される ものについては 厳正な法的処理 を進める。 ② 僧却処理 形式破綻、あるい は実質破綻先で 担保処分に移行 することを決定 したもの等、償却 適狀となった債 権は迅速に償却 処理する。	債権の保全と確	加が今後見込ま			
等法的処理が適 当と判断される ものについては 厳正な法的処理 を進める。 ④ 償却処理 形式破綻、あるい は実質破綻先で 担保処分に移行 することを決定 したもの等、償却 適状となった債 権は迅速に償却 処理する。	実な回収を図る	れる回収困難事			
当と判断される ものについては	ため、訴訟、競売	案について、分析			
ものについては	等法的処理が適	の上、対処方針を			
厳正な法的処理 中の業務実施体制の見直しの課題である、事業管理である、事業管理である、事業管理の他部門へは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適批となった債権は迅速に償却処理する。	当と判断される	検討する。			
 を進める。 ① 償却処理 形式破綻、あるいは実質破綻先で担保保処分に移行することを決定したもの等、償却率の他の等のであるため、債権管理権は迅速に償却を担保のが、債権管理を対する。 一次のでは、承継をであるため、債権管理を対するのが、債権管理を対する。 	ものについては	本中期目標期間			
 ④ 償却処理 形式破綻、あるい は実質破綻先で 担保処分に移行 することを決定 したもの等、償却 適状となった債 権は迅速に償却 処理する。 題である、事業管 理部の他部門へ の統合・縮減等に 当たっては、承継 業務の更なる効 率化が必要であ るため、債権管理 システムの再構 築を平成 29 年 	厳正な法的処理	中の業務実施体			
形式破綻、あるい は実質破綻先で 担保処分に移行 することを決定 したもの等、償却 適状となった債 権は迅速に償却 処理する。	を進める。	制の見直しの課			
は実質破綻先で 担保処分に移行 することを決定 したもの等、償却 適状となった債 権は迅速に償却 処理する。	④ 償却処理	題である、事業管			
担保処分に移行 することを決定 したもの等、償却 適状となった債 権は迅速に償却 処理する。当たっては、承継 業務の更なる効 率化が必要であるため、債権管理 システムの再構 築を平成 29 年	形式破綻、あるい	理部の他部門へ			
することを決定 したもの等、償却 適状となった債 権は迅速に償却 処理する。業務の更なる効 率化が必要であるため、債権管理 システムの再構 策を平成 29 年	は実質破綻先で	の統合・縮減等に			
したもの等、償却 適状となった債 適状となった債 権は迅速に償却 処理する。 率化が必要であるため、債権管理 システムの再構 築を平成 29 年	担保処分に移行	当たっては、承継			
適状となった債 るため、債権管理 権は迅速に償却 システムの再構 処理する。 システムの再構 築を平成 29 年	することを決定	業務の更なる効			
権は迅速に償却 システムの再構 処理する。 築を平成 29 年					
処理する。	適状となった債	るため、債権管理			
	権は迅速に償却	システムの再構			
(2)サービサー 12 月までに終	処理する。	築を平成 29 年			
	(2)サービサー	12 月までに終			

の活用と借入金 え、平成30年1		
等の完済 月から本格稼動		
返済確実性の見しさせる。		
込めない債権は、		
サービサーを積		
極的に活用し、回		
収強化を図る。		
また、財政融資資		
金の借入金の返		
済、機構債券の償		
還を着実に実施		
し、第三期中期目		
標期間中に完済		
することとする。		
なお、借入金等の		
返済のための資		
金調達に当たっ		
ては、市中の金利		
情勢等を考慮し、		
極力有利な条件		
での借入れを行		
い、調達コストの		
抑制を図る。		

4. その他参考情報			

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
Ⅲ − 3	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業	_
度		レビュー	

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要な
			度値等)						情報
	短期借入金の限	10,000 百万円	18,600 百万円	5,500 百万円	2,200 百万円	_			一時的な資金不足等に対応する
	度額								ための短期借入金の限度額に対し
									て、より少額で対応。

3	. 各事業年度の業務	客に係る目標、計画	i、業務実績、年度	評価に係る自己評価及び	ド主務大臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価
			(平成 29 年度)		業務実績	自己評価	
		年度内における	平成 29 年度に	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
		一時的な資金不	おいて、一時的	_	_	自己評定:B	<評定に至った理由>
		足等に対応する	な資金不足等が				短期借入は行わずに、計画的な資金管理
		ための短期借入	発生した場合、	<その他の指標>		評定理由:資金の計画的、	を実施している。
		金の限度額は、単	その対応のため	_		機動的な管理に努めた結	
		年度 10,000 百	の短期借入金の			果、平成29年度は短期借入	<今後の課題>
		万円とする。	限度額は、	<評価の視点>		を行わなかったことを踏ま	特になし。
			10,000 百万円	_		え、上記のとおり、自己評	
			とする。			定を「B」とした。	<その他事項>
							特になし。
						<課題と対応>	
						_	

4. その他参考情報		

1. 当事務及び事業に関	する基本情報			
IV — 1	職員の人事に関する計画			
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業	平成 30 年度行政事業レビューシート	事業番号 0314
度		レビュー		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度(目標)	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
		(前中期目標期間最終年		(暫定値)	(当初計画値)			当該年度までの累積値等、必要な
		度値等)						情報
政府機関等主催の外	_	20 講座	24 講座	37 講座	46 講座	37 講座		
部研修の活用(講座		(平成25年度実績)		(当初計画:28講	(当初計画:39 講	(当初計画:32 講		
数)				座)	座)	座)		
政府機関等主催の外	_	25 名	37 名	65 名	64 名	58 名		
部研修の活用(参加		(平成25年度実績)		(当初計画: 40	(当初計画: 42名)	(当初計画:43名)		
者数)				名)				
階層別研修の実施・	_	4 講座	8 講座	10 講座	7講座	13 講座		
参加 (講座数)		(平成25年度実績)		(当初計画:11講	(当初計画:9 講	(当初計画:13 講		
				座)	座)	座)		
階層別研修の実施・	_	36 名	76 名	123 名	67 名	132 名		
参加(参加者数)		(平成25年度実績)		(当初計画:80	(当初計画:62名)	(当初計画:102		
				名)		名)		
業務専門性研修の実		88 講座	_	89 講座	83 講座	81 講座		
施 (講座数)		(年度当初計画講		(当初計画:88講	(当初計画:92 講	(当初計画:100講		
		座数)		座)	座)	座)		

3	. 各事業年度の業	務に係る目標、計	·画、業務実績、年度	評価に係る自己評価及び	が主務大臣による評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣は	こよる評価
			(平成 29 年度)		業務実績	自己評価		
				<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В
	機構は、業務運			・政府機関等主催の外		自己評定: B	<評定に至った理由	>
	営の効率化及			部研修の活用状況			研修については、	「階層別研修」と「業
	び業務の質の			(講座数、参加者		評定理由:	務専門性研修」によ	より構成される多角
	向上に関する			数)		次のとおり、年度計	的な研修計画に沿っ	って研修を実施し、
	目標の達成を			・階層別研修の実施状		画に基づく取組を着実	100 講座に対し受講	者数延べ 1619 人が
	図るため、職員			況(講座数、参加者		かつ適正に実施したた	受講している。	
	の資質向上の			数)		め、自己評定をBとし	人事評価制度につ	ついては、28年度に
	ための研修に			・業務専門性研修の実		た。	導入した新たな人	事評価制度につい
	関する計画を			施状況(講座数)			て、職員からの意見	見聴取等により検証
	定め、それを着						し、見つかった課題	夏を補正することに

実に実施する			<その他の指標>								より、制度の改善を図った。
ものとするこ			_								また、評価結果については、定期昇
と。											給や賞与(業績手当)に反映させてい
また、人事評価			<評価の視点>								る。
制度の実施に			年度計画の各項目に								
あたっては、適			対して十分な取組が								<今後の課題>
正な評価制度			検討、実施されている								特になし。
の運用を行う			カゝ。								
とともに、それ											<その他事項>
に応じた給与											特になし。
体系の見直し											
を適宜行うこ											
と。											
	(1) 第三期中	(1)本中期目標		(1)	債権管理	里回収業	務に係る	見直し		●債権管理回収業務に	
	期目標期間中	期間中の目標であ		債権管	理回収	業務を所	掌する事	事業管理部を	と経理部に	係る組織体制の見直し	
	に、債権管理回	る債権管理回収業		統合し	、名称を	を新たに	「財務部	」とした(11月)。	については、同業務を	
	収業務の組織体	務の組織体制の見								所掌する事業管理部を	
	制について、業	直しについて、円								経理部に統合した。	
	務の状況等を踏	滑な業務実施体制									
	まえ、その縮減	を確保した上で、									
	等を検討し結論	事業管理部の経理									
	を得る。	部への統合を進め									
		る。									
	(2)質の高い	(2) 職員による		(2)	各種研修	多の実施	等			 ●階層別研修を含む各	
	サービスの提供	より質の高いサー		総務部	が実施っ	する「一点	投研修」、	「階層別研	修」等と各	種研修については、3	
	を行うことがで	ビスの提供を行う		部が実	施する	「業務専	門性研修	冬」を2本の	り柱とする	か年の「ERCA研修	
	きるように、担	ことができるよ		「ERCA	研修計	画」に基	づき研修	を実施し、	平成 29 年	計画」を策定し、研修	
	当業務に必要な	う、「ERCA 研修計		度は「-	一般研修	冬」、「階層	層別研修.	」、「自主研化	修」、「業務	運営に係るPDCAサ	
	知識・技術の習	画」に基づく研修		専門性	研修」の	計100講	座を延へ	ヾ1,619人が	受講した。	イクル等をより一層明	
	得、職員の能力	を展開し、各事業		研修実	漬は次の	りとおり。)			確化するとともに、研	
	開発・人材育成	部門の業務遂行に					自主			修計画に基づき着実に	
	·	必要な知識・技術					研修			研修を実施し、職員の	
	·	の習得、職員の能			•	階層	及び	業務専門		能力開発・人材育成に	
		力開発・人材育成		区分	一般	別研	資格	性研修	計	取り組んだ。	
		を図るための各種			研修	修	取得	(<u>X</u>)		3 2 3 3 2 3	
	けた各種研修を	研修を実施する。					支援	(,,,,			
	実施する。	また、女性活躍推					策				
				1 1		ļ	-11	1	i	11	I and the second
	, , , , , ,	進のための研修や		講座	4 講	13 講	2 講座	81 講座	100 講		

の実施などによ					座)	
り、職員の自発的	参加	429	100 5	05.47	963 名	1, 619
かつ積極的な研修	者数	名	132 名	95 名	(58名)	名
受講及び自己啓発	※括弧	内の数値	直は業務	専門性研	修のうち政	农府機関等
等を促す。	主催の	外部研修	をの数を え	示す。		
なお、政府機関等	①一般和	研修				
主催の外部研修の	行政に	携わる	者として	欠かせる	ない倫理観	や内部統
活用及び階層別研	制•情報	限セキュ	.リティ等	ドの知識 を	を持ち、明る	らく働きや
修の実施において	すい職	場をつく	くる職員を	を育成す	ることを目に	的として、
は、講座数及び参	各種一	般研修を	と実施しし	ン、4 講座	座を延べ 429	名が受講
加者数とも前中期	した。					
目標期間の最終年	倫理観	や内部総	売制・情報	セキュリ	リティ等の知	印識につい
度の実績を上回る	ては、	9月に内	 內部統制码	肝修を役	職員 162 名	が、10月

よう努め、また、

業務専門性研修の

実施においては、

当初計画講座数を

上回るよう努め

る。

倫理観や内部統制・情報セキュリティ等の知識については、9月に内部統制研修を役職員 162 名が、10 月にコンプライアンス・情報セキュリティ研修を役職員 164 名が受講し、近年の他組織における具体的な事例等を通してその重要性を改めて認識した。

また、ストレスチェック制度及び早期かつ適切なメンタルへルス対策の重要性への理解を深めることを目的として、当機構でストレスチェックを初めて受検する職員等を対象としてメンタルへルス研修を実施し、39名が受講した。さらに、ストレスと上手に付き合うために自分に合ったセルフケアを選択し、実践できるようになることを目的とした健康管理研修(講演会)を12月及び1月に実施し、役職員のうち希望者64名が受講した。

②階層別研修

キャリアアップに応じた職員の能力・スキルの向上を 目的として、各種の階層別研修を実施し、13 講座を 延べ132名が受講した。

平成29年度は新入職員及び若手職員の育成に重点を置き、新入職員研修については、実施期間を28年度から2日間増やして法令・規程等の知識の基礎固めと各部の業務理解を促進した。その他、10月に入構1・2年目職員を対象としたフォローアップ研修、1月に入構3年目職員を対象としたキャリアデザイン研修、2月に内定者を対象とした中定者研修を実施した。また、管理職層については、マネジメントカ向上に重点を置いた中期計画を踏まえ、管理職及び次期管理職クラスの職員(2・3等級)を対象に、課題解決能力、プレゼンテーション力、マネジメント能力等の向上を目的として、あるべきマネジメントに向けて改善すべ

	理職として果る	トナベキ狐	土田の国	的お行動学
	至職として未行 9月から2月			
	ンを行い、そ		で光衣り	34・3 寺
	成研修を実施 ITKの実績>			
	研修の実績>	1	=# c5- #L	立=# +> *L
研修名	研修概要	対象者	講座数	受講者数 (延べ人 数)
	業務理解、 社会人の心 構え	内定者	1講座	3名
	ビナプス規管業の理が、シーラ、発生のの理がの理解の理解の	年度新 入職員	3講座	15 名
フォロ ーアッ プ研修	これまでの 業務等の振	目職員	 1 講座	10 名
キャリ アデザ イン研 修	のキャリア	職員	1講座	3名
1 · 2 等級研 修	自己分析、	(部課	1 講座	27 名
等級人	課題解決能 力、プレゼ ンテーショ ンカ、マネ	級職員	1 講座	42 名

		c 生 ku	白コハギ	c 左 ⁄ū	1 = # 広	23 名	T T	
			自己分析、	5等級	1講座	23 名		
		研修	業務改善に	職員				
			必要なスキ	(主事				
		+	ルの習得	級)	. =++ -+-			
			各等級に必		4 講座	9名		
			要とされる	年4月				
		修	マネジメン	昇格者				
			トスキルの					
			習得	-1-11 >1	4		↓	
		_ ,, _ ,	り自発的かつ積 ′	種的な研修	彦受講及 て	が目己啓発		
		等の促進				t. s		
		7	テに有益な知識		•			
		, .	こ取り組む職員		•	· · · -		
			資格取得支援策 # 、 、	」を実施し	、 2 講座	を延べ 95		
		名が受請		₩ ₩₩₩		_ 3 . 2		
			冬については、 - ※ 。 2 理 なか			・スキルを		
			_学べる環境を		-	5 上) - ポ -#*		
			頁以上のビジネ					
			ミラーニングを					
			また、資格取得					
			各(簿記、メンタ			** **		
		の取得の	つため、職員3	名の講座党	:講を文援	にて。		
		④業務専	厚門性研修の実	施				
		81 講座	を延べ 963 名力	が受講し、	各部門の美	業務遂行に		
		必要な専	厚門スキルを向	上させた。				
		また、業	務専門性研修	の一環とし	て、各種野	環境施策の		
		知識等を	と身につけるた	め、環境省	及び環境省	省環境調査		
		研修所が	『主催する研修	に職員 16 /	名が参加し	た。特に、		
		環境省が	『実施する環境	問題史現地	研修(四日	目市コース		
		及び西海	削コース) に	は職員4名	が参加し	、機構の所		
		掌業務で	である公害健康	被害補償	予防業務の	の原点を学		
		んだ。						
(3)人事評価	(3)平成28年度	(3) Y	、事評価制度の	運営改善等	• •		●人事評価制度につい	
	に改定した新たな			, , , , , , ,			ては、平成28年度から	
用を行い、評価	人事評価制度に関		手度から導入し	した新たな	人事評価制	別度につい	導入した新たな人事評	
	し、同年度中に判		結果の取りまる					
給与等に反映	明した運営上の課		かとなった課					
し、士気の高い	題を改善すること		平価を簡略化す					
組織運営に努め	等により、制度改		運用の改善を行	•			て明らかとなった課題	
る。	定の目的であった						等の検討結果を踏ま	
	1	1					1	

職員一人ひとりの ②より的確な制度とするための検討 え、平成28年度まで実 成長、組織全体の 平成28年度から導入した新たな人事評価制度の意図 | 施していた期中の中間 成長を確実なもの である「人事評価を通じ機構として求められる職員像 | 評価の一部を簡略化す とするとともに評 を目指し、各階層に求められる役割を的確に果たしうしることで、より合理的 価結果の人事及び る職員を育成していく」観点から、「能力・スキル評│な評価制度に見直し 価及び業務評価について、より的確に評価すること」 た。また、平成28年度 給与への反映によ により沿った制度に改善するための見直しを行うこ
| 評価結果について、定 り、士気の高い組 織運営に努める。 ととし、本年度準備・習熟期間として導入したチーム 期昇給等に適正に反映 また、平成28年度 制の運用状況も考慮して検討を行った。 した。 中に導入した指導 また、新たに導入した「指導役」制度についても、よ 役制度について り効果的な人材育成に資する制度となるよう職員か らの意見も取り入れながら制度の再構築についての も、その運用状況 等を確認し、適 検討を行った。 宜見直しを図るこ とで、指導される ③評価結果の反映 平成28年度の人事評価結果について、平成29年度定 職員の業務スキル の確実な習得を推 期昇給及び6月期賞与の業績手当に適正に反映した。 進するとともに、 指導役を担う職員 の更なる成長を促 す。 (4)人員に関|(4)人員に関す する指標 る指標 管理業務につい (参考) て、一層の事務 第3期中期目標期 処理の効率化を|間の期初常勤職員 図るとともに、 数 140 人 承継業務の債権 第3期中期目標期 残高の変動、縮┃間の期末の常勤職 小等を考慮し、 員数の見込み 148 業務の実施体制し人 の検討を行い、 結論を得る。 (参考) 期初の常勤職員 数 140 人 期末の常勤職員 数の見込み 148 人

		<課題と対応>	
		平成29年度までの取	
		組状況等を踏まえて、	
		引き続き、組織・要員	
		体制の見直し、各種研	
		修の実施、人事評価制	
		度の適正な運用等に取	
		り組む。	

4	その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
N-2	積立金の処分に関する事項							
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業	_					
度		レビュー						

2	2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)		
			(前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要な		
			度値等)						情報		

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価
		(平成 29 年度)		業務実績	自己評価	
			<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
	第二期中期目標期	前中期目標期間	_		自己評定: B	<評定に至った理由>
	間の最終事業年度	から繰り越した	<その他の指標>			積立金の処分に関しては、計画に基づい
	において、独立行	積立金について	_		評定理由:	た適正な処理を実施している。
	政法人通則法第	は、公害健康被	<評価の視点>	公害健康被害予防事業の財源 28,728 千円及び	公害健康被害予防事業の財	
	44 条の処理を	害予防事業及び	・環境大臣の承認を受	前中期目標期間以前に自己収入財源で取得し	源及び前中期目標期間中に	<今後の課題>
	行ってなお積立金	債権管理回収業	けた金額について、計	た固定資産の減価償却等見合い 3,469 千円を	自己収入で取得した固定資	特になし。
	があるときは、主	務等の財源並び	画で定めたとおりの	取り崩した。	産の減価償却について取崩	
	務大臣の承認を受	に前中期目標期	使用を行っているか。		し、適正な期間損益を計上	<その他事項>
	けた金額につい	間以前に自己収			した。	特になし。
	て、公害健康被害	入財源で取得				
	予防事業及び債権	し、当期へ繰り			<課題と対応>	
	管理回収業務等の	越した固定資産			今後も固定資産の減価償却	
	財源並びに第二期	の減価償却に要			に要する費用等に充て、適	
	中期目標期間以前	する費用に充て			切に処理する。	
	に自己収入財源で	ることとする。				
	取得し、第三期中					
	期目標期間へ繰り					
	越した固定資産の					
	減価償却に要する					

典田炊にナイフト		
費用等に充てるこ ととする。		
ししする		

4. その他参考情報		

1. 当事務及び事業に関する基本情報										
IV — 3	その他当該中期目標を達成するために必要な事項									
当該項目の重要度、難易 度	-	関連する政策評価・行政事業 レビュー	平成 30 年度行政事業レビューシート	事業番号 0314						

2	2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)		
			(前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要な		
			度値等)						情報		

3.	各事業年度の業	務に係る目標、計画	、業務実績、年度評	平価に係る自己評価及び	が主務大臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	法人の業務実績・自己評価	
			(平成 29 年度)		業務実績	自己評価	
				<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
		中期目標期間を超	中期目標期間を	_		自己評定: B	<評定に至った理由>
		える債務負担につ	超える債務負担	<その他の指標>			中期目標期間を超える債務負担につい
		いては、当該債務	については、当該	_		評定理由:	ては、必要性が認められる案件に限り実施
		負担の必要性が認	債務負担の必要	<評価の視点>	29 年度は以下にかかる調達(予定価格 100 万	業務の必要性やスケールメ	している。
		められる場合に	性が認められる	中期計画期間を超え	円以上) について、業務の必要性やスケール	リットなど、債務負担の必	
		は、次期中期目標	場合には、次期中	る債務負担の必要性	メリット等を考慮し、次期中期目標期間にわ	要性が認められるものにつ	<今後の課題>
		期間にわたって契	期目標期間にわ		たる契約を行った。	いて、次期中期目標期間に	特になし。
		約を行うことがあ	たって契約を行		・「東京事務所における室内清掃業務」	わたって契約を行った。	
		る。	うことがある。		(契約期間:平成29年4月~平成32年3月)		<その他事項>
					・「ぜん息・COPD 電話相談事業の実施業務」		特になし。
					(契約期間:平成29年4月~平成31年4月)		
					・「労働者派遣契約による業務補助者の確保		
					(29年度4月派遣開始分)」		
					(契約期間:平成29年4月~平成32年3月)		
					「データセンターの提供及びネットワーク回		
					線・関連機器の調達」		
					(契約期間:平成29年6月~平成34年2月)		
					・「ネットワーク機器の更新及び保守業務」		
					(契約期間:平成29年6月~平成34年9月)		

4. その他参考情報